

昭和二十五年政令第八十九号

公職選挙法施行令

内閣は、公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）の規定並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十条及び同法附則第二十一条の規定に基き、この政令を制定する。

目次

第一章 参議院合同選挙区選挙管理委員会（第一条・第一条の二）

第二章 選挙権（第一条の三）

第三章 選挙に関する区域（第二条―第十条の二）

第三章 選挙人名簿（第十一条―第二十二條の二）

第三章の二 在外選挙人名簿（第二十三條―第二十三條の八）

第四章 投票（第二十四條―第四十八條の二）

第四章の二 共通投票所（第四十八條の三―第四十九條）

第四章の三 記号式投票（第四十九條の二―第四十九條の六）

第四章の四 期日前投票（第四十九條の七―第四十九條の十二）

第五章 不在者投票（第五十条―第六十五条）

第五章の二 在外投票（第六十五条の二―第六十五条の二）

第六章 開票（第六十六条―第七十九条）

第七章 選挙会及び選挙分会（第八十条―第八十七條）

第八章 公職の候補者等（第八十八条―第九十三條の二）

第九章 削除

第十章 選挙を同時に行うための特例（第九十七條―第九七條）

第十一章 選挙運動（第九十八条―第二百二十六條）

第十二章 選挙運動に関する収入及び支出並びに寄附（第二百二十六條の二―第二百二十九條）

第十二章の二 推薦団体の選挙運動の特例（第二百二十九條の二・第二百二十九條の三）

第十二章の三 政党その他の政治団体等の選挙における政治活動（第二百二十九條の四―第二百二十九條の七）

第十二章の四 選挙の効力及び当選の効力に関する異議の申出及び審査の申立て（第二百二十九條の八）

第十三章 市町村の境界の変更があつた場合等の選挙の執行の特例（第三十條―第三十一條の二）

第十三章の二 選挙の一部無効による再選挙の特例（第三十二條―第三十三條の二）

第十三章の三 再立候補の場合の特例（第三十三條の二・第三十三條の三）

第十四章 補則（第三十三條―第四十七條）

附則

第一章 参議院合同選挙区選挙管理委員会（参議院合同選挙区選挙管理委員会の兼業禁止の特例の対象となる法人）

第一条 公職選挙法（以下「法」という。）第五

条の六第八項に規定する合同選挙区都道府県（同条第一項に規定する合同選挙区都道府県をいう。以下同じ。）が出資している法人で政令で定めるものは、合同選挙区都道府県が出資している額の合計額が資本金、基本金その他これらに準ずるものの総額の二分の一以上である法人とする。

（参議院合同選挙区選挙管理委員会に対する地方自治法等の適用等）

第一条の二 参議院合同選挙区選挙管理委員会に対する地方自治法その他の法令の規定の適用については、同法第七十五条第三項及び第五項、第九十八条第一項、第二百一十一條、第二百二十五條、第三百三十八條の二の二、第三百三十八條の三、第三百三十八條の四第二項、第八十条の二、第八十条の三（事務の従事に係る部分に限る。）、第九十九条の四、第九十九条の六、第九十九条の七、第九十九条の三（同法第二百二十七條第二項、第四百一十一條第一項及び第四百六十六條第一項に係る部分を除く。）、第九十九條の四第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第九十九條第九項、第十一項及び第十三項から第十五項まで、第二百三十三條の二第一項、第二百四十四條第一項、第二百四十一條第一項、第二百四十二條第二項、第二百三十八條の二、第二百三十八條の四第九項、第二百四十二條第一項、第四項、第五項、第八項及び第九項、第二百四十二條の二第一項、第二項第二号

及び第四号並びに第七項、第二百四十二條の三五項、第二百四十三條の二の七第一項、第二百五十條の十三第一項から第三項まで及び第七項、第二百五十條の十四第一項から第四項まで、第二百五十條の十五、第二百五十條の十六、第二百五十條の十七第一項、第二百五十條の十八第一項、第二百五十條の十九、第二百五十一條第二項、第二百五十一條の五第一項、第二百五十一條の七第一項、第二百五十二條の三十三第一項、第二百五十二條の三十七第五項（同法第二百五十二條の四十六項、第二百五十二條の四十一第六項及び第二百五十二條の四十二第六項において準用する場合を含む。）、第二百五十二條の三十八第四項及び第六項（これらの規定を同法第二百五十二條の三十九第九十四項、第二百五十二條の四十六項、第二百五十二條の四十二第六項において準用する場合を含む。）、第二百五十二條の三十九第九十二項並びに第二百五十二條の四十三第七項の規定、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一號）第六條第一項及び第三十八條の二第一項の規定並びに地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六號）第九十七條、第九十八條（同令第九十七條に係る部分を除く。）、及び第九十七條の三第一項第一号の規定に限り、参議院合同選挙区選挙管理委員会を地方自治法第九十八條の四第一項に規定する委員会とみなす。

2 地方自治法第九十八條の二及び第九十九條第二項の規定並びに地方自治法施行令第九十三條の四第一項（第一号ロに係る部分に限る。）の規定は、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員に於て準用する。

3 前二項の場合における地方自治法施行令第九十七條第一項の規定の適用については、同項中「除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお」とあるのは、「除斥のため」とする。

4 地方自治法第二百五十二條の十七の九の規定により合同選挙区都道府県の臨時選挙管理委員が選任された場合には、当該臨時選挙管理委員をもつて参議院合同選挙区選挙管理委員会の臨時委員に充て、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員の職務を行わせるものとする。この場合において、法及びこの政令中参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員に関する規定（法第五條の六第六項及び第八項の規定並びに前条の規定を除く。）は、参議院合同選挙区選挙管理委員会の臨時委員に適用する。

第一章の二 選挙権

第一条の三 市町村の選挙管理委員会は、法第一条第一項若しくは第二百五十二條又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四號）第二十八條の規定により選挙権を有しない者が当該市町村の区域内から他の市町村の区域内に住所を移したことを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該市の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、他の市町村の区域内から当該市町村の区域内に住所を移した者（当該市町村の区域内から更に住所を移した者を含む。）で当該市町村の区域内に住所を定めた後四箇月を経過しないものについて、その者が当該市町村に本籍を有する者である場合には、法第一条第一項若しくは第二百五十二條若しくは政治資金規正法第二十八條の規定により選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなつたことを知つたとき、その者が当該市町村に本籍を有しない者である場合には法第一条第三項（政治資金規正法第二十八條第四項において準用する場合を含む。）又はこの項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を当該市の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

第二章 選挙に関する区域

第二条 法第十三條第四項の場合において、市町村の境界変更に係る区域が属すべき選挙区は、関係選挙区の日本国民の人口、地勢、交通その他の事情を考慮して、総務大臣が定める。

2 総務大臣は、前項の規定により市町村の境界変更に係る区域が属すべき選挙区を定めた場合には、直ちにその旨を告示するとともに、これを内閣総理大臣及び関係都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、これを衆議院議長に通知しなければならない。

（都道府県の議会の議員の任期中における選挙区の特例）

第三条 法第十五條第一項から第四項までの規定により、条例で選挙区を設定し、若しくは廃止

定を除く。）は、参議院合同選挙区選挙管理委員会の臨時委員に適用する。

第一章の二 選挙権

第一条の三 市町村の選挙管理委員会は、法第一条第一項若しくは第二百五十二條又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四號）第二十八條の規定により選挙権を有しない者が当該市町村の区域内から他の市町村の区域内に住所を移したことを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該市の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、他の市町村の区域内から当該市町村の区域内に住所を移した者（当該市町村の区域内から更に住所を移した者を含む。）で当該市町村の区域内に住所を定めた後四箇月を経過しないものについて、その者が当該市町村に本籍を有する者である場合には、法第一条第一項若しくは第二百五十二條若しくは政治資金規正法第二十八條の規定により選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなつたことを知つたとき、その者が当該市町村に本籍を有しない者である場合には法第一条第三項（政治資金規正法第二十八條第四項において準用する場合を含む。）又はこの項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を当該市の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

第二章 選挙に関する区域

第二条 法第十三條第四項の場合において、市町村の境界変更に係る区域が属すべき選挙区は、関係選挙区の日本国民の人口、地勢、交通その他の事情を考慮して、総務大臣が定める。

2 総務大臣は、前項の規定により市町村の境界変更に係る区域が属すべき選挙区を定めた場合には、直ちにその旨を告示するとともに、これを内閣総理大臣及び関係都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、これを衆議院議長に通知しなければならない。

（都道府県の議会の議員の任期中における選挙区の特例）

第三条 法第十五條第一項から第四項までの規定により、条例で選挙区を設定し、若しくは廃止

定を除く。）は、参議院合同選挙区選挙管理委員会の臨時委員に適用する。

第一章の二 選挙権

第一条の三 市町村の選挙管理委員会は、法第一条第一項若しくは第二百五十二條又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四號）第二十八條の規定により選挙権を有しない者が当該市町村の区域内から他の市町村の区域内に住所を移したことを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該市の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、他の市町村の区域内から当該市町村の区域内に住所を移した者（当該市町村の区域内から更に住所を移した者を含む。）で当該市町村の区域内に住所を定めた後四箇月を経過しないものについて、その者が当該市町村に本籍を有する者である場合には、法第一条第一項若しくは第二百五十二條若しくは政治資金規正法第二十八條の規定により選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなつたことを知つたとき、その者が当該市町村に本籍を有しない者である場合には法第一条第三項（政治資金規正法第二十八條第四項において準用する場合を含む。）又はこの項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を当該市の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

第二章 選挙に関する区域

第二条 法第十三條第四項の場合において、市町村の境界変更に係る区域が属すべき選挙区は、関係選挙区の日本国民の人口、地勢、交通その他の事情を考慮して、総務大臣が定める。

2 総務大臣は、前項の規定により市町村の境界変更に係る区域が属すべき選挙区を定めた場合には、直ちにその旨を告示するとともに、これを内閣総理大臣及び関係都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、これを衆議院議長に通知しなければならない。

（都道府県の議会の議員の任期中における選挙区の特例）

第三条 法第十五條第一項から第四項までの規定により、条例で選挙区を設定し、若しくは廃止

定を除く。）は、参議院合同選挙区選挙管理委員会の臨時委員に適用する。

第一章の二 選挙権

第一条の三 市町村の選挙管理委員会は、法第一条第一項若しくは第二百五十二條又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四號）第二十八條の規定により選挙権を有しない者が当該市町村の区域内から他の市町村の区域内に住所を移したことを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該市の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、他の市町村の区域内から当該市町村の区域内に住所を移した者（当該市町村の区域内から更に住所を移した者を含む。）で当該市町村の区域内に住所を定めた後四箇月を経過しないものについて、その者が当該市町村に本籍を有する者である場合には、法第一条第一項若しくは第二百五十二條若しくは政治資金規正法第二十八條の規定により選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなつたことを知つたとき、その者が当該市町村に本籍を有しない者である場合には法第一条第三項（政治資金規正法第二十八條第四項において準用する場合を含む。）又はこの項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を当該市の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

第二章 選挙に関する区域

し、又はその区域を変更するのは、一般選挙を行う場合に限るものとする。ただし、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める区域については、この限りでない。

一 新たに市町村の区域の設定があつた場合
当該市町村の区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域

二 新たに市町村の区域の廃止があつた場合
当該市町村の区域の全部又は一部が新たに属した市町村の区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域

三 町村を市とし、又は市を町村とする処分があつた場合
当該町村とされた市の区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域

四 一の市町村の区域が二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれていた場合において当該各区域を法第十五条第五項の規定により新たに市町村の区域とみなしたとき
当該区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域

五 法第十五条第五項の規定により市町村の区域とみなしていた区域がなくなつた場合
当該区域が従前属していた選挙区の区域

六 他の都道府県の区域の全部を編入した場合
合 当該編入された区域
(都道府県の議会の議員の選挙区の議員定数の変更)

第四条 都道府県の議会の議員の選挙区において選挙すべき議員の定数は、議員の任期中においても、前条各号に掲げる場合に限り、変更することができない。ただし、同条第一号から第五号までに掲げる場合においては、これらの号に定める区域の全部又は一部が新たに属することとなつた選挙区に限る。

(都道府県の議会の議員の所属選挙区の変更)

第五条 第三号第一号から第五号までに掲げる場合において、都道府県の議会の議員の任期中新たに設定され、又はその配当議員数が変更されることとなつた選挙区に新たに配当すべき都道府県の議会の議員は、当該新たに設定された選挙区の区域又は配当議員数が変更されることとなつた選挙区に新たに属することとなつた区域が従前属していた選挙区から選出した議員の中から都道府県の選挙管理委員会がくじで定められる。ただし、その区域内に住所を有する議員があるときは、その議員をもつてその区域から選

出された議員とし、その区域内に住所を有する議員の数がその区域の配当議員数より多いときは、これらの議員の中からくじで定める。

2 他の都道府県の区域の全部を編入した場合において、前条の規定により各選挙区において選挙すべき議員の定数を変更したことにより、当該編入をした都道府県の従前の選挙区に属する議員の数が当該従前の選挙区において新たに選挙すべきこととなつた議員の定数を超えるときは、当該都道府県の選挙管理委員会は、その定数を超える数に相当することとなる数の議員をくじで定め、これを編入された区域内の選挙区又は新たに定数の増加した選挙区において配当しなければならぬ。この場合において、それぞれの選挙区に配当すべき議員の数は、議員の定数(新たに定数の増加した選挙区においては、その増加に係る数。以下この条において同じ)に比例して定めなければならない。

3 前項の場合において、新たに議員を配当することとなる選挙区の区域内に住所を有する議員があるときは、同項に規定するくじの方法によらないで、その議員をもつて当該選挙区から選出された議員とし、その区域内に住所を有する議員の数が当該選挙区において選挙すべき議員の定数より多いときは、都道府県の選挙管理委員会がこのらの議員の中からくじで定めた者をもつて当該選挙区から選出された議員とする。

4 前項の規定によつて新たに議員を配当することとなる選挙区の区域内に住所を有する議員を当該選挙区に配当した後における第二項の規定の適用については、その既に前項の規定によつて配当した議員の数を、それぞれ当該都道府県の従前の選挙区に属する議員の数が新たに議員を配当することとなる選挙区において選挙すべき議員の定数から控除するものとする。

(都道府県の設置をする場合における都道府県の議会の議員の選挙区及び定数に関する特例)

第六条 地方自治法第六條の二第一項の規定により都道府県の設置をしようとする場合において、その区域の全部が当該新たに設置される都道府県の区域の一部となる都道府県(以下この条において「設置関係都道府県」という。)は、その協議により、あらかじめ、新たに設置される都道府県の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の定数を定めることができる。

2 前項の規定により新たに設置される都道府県の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の定数を定めたときは、設置関係都道府県は、直ちにこれらを告示しなければならない。

3 前項の規定により告示された新たに設置される都道府県の議会の議員の選挙区又は各選挙区において選挙すべき議員の定数は、当該都道府県の条例により設けられ、又は定められたものとみなす。

4 第一項の協議については、設置関係都道府県の議会の議決を経なければならない。
(指定都市の議会の議員の選挙区の特例)

第七条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の一の区(総合区を含む。第四百四十一条の二及び第四百四十一条の三を除き、以下同じ。)の区域が二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における法第十五条第六項の規定の適用については、当該各区域を区の区域とみなすことができる。
(指定都市の議会の議員の任期中における選挙区及び定数の変更)

第八条 市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合において、地方自治法第九十一条第三項の規定により議会の議員の定数を増減するとき、議員の任期中においても、指定都市にあつては前条において準用する第四条の規定にかかわらず各選挙区において選挙すべき議員の定数を変更し、指定都市以外の市及び町村にあつては関係区域を区域とする選挙区を設け、若しくは関係区域を選挙区に編入し、又は各選挙区において選挙すべき議員の定数を変更することができる。

2 前項の規定によつて関係区域を区域とする選挙区を設け、若しくは関係区域を選挙区に編入

し、又は各選挙区において選挙すべき議員の定数を変更した市町村において、当該市町村の従前の選挙区に属する議員の数が当該従前の選挙区において新たに選挙すべきこととなつた議員の定数をこえるときは、当該市町村の選挙管理委員会は、その定数をこえる数に相当することとなる数の議員をくじで定め、これを新たに設定された選挙区又は新たに定数の増加した選挙区に配当しなければならぬ。この場合において、配当すべき選挙区が二以上あるときは、これらの選挙区において選挙すべき議員の定数(新たに定数の増加した選挙区においては、その増加に係る数。本条中以下同じ)に比例してそれぞれの選挙区に配当すべき議員の数を定め、くじで議員を配当しなければならない。

3 前項の場合において、新たに議員を配当することとなる選挙区の区域内に住所を有する議員があるときは、同項に規定するくじの方法によらないで、その議員をもつて当該選挙区から選出された議員とし、その区域内に住所を有する議員の数が当該選挙区において選挙すべき議員の定数より多いときは、市町村の選挙管理委員会がこのらの議員の中からくじで定めた者をもつて当該選挙区から選出された議員とする。

4 前項の規定によつて新たに議員を配当することとなる選挙区の区域内に住所を有する議員を当該選挙区に配当した後における第二項の規定の適用については、そのすでに前項の規定によつて配当した議員の数を、それぞれ当該市町村の従前の選挙区に属する議員の数が新たに議員を配当することとなる選挙区において選挙すべき議員の定数から控除するものとする。

5 第一項の規定によつて関係区域を区域とする選挙区を設けた市町村において当該市町村の従前の区域を区域とする選挙区又は従前の区域を包含する選挙区の設定があつた場合における第二項の規定の適用については、これらの選挙区を当該市町村の従前の選挙区と、当該市町村の議会の議員をその従前の選挙区に属する議員とみなす。

(市町村の設置をする場合における市町村の議会の議員の選挙区及び定数に関する特例)

第八条の二 地方自治法第七條第一項又は第三項の規定により市町村の設置をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村(以下この条において「設置関係市町

村」という。)は、設置関係市町村が二以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が一のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の定数を定めることができる。

2 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の定数を定めるときは、設置関係市町村は、直ちにこれらを告示しなければならない。

3 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の定数は、当該市町村の条例により設けられ、及び定められたものとみなす。

4 第一項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。
(人口に比例しない議員の定数)

第九條 市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。
(投票区の廃止又は変更の告示)

第九條之二 市町村の選挙管理委員会は、法第七條第二項の規定により設けた投票区を廃止し、又は変更したときは、直ちにその旨を告示しなければならない。
(指定都市の議会の議員の開票区の特例)

第十條 指定都市の議会の議員の選挙において区域が二以上の選挙区に分かれておるときは、当該選挙区の区域により区域を分けて数開票区を設けるものとする。
(市町村の区域を分けて開票区を設ける場合等の手続)

第十條之二 市町村の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会が分割開票区(法第十八條第二項の規定により市町村の区域(指定都市においては、区の区域)を分けて設けられる開票区をいう。以下同じ。)を設けることができる特別の事情があると認めるときは、都道府県の選挙管理委員会にその旨を届け出なければならない。当該特別の事情がなくなり、又は当該特別の事情に重要な変更があつたと認めるときも、同様とする。

2 数市町村の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会が数市町村合同開票区(法第十八條第二項の規定により数市町村の区域の全部又は一部を合わせて設けられる開票区をいう。以下同じ。)を設けることができる特別の事情があると認めるときは、都道府県の選挙管理委員会にその旨を届け出なければならない。当該特別の事情がなくなり、又は当該特別の事情に重要な変更があつたと認めるときも、同様とする。

3 指定都市の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会が数区合同開票区(法第十八條第二項の規定により指定都市の数区の区域の全部又は一部を合わせて設けられる開票区をいう。以下同じ。)を設けることができる特別の事情があると認めるときは、都道府県の選挙管理委員会にその旨を届け出なければならない。当該特別の事情がなくなり、又は当該特別の事情に重要な変更があつたと認めるときも、同様とする。

4 都道府県の選挙管理委員会は、法第十八條第二項の規定により設けた開票区を廃止し、又は変更したときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

5 都道府県の選挙管理委員会は、法第十八條第二項の規定により開票区を設けたときは、直ちにその旨を関係市町村の選挙管理委員会(指定都市においては、市の選挙管理委員会を経て関係区の選挙管理委員会)に通知しなければならない。同項の規定により設けた開票区を廃止し、又は変更した場合も、同様とする。

第三章 選挙人名簿
(選挙人名簿を磁気ディスクをもつて調製する場合の方法及び基準)

第十條 市町村の選挙管理委員会は、法第十九條第三項の規定により選挙人名簿を磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもつて調製する場合には、電子計算機(電子計算機による方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる機器を含む。以下同じ。)の操作によるものとし、磁気ディスクへの記録、磁気ディスク及び当該選挙人名簿に記録されている事項の利用並びに磁気ディスク及びこれに関連する施設又は設備の管理の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

第十條之二 市町村の選挙管理委員会は、前項に規定する場合においては、当該選挙人名簿に記録されている事項が投票管理、開票管理及び当該市町村の選挙管理委員会の職員(当該市町村の選挙管理委員会から選挙に関する事務を委嘱された職員及び当該市町村の委託を受けて選挙人名簿に関する事務の処理に従事する者を含む。)以外の者に電子計算機に接続された電気通信回線を通じて知られること及び当該選挙人名簿が滅失し、又は毀損することを防止するために必要な措置を講じなければならない。
(選挙人名簿の登録のための調査等)

第十二條 市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、選挙人名簿に登録される資格(以下この条及び第二十一條第二項において「被登録資格」という。)を有する者を常時調査し、被登録資格を有する者について選挙人名簿に登録するための整理をするものとし、選挙人名簿の登録に当たつては、被登録資格を有することについて確認が得られない者を選挙人名簿に登録してはならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の調査に關し必要がある場合には、その被登録資格につき調査しようとする者その他の関係者の出頭を求め、又はこれらの者に被登録資格の確認のための資料の提出を求めることができる。この場合には、これらの者は、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。
(年齢満十七年の者の調査等)

第十三條 市町村の選挙管理委員会は、毎年三月、六月、九月及び十二月(以下「登録月」という。)の一日現在により、次に掲げる者のうち年齢満十七年のものでその登録月の次の登録月の前月の末日までに年齢満十八年になるものを調査し、法第二十二條第三項の規定による選挙人名簿の登録を行う場合のための整理をしなければならない。この場合において、市町村の選挙管理委員会から要請があつたときは、当該市町村長は、当該調査に協力しなければならない。

一 当該市町村の住民基本台帳に記録されている者
二 当該市町村の区域内から住所を移した者のうち、その者に係る登録市町村等(法第二十一條第一項に規定する登録市町村等をいう。以下この号において同じ。)の住民票が作成された日から引き続き三箇月以上登録市町村

等の住民基本台帳に記録されていた者であつて、登録市町村等の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過しないもの
(登録日等の告示)

第十四條 市町村の選挙管理委員会は、法第二十二條第一項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により登録月の一日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日に定めた場合又は同項ただし書の規定により同項に規定する通常の登録日後に変更した場合に、直ちに当該登録を行う日を告示しなければならない。

2 法第二十二條第三項の選挙管理委員会、中央選挙管理会又は参議院合同選挙区選挙管理委員会は、同項の規定による選挙人名簿の登録について、同項に規定する選挙時登録の基準日を定めた場合には、直ちに当該選挙時登録の基準日を告示しなければならない。
(異議の申出に係る行政不服審査法施行令の準用)

第十五條 行政不服審査法施行令(平成二十七年政令第三九十一号)第八條の規定は、法第二十四條第一項の異議の申出について準用する。この場合において、同令第八條中「審理員は」とあるのは「公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十四條第一項の異議の申出を受けた選挙管理委員会(以下この条において「審査庁」という。)は」と、「審理関係人」とあるのは「異議申出人」と、「総務省令で」とあるのは「審査庁」と読み替へるものとする。
(表示の消除)

第十六條 市町村の選挙管理委員会は、法第二十七條第一項又は第二項の規定による表示をされた者が法第二十一條第一項に規定する者に該当するに至つたことを知つた場合には、直ちにその表示を消除しなければならない。
(登録の移替)

第十七條 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が当該市町村の区域内の他の投票区の区域内に住所を移したことを知つたときは、その者に係る登録の移替をしなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、その事実を知つたときが次の各号に掲げる期間内であるときは、その登録の移替を当該各号に規定する選挙の期日後に延期することができる。

一 当該市町村の住民基本台帳に記録されている者
二 当該市町村の区域内から住所を移した者のうち、その者に係る登録市町村等(法第二十一條第一項に規定する登録市町村等をいう。以下この号において同じ。)の住民票が作成された日から引き続き三箇月以上登録市町村

一 任期満了による選挙にあつては、各選挙につき、その任期が終る日の前六十日からその選挙の期日までの期間

二 その他の選挙にあつては、各選挙につき、その選挙を行なうべき事由が生じた日からその選挙の期日までの期間

(選挙人名簿登録証明書)

第十八条 選挙人名簿に登録された船員（船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員をい）、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第九十二条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者及び船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第十四条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者並びに法第四十九条第七項に規定する実習生（第五章において「実習生」といふ。）を含む。以下同じ。）は、

- 1 市町村の選挙管理委員会に対して、選挙人名簿登録証明書の交付を申請することができる。
- 2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による申請があつた場合には、当該船員に対して選挙人名簿登録証明書を交付しなければならない。
- 3 選挙人名簿登録証明書の交付を受けた者は、船員でなくなつた場合、他の市町村の選挙人名簿に登録された場合、在外選挙人名簿に登録された場合又は当該選挙人名簿登録証明書の交付を受けた市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至つた場合には、直ちに当該選挙人名簿登録証明書をその交付を受けた市町村の選挙管理委員会に返さなければならない。

- 4 第一項及び第二項に規定するもののほか、選挙人名簿登録証明書の交付の申請の方法及び交付の手續に關し必要な事項は、総務省令で定める。

(選挙人名簿の移送又は引継ぎ)

第十九条 市町村の選挙管理委員会は、市町村の境界変更があつた場合においては、選挙人名簿（法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、当該選挙人名簿に記載されている事項の全部を記載した書類（以下この条において「選挙人名簿記載書類」といふ。）次項及び第三項並びに第三百三十一条第二項において同じ。）中新たに他の市町村に属することとなつた区域内に住所を有

する者として登録されているもの（選挙人名簿記載書類にあつては、記載されているもの）に係る部分をその市町村の選挙管理委員会に送付しなければならない。

2 市町村の廃置分合があつた場合においては、新たにその区域が属することとなつた市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿中その市町村に属することとなつた区域内に住所を有する者として登録されているもの（選挙人名簿記載書類にあつては、記載されているもの）に係る部分を引き継ぎなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の送付を受け、又は引継ぎをした場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、その旨及び送付又は引継ぎに係る選挙人名簿に登録されている者（選挙人名簿記載書類にあつては、記載されている者）の数を都道府県の選挙管理委員会に報告しなければならない。

4 前三項の規定は、指定都市において新たに区を設け、又はその区域を変更した場合に準用する。ただし、前項の規定を準用して区の選挙管理委員会が報告をする場合においては、市の選挙管理委員会を経過しなければならない。

5 第一項又は第二項の規定によつて送付を受け、又は引継ぎをした選挙人名簿（法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、選挙人名簿記載書類）は、市町村の廃置分合又は境界変更に係る区域が新たに属した市町村の選挙人名簿となるものとする。

(磁気ディスクをもつて調製されている選挙人名簿を閲覧させる方法)

第二十条 市町村の選挙管理委員会は、法第二十八条の二第一項（同条第九項において読み替へて適用される場合を含む。）又は第二十八条の三第一項の規定により選挙人名簿に登録されている全部又は一部の事項を閲覧させる場合には、当該選挙管理委員会の管理する場所において、当該事項を映像面に表示して閲覧させるものとする。

第二十一条 市町村の選挙管理委員会は、法第三十条第一項の規定により選挙人名簿を再調製する場合、あらかじめ、その選挙人名簿の調製の期日及び異議の申出期間その他選挙人名簿の再調製について必要な事項を定め、これらを告示しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、法第三十条第一項の規定により選挙人名簿を再調製する場合には、被登録資格を有する者をその選挙人名簿の調製の期日現在により調査しなければならない。

(選挙人の数の報告)

第二十二条 市町村の選挙管理委員会は、法第十二条第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日現在において選挙人名簿に登録されている選挙人の数を、遅滞なく、都道府県の選挙管理委員会に報告しなければならない。

この場合において、合同選挙区都道府県の選挙管理委員会は、同項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日現在において選挙人名簿に登録されている選挙人の数（参議院合同選挙区選挙（法第五条の六第二項に規定する参議院合同選挙区選挙をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）を、遅滞なく、集計するとともに、その結果を参議院合同選挙区選挙管理委員会に報告しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、法第三十条第一項の規定により選挙人名簿を再調製した場合には、遅滞なく、これに登録された選挙人の数を都道府県の選挙管理委員会に報告しなければならない。

(選挙人名簿の保存)

第二十三条の二 選挙人名簿の抄本（法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて選挙人名簿を調製している市町村の選挙管理委員会にあつては、当該選挙人名簿に登録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。以下この条において同じ。）は、その抄本を用いて選挙された衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間、市町村の選挙管理委員会において保存しなければならない。

第三章の二 在外選挙人名簿

(在外選挙人名簿を磁気ディスクをもつて調製する場合の方法及び基準)

第二十三条 第十一条の規定は、法第三十条の二第四項の規定により在外選挙人名簿を磁気ディスクをもつて調製する場合の方法及び基準について準用する。

(指定在外選挙投票区の指定等)

第二十三条の二 市町村の選挙管理委員会は、法第三十条の三第二項の規定により指定在外選挙投票区（同項に規定する指定在外選挙投票区を

いう。以下同じ。）の指定を行う場合において、当該市町村の区域が二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に分かれていたときは、当該選挙区の区域ごとに指定在外選挙投票区を指定しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、指定在外選挙投票区を指定したときは、直ちにこれを告示するとともに、都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。

(在外選挙人名簿の登録の申請の手續)

第二十三条の三 法第三十条の五第一項の規定による申請は、当該申請をする者（以下この章において「在外選挙人名簿登録申請者」といふ。）が、在外選挙人名簿に關する事務について当該在外選挙人名簿登録申請者の住所を管轄する領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下この章及び第四百四十二条において同じ。）（法第三十条の五第二項に規定する総務省令・外務省令で定める地域にあつては、同項に規定する総務省令・外務省令で定める者。第二号並びに次項第二号及び第三号を除き。以下この章及び第四百四十二条において同じ。）に対して、自ら又は総務省令で定めるところにより総務省令で定める者を通じて、法第三十条の五第一項の規定による申請書（以下この条及び第二十三条の六第一項において「在外選挙人名簿登録申請書」といふ。）を提出し、かつ、次に掲げる書類（当該在外選挙人名簿登録申請者が他の法令の規定により当該領事官に住所に關する届出を行つている場合であつて総務省令で定めるときは、第一号に掲げる書類）を提示して、しなければならない。

- 一 当該在外選挙人名簿登録申請者の旅券（旅券を紛失し、又は焼失したことその他の特別の事情により旅券を所持していない場合には、当該在外選挙人名簿登録申請者の資格又は地位を証明する書類（当該在外選挙人名簿登録申請者の写真を貼り付けてある書類その他の総務省令で定める書類に限る。））
- 二 当該在外選挙人名簿登録申請者が、在外選挙人名簿に關する事務について当該在外選挙人名簿登録申請者の住所を管轄する領事官の管轄区域（法第三十条の四第一項に規定する管轄区域をいう。以下この号及び次項において同じ。）内に住所を有することとなつた日として在外選挙人名簿登録申請書に記載され

た日から申請の日（法第三十条の五第三項第一号に定める日）をいう。以下この号及び次項において同じ。）までの間（以下この号及び同項において「住所要件期間」という。）引き続き当該管轄区域内に住所を有することを証するに足りる文書（申請の日において住所要件期間が三箇月以上である場合には、当該在外選挙人名簿登録申請者が当該管轄区域内に引き続き三箇月以上住所を有することを証するに足りる文書）

2 申請の日において住所要件期間が三箇月に満たない在外選挙人名簿登録申請者（以下この条において「住所要件未充足在外選挙人名簿登録申請者」という。）は、申請の日以後法第三十条の五第三項第二号に定める日（第六項において「三箇月経過日」という。）までの間に、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至つたときは、直ちに、文書でその旨を在外選挙人名簿登録申請書を提出した領事官に届け出なければならぬ。

一 日本の国籍を失つた場合
二 在外選挙人名簿に関する事務について申請時住所（住所要件未充足在外選挙人名簿登録申請者の住所として在外選挙人名簿登録申請書に記載された住所をいう。次号及び第六項において同じ。）を管轄する領事官の管轄区域外へ住所を移した場合
三 在外選挙人名簿に関する事務について申請時住所を管轄する領事官の管轄区域内において住所を変更した場合
四 氏名その他総務省令で定める事項に変更が生じた場合

3 前項第一号又は第二号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出があつたときは、当該住所要件未充足在外選挙人名簿登録申請者の法第三十条の五第一項の規定による申請は、取り下げられたものとみなす。
4 第二項第三号又は第四号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出は、それぞれ同項第三号又は第四号に掲げる場合に該当する事実を証するに足りる文書を添えて、しなければならぬ。ただし、当該住所要件未充足在外選挙人名簿登録申請者が他の法令の規定により在外選挙人名簿登録申請書を提出した領事官に住所、氏名その他総務省令で定める事項に関する届出をしていない場合は、総務省令で定めるときは、この限りでない。

5 法第三十条の五第三項の規定による在外選挙人名簿登録申請書の送付は、当該在外選挙人名簿登録申請者に係る在外選挙人名簿の被登録資格（同項に規定する在外選挙人名簿の被登録資格をいう。以下この章において同じ。）に関する意見書（第二項第三号又は第四号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出書の提出があつた場合には、在外選挙人名簿の被登録資格に関する意見書及び当該届出書の写し）を添えて、外務大臣を経由して、しなければならぬ。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により当該送付を行うときは、外務大臣を経由することを要しない。

6 領事官は、前項の規定により住所要件未充足在外選挙人名簿登録申請者に係る在外選挙人名簿の被登録資格に関する意見書を送付するときは、あらかじめ、当該住所要件未充足在外選挙人名簿登録申請者が三箇月経過日において申請時住所（第二項第三号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出書の提出があつた場合は、当該届出書に記載された変更後の住所）に居住しているかどうかを確認しなければならぬ。（在外選挙人名簿への登録の移転の申請の手続）
第二十三条の三の二 法第三十条の五第四項の規定による申請は、当該申請をする者（以下この章において「在外選挙人名簿登録移転申請者」という。）が、同項に規定する市町村の選挙管理委員会に対して、自ら又は総務省令で定めるところにより総務省令で定める者を通じて、同項の規定による申請書（次項において「在外選挙人名簿登録移転申請書」という。）を提出し、当該在外選挙人名簿登録移転申請者の旅券又は当該在外選挙人名簿登録移転申請者の資格若しくは地位を証明する書類（当該在外選挙人名簿登録移転申請者の写真を貼り付けてある書類その他の総務省令で定める書類に限る。）を提示して、しなければならぬ。
2 在外選挙人名簿登録移転申請者は、当該在外選挙人名簿登録移転申請者が在外選挙人名簿登録移転申請書を法第三十条の五第四項に規定する市町村の選挙管理委員会に提出した時の属する日以後法第三十条の六第五項の規定による在外選挙人名簿登録申請書の交付を受けた日若し

くは第二十三条の六第二項の規定による在外選挙人名簿への登録の移転（法第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をいう。以下この章及び第三十条において同じ。）をしなかつた場合の通知を受けた日又は当該在外選挙人名簿登録移転申請者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日（四箇月を経過するに至つた日のいずれか早い日）までの間に、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至つたときは、直ちに、文書でその旨を在外選挙人名簿登録移転申請書を提出した市町村の選挙管理委員会に届け出なければならぬ。
一 在外選挙人名簿登録移転申請書に転出先として記載された国外における住所と異なる国外における住所を定めた場合
二 氏名その他総務省令で定める事項に変更が生じた場合
3 前項各号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出は、それぞれ同項各号に掲げる場合に該当する事実を証するに足りる文書を添えて、しなければならぬ。ただし、当該在外選挙人名簿登録移転申請者が他の法令の規定により市町村長又は領事官に住所、氏名その他総務省令で定める事項に関する届出をしていない場合は、この限りでない。（市町村の選挙管理委員会による調査等）
第二十三条の四 市町村の選挙管理委員会及び領事官は、必要に応じて、在外選挙人名簿登録申請者に係る在外選挙人名簿の被登録資格につき調査しなければならぬ。
2 在外選挙人名簿登録申請者は、法第三十条の五第一項の規定による申請に関し、市町村の選挙管理委員会又は領事官から求められたときは、在外選挙人名簿の被登録資格を有すること（証するために必要な文書を提出し、又は必要な説明をしななければならない。）
3 市町村の選挙管理委員会は、必要に応じて、在外選挙人名簿登録移転申請者に係る当該市町村における在外選挙人名簿の被登録資格（法第三十条の六第二項に規定する在外選挙人名簿の被登録資格をいう。次項及び第二十三条の五の二第三項において同じ。）につき調査しなければならぬ。
4 在外選挙人名簿登録移転申請者は、法第三十条の五第四項の規定による申請に関し、市町村の選挙管理委員会から求められたときは、当該

市町村における在外選挙人名簿の被登録移転資格を有することを証するために必要な文書を提出し、又は必要な説明をしななければならない。（在外選挙人名簿の被登録資格の確認等）
第二十三条の五 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿登録申請者に係る当該市町村における在外選挙人名簿の被登録資格について、当該在外選挙人名簿登録申請者の本籍地の市町村長に確認を求めなければならない。
2 本籍地の市町村長は、前項の規定により確認を求められたときは、直ちに回答しなければならない。
3 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村における在外選挙人名簿の被登録資格を有することについて確認が得られない在外選挙人名簿登録申請者を在外選挙人名簿に登録してはならない。（在外選挙人名簿登録移転申請者の国外における住所に関する意見等）
第二十三条の五の二 法第三十条の五第五項の規定により市町村の選挙管理委員会が外務大臣に対して行う在外選挙人名簿登録移転申請者（当該市町村の選挙人名簿から抹消された者を除く。次項において同じ。）の国外における住所に関する意見の求めは、総務省令で定めるところにより、その旨及び当該在外選挙人名簿登録移転申請者の氏名その他総務省令で定める事項を外務大臣に通知して行うものとする。
2 法第三十条の五第六項の規定により外務大臣が市町村の選挙管理委員会に対して述べる在外選挙人名簿登録移転申請者の国外における住所に関する意見は、総務省令で定めるところにより、他の法令の規定による住所に関する届出その他の方法により知つた当該在外選挙人名簿登録移転申請者の住所に関する事実に基づき、当該市町村の選挙管理委員会に通知して述べるものとする。
3 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村における在外選挙人名簿の被登録資格を有することについて確認が得られない在外選挙人名簿登録移転申請者について在外選挙人名簿への登録の移転をしてはならない。（在外選挙人名簿に登録しなかつた場合等の通知）
第二十三条の六 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿登録申請者を在外選挙人名簿に登録しなかつたときは、遅滞なく、理由を付し

て、その旨を法第三十条の五第三項の規定により当該在外選挙人名簿登録申請者の在外選挙人名簿登録申請書を送付した領事官を経由して当該在外選挙人名簿登録申請者に通知しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿登録移転申請者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなかつたときは、遅滞なく、理由を付して、その旨を当該在外選挙人名簿登録移転申請者に通知しなければならない。

第二十三条の七 在外選挙人証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 選挙人の氏名及び生年月日
- 二 選挙人の国外における住所
- 三 その他総務省令で定める事項

2 選挙人は、在外選挙人証の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく、在外選挙人証を添えて、在外選挙人名簿に関する事務について当該選挙人の住所を管轄する領事官を経由し、その登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に届け出て、在外選挙人証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

3 前項の規定による届出は、記載事項の変更の届出書に在外選挙人証の記載事項に変更を生じた事実を証するに足りる文書を添えて、しなければならない。ただし、変更を生じた記載事項が選挙人の国外における住所その他総務省令で定める記載事項である場合において、総務省令で定めるときは、この限りでない。

4 第二項の場合において、領事官は、同項の規定による届出書に総務省令で定める書類を添えて、直ちに外務大臣を経由して、当該選挙人の登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に送付しなければならない。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により当該送付を同項に規定する電子情報処理組織を使用し行うときは、外務大臣を経由することを要しない。

5 第二十三条の四第一項及び第二項の規定は、第二項の規定による在外選挙人証の記載事項の変更の届出について準用する。この場合において、同条第一項中「在外選挙人名簿登録申請者に係る在外選挙人名簿の被登録資格」とあるのは「第二十三条の七第二項の規定による届出の内容」と、同条第二項中「在外選挙人名簿登録申請者」とあるのは「第二十三条の七第二項の規定による届出の内容」と読み替えるものとする。

6 市町村の選挙管理委員会は、第二項の規定による届出に基づき在外選挙人証に変更に係る事項を記載した場合には、総務省令で定めるところにより、第四項の規定により第二項の規定による届出書を送付した領事官を経由して、当該届出をした者に、当該在外選挙人証を交付しなければならない。

7 前各項に規定するもののほか、在外選挙人証の記載事項の変更に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第二十三条の八 選挙人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、在外選挙人名簿に関する事務について当該選挙人の住所を管轄する領事官を経由して、その登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に在外選挙人証の再交付を申請することができる。

- 一 在外選挙人証を亡失し、又は滅失した場合
- 二 在外選挙人証を汚損し、又は破損した場合
- 三 その他総務省令で定める場合

2 前条第四項の規定は、前項の在外選挙人証の再交付の申請について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは「一次条第一項」と、「届出書」とあるのは「申請書」と読み替えるものとする。

3 市町村の選挙管理委員会は、第一項の規定による申請に基づき在外選挙人証を再交付する場合には、総務省令で定めるところにより、前項において準用する前条第四項の規定により第一項の規定による申請書を送付した領事官を経由して、当該申請をした者に、当該在外選挙人証を交付しなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、在外選挙人証の再交付に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第二十三条の九 在外選挙人証の返納

は、国内の市町村（その登録されている在外選挙人名簿の属する市町村を除く。）の選挙人名簿に登録された場合若しくは国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附票に記載された日後四箇月を経過した場合（第二十三条の十三第二項の規定により在外選挙人名簿の表示を削除された場合を除く。）又は第二十三条の十四第二項の規定による通知を受けた場合には、直ちに当該在外選挙人証をその交付を受けた市町村の選挙管理委員会に返さなければならない。

2 前条第三項の規定により在外選挙人証の再交付を受けた者は、亡失した在外選挙人証を発見し、又は回復した場合は、直ちに、当該発見し、又は回復した在外選挙人証をその交付を受けた市町村の選挙管理委員会に返さなければならない。

第二十三条の十 領事官は、在外選挙人証等受渡

を交付された者についてその登録されている在外選挙人名簿の属する市町村名、当該登録されている者の氏名及び生年月日その他総務省令で定める事項を記載しなければならない。

第二十三条の十一 行政不服審査法施行令第八

項の規定は、法第三十条の六第四項若しくは第五項の規定による在外選挙人証の交付の理由に係る事務を行った場合又は第二十三条の十四の規定による通知があった場合には、直ちに前項に記載し、又はその記載を修正し、訂正し、若しくは削除しなければならない。

第二十三条の十二 法第三十条の九第一項にお

いて読み替えて準用する法第二十五条第一項に規定する政令で定める場合は、訴状を国外から国内へ郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条

（出訴期間の特例）

第二十三条の十三 市町村の選挙管理委員会は、

法第三十条の十第一項の規定により、法第十一条第一項若しくは第二十五条又は政治資金規正法第二十八条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示をされた者についてその事由がなくなったことを知った場合には、直ちにその表示を削除しなければならない。

第六項に規定する一般信書事業者、同条第九項に規定する特定信書事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書事業者による同法第二条第二項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）により送付する場合とする。

第二十三条の十四 市町村の選挙管理委員会は、

法第三十条の十一（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定により当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者を在外選挙人名簿から抹消したときは、遅滞なく、理由を付して、その旨を法第三十条の六第四項又は第五項の規定によりその者の在外選挙人証の交付の理由に係る事務を行った領事官（次項及び第三項において「經由領事官」という。）に通知しなければならない。

第二十三条の十五 市町村の選挙管理委員会は、

法第三十条の十一（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定により当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者を在外選挙人名簿から抹消したときは、遅滞なく、理由を付して、その旨を法第三十条の六第四項又は第五項の規定によりその者の在外選挙人証の交付の理由に係る事務を行った領事官（次項及び第三項において「經由領事官」という。）に通知しなければならない。

第二十三条の十六 市町村の選挙管理委員会は、

法第三十条の十一（第三号に係る部分に限る。）の規定により当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者を在外選挙人名簿から抹消したときは、遅滞なく、理由を付して、その旨を經由領事官を経由して、その者に通知しなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について、その登録されている氏名その他の総務省令で定める事項に係る記載（法第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもって調製する在外選

挙人名簿）を当該市町村の選挙管理委員会に送付するときは、遅滞なく、理由を付して、その旨を經由領事官を経由して、その者に通知しなければならない。

第二十三条の十七 市町村の選挙管理委員会は、

法第三十条の十一（第三号に係る部分に限る。）の規定により当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者を在外選挙人名簿から抹消したときは、遅滞なく、理由を付して、その旨を經由領事官を経由して、その者に通知しなければならない。

〔送致不能開票区〕という。〕以外の開票区に属する投票区（当該市町村の区域が二以上の選挙区に分かれているときは、当該送致不能開票区の属する選挙区と同一の選挙区に属する投票区に限る。）であつて、当該選挙の期日に当該投票区の投票管理者に当該投票の送致をすることができないものを指定投票区に指定し、及び当該指定投票区に属する開票区に属する全部又は一部の投票区及び当該送致不能開票区に属する全ての投票区を、同条第七項の規定によりこれらの投票区に属する選挙人がした法第四十九条の規定による投票に関する事務のうち次条第二項に規定するものを当該指定投票区の投票管理者が行う投票区（次項及び第四項において「特例指定関係投票区」という。）として定めることができる。

3 市町村の選挙管理委員会は、前二項の規定により指定投票区を指定し、及び指定関係投票区又は特例指定関係投票区（以下「指定関係投票区等」という。）を定めたときは、直ちにその旨を告示するとともに、都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。指定投票区の指定を取り消し、又は指定関係投票区等を変更したときも、同様とする。

4 市町村の選挙管理委員会が、第二項の規定により指定投票区を指定し、及び特例指定関係投票区を定め、又は特例指定関係投票区を変更したことにより指定投票区又は特例指定関係投票区となつた投票区を、第一項の規定により指定投票区に指定し、又は指定関係投票区に指定している場合には、当該指定投票区及び指定関係投票区は、当該選挙（当該選挙の期日に第二項の規定により指定投票区を指定し、及び特例指定関係投票区を定め、又は特例指定関係投票区を変更したときは、当該指定及び定め又は変更をした時以後に第六十条第一項（第三号に係る部分に限る。）又は第二項の規定による投票の送致をする法第四十九条の規定による投票に限る。）については、第一項の規定により指定し、及び定めた指定投票区及び指定関係投票区でないものとみなす。

（指定投票区の投票管理者等の事務の方法等）
第二十六条の二 指定関係投票区等の投票管理者は、当該指定関係投票区等に属する選挙人が第六十四条第二項の規定により投票をした場合その他必要があると認められる場合には、直ちにその旨を当該指定関係投票区等に係る指定投票区の投票管理者に通知しなければならない。

2 法第三十七条第七項に規定する投票に関する事務のうち政令で定めるものは、指定関係投票区等に属する選挙人がした法第四十九条の規定による投票であつて、第六十条第一項（第三号に係る部分に限る。）又は第二項の規定により指定投票区の投票管理者に送致されたもの（選挙の期日に指定投票区を指定し、及び指定関係投票区等を定め、又は指定関係投票区等を変更したことにより指定関係投票区等となつた投票区に属する選挙人がしたものにあつては、当該指定及び定め又は変更をした時以後に同条第一項（同号に係る部分に限る。）又は第二項の規定により指定投票区の投票管理者に送致されたものに限る。）に係る第六十二条第一項、第六十三条及び第六十五条に規定する投票管理者の事務とする。

3 指定関係投票区等の投票管理者は、当該指定関係投票区等に属する選挙人がした法第四十九条の規定による投票（選挙の期日に指定投票区を指定し、及び指定関係投票区等を定め、又は指定関係投票区等を変更したことにより指定関係投票区等となつた投票区に属する選挙人がしたものにあつては、当該指定及び定め又は変更をした時以後に第六十条第一項（第三号に係る部分に限る。）又は第二項の規定による投票の送致をするものに限る。）に係る第六十二条第一項、第六十三条及び第六十五条に規定する投票管理者の事務を行わないものとする。

（指定投票区の投票の期日の特例）
第二十六条の四 指定投票区については、都道府県の選挙管理委員会（市町村の議会の議員又は長の選挙については、市町村の選挙管理委員会）は、法第五十六条の規定によつて投票の期日を定めることができる。

（指定投票区等について繰延投票が行われた場合の取扱い）
第二十六条の五 指定投票区について法第五十七条第一項の規定により更に期日を定めて投票を行わせることとされた場合には、当該選挙については、当該指定投票区及び当該指定投票区に

係る指定関係投票区等は、指定投票区及び指定関係投票区等でないものとみなす。この場合において必要な事項は、総務省令で定める。

2 指定関係投票区等について法第五十七条第一項の規定により更に期日を定めて投票を行わせることとされた場合には、当該選挙については、当該指定関係投票区等は、指定関係投票区等でないものとみなす。この場合において必要な事項は、総務省令で定める。

（投票立会人の氏名等の通知）
第二十七条 市町村の選挙管理委員会は、法第三十八条第一項の規定により投票立会人を選任した場合には、直ちに当該投票立会人の住所及び氏名並びに当該投票立会人の属する政党その他の政治団体の名称（投票所が開いている時間の一部について投票に立ち会わせる投票立会人を選任したときは、当該投票立会人の住所及び氏名、当該投票立会人の属する政党その他の政治団体の名称並びに当該投票立会人が投票に立ち会うべき時間）を当該投票立会人の立ち会う投票所の投票管理者に通知しなければならない。

（選挙人名簿の送付等）
第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、各投票区の投票管理者に対して、その投票区の投票所を開く時刻までに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合
その投票区の区域に係る選挙人名簿又はその抄本を送付すること。
- 二 その投票区の区域に係る選挙人名簿が法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合（当該投票管理者が、第三十五条第一項第二号ロに掲げる方法により選挙人が当該選挙人名簿に登録されている者であることの確認を行うこととしてい

- る場合を除く。）次に掲げるいずれかの措置イ 当該選挙人名簿に登録されている全部又は一部の事項を当該市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該投票管理者の使用に係る電子計算機に送信する方法により送付すること。

- ロ 当該選挙人名簿に登録されている全部又は一部の事項を記録した電磁的記録媒体（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつては認識することができない方法で

作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）を送付すること。

ハ 当該選挙人名簿に登録されている全部又は一部の事項を記載した書類を送付すること。

三 その投票区の区域に係る選挙人名簿が法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合（当該投票管理者が、第三十五条第一項第二号ロに掲げる方法により選挙人が当該選挙人名簿に登録されている者であることの確認を行うこととしてい

る場合に限る。）当該投票管理者が、当該市町村の選挙管理委員会及び当該投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して、当該市町村の選挙管理委員会が管理する当該選挙人名簿に登録されている全部又は一部の事項を確認することができる状態に置くこと並びに前号イからハまでに掲げるいずれかの措置

2 市町村の選挙管理委員会は、指定投票区を指定し、及び指定関係投票区等を定めている場合には、指定投票区の投票管理者に対して、その指定投票区の投票所を開く時刻までに（投票所を開いた時刻後に当該投票所に係る投票区を指定投票区に指定し、及び指定関係投票区等を定めたとき、又は指定投票区の投票所を開いた時刻後に当該指定投票区に係る指定関係投票区等を変更したとき、当該指定及び定め又は変更をした時以後直ちに）、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合
その指定投票区に係る指定関係投票区等の区域に係る選挙人名簿又はその抄本を送付すること。
- 二 その指定投票区に係る指定関係投票区等の区域に係る選挙人名簿が法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されて

- いる場合（当該投票管理者が、当該市町村の選挙管理委員会及び当該投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線と接続した電子情報処理組織を使用して、当該市町村の選挙管理委員会が管理する当該選挙人名簿に登録されている全部又は一部の事項の確

定し、及び指定関係投票区等を定めている場合には、指定投票区の投票管理者に対して、その指定投票区の投票所を開く時刻までに（投票所を開いた時刻後に当該投票所に係る投票区を指定投票区に指定し、及び指定関係投票区等を定めたとき、又は指定投票区の投票所を開いた時刻後に当該指定投票区に係る指定関係投票区等を変更したとき、当該指定及び定め又は変更をした時以後直ちに）、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

認を行った後、第六十三条第一項又は第二項の規定による決定を行うこととしてしている場合を除く。）次に掲げるいずれかの措置

イ 当該選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項を当該市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該投票管理者の使用に係る電子計算機に送信する方法により送付すること。

ロ 当該選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項を記録した電磁的記録媒体を送付すること。

ハ 当該選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項を記載した書類を送付すること。

三 その指定投票区に係る指定関係投票区等の区域に係る選挙人名簿が法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合（当該投票管理者が、当該市町村の選挙管理委員会及び当該投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用し、当該市町村の選挙管理委員会が管理する当該選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項の確認を行った後、第六十三条第一項又は第二項の規定による決定を行うこととしてしている場合に限る。）当該投票管理者が、当該市町村の選挙管理委員会及び当該投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用し、当該市町村の選挙管理委員会が管理する当該選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項を確認することができる状態に置くこと並びに前号イからハまでに掲げるいずれかの措置

(住所移転者の投票)

第二十九条 法第二十一条第一項に規定する者に該当して選挙人名簿に登録された者で他の市町村の区域内に住所を移した者又は他の市町村の区域内に住所を移した者で同条第二項に規定する者に該当して選挙人名簿に登録されたものは、なお選挙権を有するときは、当該他の市町村の選挙人名簿に登録されるまでの間、現に選挙人名簿に登録されている市町村において投票をすることができる。

2 選挙人名簿に登録されている者は、その市町村の区域内の他の投票区の区域内に住所を移した場合において、第十七条の規定により登録の

移替えがされたときは、当該他の投票区の投票所において投票をしなければならない。

(国外への住所移転者の投票)

第三十条 法第二十一条第一項に規定する者に該当して選挙人名簿に登録された者で国外へ住所を移した者又は国外へ住所を移した者で同条第二項に規定する者に該当して選挙人名簿に登録されたもの（第二十三条の十三第二項の規定により在外選挙人名簿の表示を削除された者を除く。）は、なお選挙権を有するときは、在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転がされるまでの間、現に選挙人名簿に登録されている市町村において投票をすることができる。

第三十一条 市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がない限り、選挙の期日の公示又は告示の日以後できるだけ速やかに選挙人に投票所入場券を交付するように努めなければならない。

2 投票管理者は、投票所における事務の処理のために必要があると認める場合においては、投票所の入口において選挙人に到着番号札を交付することができる。

(投票箱の場所の設備)

第三十二条 市町村の選挙管理委員会は、投票所において選挙人が投票の記載をする場所について、他人がその選挙人の投票の記載を見ることができないようにするために、相当の設備をしなければならない。

(投票箱の構造)

第三十三条 投票箱は、できるだけ堅固な構造とし、且つ、その上部のふたに各々異なった二以上の錠を設けなければならない。

(投票箱に何も入っていないことの確認)

第三十四条 投票管理者は、選挙人が投票をする前に、投票所内にある選挙人の面前で投票箱を開き、その中に何も入っていないことを示さなければならない。

(引続きき都道府県の区域内に住所を有する旨の証明書)

第三十四条之二 法第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者で従前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をしようとするものは、いずれかの市町村の長に対して、引続きき

当該都道府県の区域内に住所を有する旨の証明書の交付を申請することができる。

2 市町村長は、前項の規定による申請があつた場合において、その者が引続きき当該都道府県の区域内に住所を有すると認めるときは、直ちに同項の証明書を交付しなければならない。

(引続きき都道府県の区域内に住所を有する旨の確認のための手続)

第三十四条之三 法第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者で従前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をしようとするものは、法第四十四条第三項の規定により引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認をしようとする場合には、投票管理者に対して、当該確認の申請をしなければならない。

2 投票管理者は、前項の規定による申請があつた場合には、直ちに、当該申請をした者が従前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村の選挙管理委員会に対して、その者が引続きき当該都道府県の区域内に住所を有するかどうかを照会しなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による照会を受けた場合には、直ちに、第一項の規定による申請をした者に係る住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により地方公共団体情報システム機構（第五章において「機構」という。）から提供を受けた同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報（同章において「機構保存本人確認情報」という。）に基づき、投票管理者に対して、その者が引続きき当該都道府県の区域内に住所を有するかどうかを回答しなければならない。

(投票用紙の交付)

第三十五条 投票管理者は、投票立会人の面前において、選挙人が選挙人名簿に登録されている者であることを、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により確認した後（法第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者で従前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をしようとするものにあつては、併せて、その者について、法第四十四条第三項の規定により提示された引続き居住証明書類

（同項に規定する引続きき当該都道府県の区域内に住所を有することを証するに足りる文書という。第五章において同じ。）を確認し、又は前条第三項の規定による市町村の選挙管理委員会の回答に基づき引続きき当該都道府県の区域内に住所を有することを確認した後）に、当該選挙人に投票用紙を交付しなければならない。

一 次号に掲げる場合以外の場合 選挙人名簿又はその抄本と対照する方法

二 選挙人名簿が法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合 次に掲げるいずれかの方法

イ 市町村の選挙管理委員会から送付された当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類と対照する方法

ロ 当該投票管理者及び市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して、当該市町村の選挙管理委員会が管理する当該選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項と対照する方法

2 投票管理者は、第十八条に規定する選挙人名簿登録証明書（以下この項及び第五章において「選挙人名簿登録証明書」という。）の交付を受けた船員に投票用紙を交付すべき場合には、当該選挙人名簿登録証明書を提示させ、これに投票用紙を交付した旨を記入しなければならない。

3 投票管理者は、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙において、第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証（以下第五十三条までにおいて「南極選挙人証」という。）の交付を受けた選挙人に投票用紙を交付すべき場合には、当該南極選挙人証を提示させ、これに投票用紙を交付した旨を記入しなければならない。

(投票用紙の引換)

第三十六条 選挙人は、誤つて投票用紙を汚損した場合においては、投票管理者に対して、その引換を請求することができる。

(投票用紙の投入)

第三十七条 法第四十八条第一項に規定する代理投票の場合を除く外、投票用紙は、投票管理者及び投票立会人の面前において、選挙人が自ら投票箱に入れなければならない。

第三十八条 削除

(点字投票)

第三十九条 法第四十七条の規定によつて盲人が投票に関する記載に使用することができる点字は、別表第一で定める。

2 盲人である選挙人は、点字によつて投票をしようとする場合においては、投票管理者に対して、その旨を申し立てなければならぬ。この場合においては、投票管理者は、点字投票である旨の表示をした投票用紙を交付しなければならぬ。

(選挙人の宣言)

第四十条 投票管理者は、法第五十条第一項の規定によつて、選挙人に本人である旨の宣言をさせる必要がある場合においては、投票立会人の面前においてその宣言をさせ、投票所の事務に従事する者にこれを筆記させ、選挙人に読み聞かせた上、選挙人にこれに署名させなければならぬ。この場合において、選挙人が心身の故障その他の事由により自ら宣言し、又は署名することができないときは、投票管理者は、宣言書を作製させ、これを本人に読み聞かせた上、その旨を宣言書に記載させなければならぬ。

(代理投票の仮投票)

第四十一条 投票管理者は、法第四十八条第一項の規定によつて心身の故障その他の事由を理由として代理投票を申請した選挙人がある場合において、その事由がないと認めるときは、投票立会人の意見を聴き、その拒否を決定することができる。

2 前項の決定を受けた選挙人がその決定に不服である場合においては、投票管理者は、仮に投票をさせなければならない。

3 投票管理者は、第一項に規定する選挙人が代理投票をすることについて投票立会人に異議がある場合においては、その選挙人に仮に投票をさせなければならない。

4 前二項の場合においては、投票管理者は、法第四十八条第二項(法第四十六条の二第二項の規定により変更して適用する場合を含む。)の規定により、投票用紙に公職の候補者(公職の候補者たる参議院名簿記載者を含む。)の氏名若しくは衆議院名簿記載者若しくは参議院候補者若しくは政党的名称若しくは略称又は公職の候補者に対して○の記号を記載した者に、その選挙人及び投票立会人の面前においてその投票

用紙を封筒に入れて封をさせ、かつ、封筒の表面に選挙人及びその者の氏名を記載させて投票箱に入れなければならない。

(投票用紙の返付)

第四十二条 投票をする前に自ら投票所外に退出し、又は法第六十条の規定によつて退出を命ぜられた選挙人は、投票用紙を投票管理者に返さなければならない。

(投票箱を開鎖する場合の措置)

第四十三条 法第五十三条第一項の規定により投票箱を開鎖すべき場合には、投票管理者は、投票箱の蓋を閉じ、施錠した上、一の鍵は投票箱を送致すべき投票立会人(投票管理者が同時に開票管理者である場合には、投票管理者の指定した投票立会人)が保管し、他の鍵は投票管理者が保管しなければならない。

(投票箱の持出しの禁止)

第四十四条 投票箱は、ふたを閉じた後は、開票管理者に送致する場合の外、投票所の外に持ち出してはならない。

(磁気ディスクをもつて調製されている選挙人名簿又は在外選挙人名簿に記載されている事項の送致方法等)

第四十五条 投票管理者は、法第五十五条又は第五十六条の規定により選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項又は在外選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項を送致する場合には、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

1 当該投票管理者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて開票管理者の使用に係る電子計算機に当該事項を送信する方法

2 当該記録媒体を開票管理者に送付する方法

3 市町村の選挙管理委員会が、投票管理者が、第三十五条第一項第二号に掲げる方法により選挙人名簿に登録されている者であることの確認を行った場合には、当該市町村の選挙管理委員会が管理する当該選挙人名簿に記載されている全部又は一部の事項を開票管理者が確認することができるようにするための措置を講じなければならない。

4 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者が、第六十五条の十三第一項の規定により読み替えて適用される第三十五条第一項第二号に掲げる方法により選挙人が在外選挙人名簿に登録されている者であることの確認を行った場合に

は、当該市町村の選挙管理委員会が管理する当該在外選挙人名簿に記載されている全部又は一部の事項を開票管理者が確認することができるようにするための措置を講じなければならない。

4 法第五十五条ただし書に規定する選挙人名簿が法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合で政令で定めるときは、投票管理者が、選挙人が選挙人名簿に登録されている者であることの確認の全てを第三十五条第一項第二号に掲げる方法により行った場合であつて、市町村の選挙管理委員会が第二項に規定する措置を講じたときとする。

5 法第五十五条ただし書に規定する在外選挙人名簿が法第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合で政令で定めるときは、投票管理者が、選挙人が在外選挙人名簿に登録されている者であることの確認の全てを第六十五条の十三第一項の規定により読み替えて適用される第三十五条第一項第二号に掲げる方法により行った場合であつて、市町村の選挙管理委員会が第三項に規定する措置を講じたときとする。

6 前二項の場合(市町村の選挙管理委員会が選挙人名簿に登録されている全部若しくは一部の事項又は在外選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項を当該市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該投票管理者の使用に係る電子計算機に送信する方法により送付した場合を除く。)においては、当該投票管理者は、選挙の当日、選挙人名簿に登録されている全部若しくは一部の事項を記録した電磁的記録媒体若しくは当該事項を記録した書類又は在外選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項を記録した電磁的記録媒体若しくは当該事項を記載した書類を当該市町村の選挙管理委員会に返付しなければならない。

7 第四項又は第五項の場合(市町村の選挙管理委員会が選挙人名簿に登録されている全部若しくは一部の事項又は在外選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項を当該市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該投票管理者の使用に係る電子計算機に送信する方法により送付した場合に限る。)においては、当該投票管理者は、選挙の当日、当該選挙人名簿に登録されている

全部若しくは一部の事項又は当該在外選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項を当該投票管理者の使用に係る電子計算機から消去しなければならない。

(投票に関する書類の保存)

第四十五条 投票に関する書類(当該選挙に用いなかった投票用紙を含む。)は、当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間(当該選挙に用いなかった投票用紙にあつては、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める期間)、市町村の選挙管理委員会において保存しなければならない。

1 衆議院議員又は参議院議員の選挙 当該選挙の期日から当該選挙についての法第二百四条若しくは第二百八条の規定による訴訟の訴期間が経過する日又は当該訴訟が係属しなくなつた日のうちいずれか遅い日までの間(同日前に当該選挙に係る衆議院議員又は参議院議員の任期が終了した場合には、その終了の日までの間)

2 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙 当該選挙の期日から当該選挙についての法第二百二条若しくは第二百六条に規定する異議の申出期間が経過する日、法第二百二条若しくは第二百六条に規定する異議の申出に対する決定若しくは審査の申立てに対する判決が確定した日又は法第二百三条若しくは第二百七条の規定による訴訟が係属しなくなつた日のうちいずれか遅い日までの間(同日前に当該選挙に係る地方公共団体の議会の議員又は長の任期が終了した場合には、その終了の日までの間)

(繰上投票の期日の告示及び通知)

第四十六条 都道府県の選挙管理委員会は、法第五十六条の規定により投票の期日を定めた場合には、直ちにその旨を告示し、かつ、関係のある数市町村合同開票区の開票管理者及び市町村の選挙管理委員会(指定都市においては、市の選挙管理委員会を経て区の選挙管理委員会)に、その旨を通知しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会(指定都市においては、区の選挙管理委員会)は、都道府県の選挙管理委員会から前項の規定による通知を受けた場合には、直ちにその旨を関係のある投票管理者(指定投票区を指定している場合には、指定投票区の投票管理者を含む。第四項、第四十八

は、当該市町村の選挙管理委員会が管理する当該在外選挙人名簿に記載されている全部又は一部の事項を開票管理者が確認することができるようにするための措置を講じなければならない。

開票管理者とする。その協議が調わない場合には、都道府県の選挙管理委員会が指定した開票区の開票管理者とする。

一 分割開票区及び数市町村合同開票区

3 指定都市の区の区域(当該区域が二以上の選挙区に分かれている場合には、当該選挙区の区域)が次に掲げる開票区のいずれかにより数開票区に分かれている場合には、当該区選挙管理委員会が設けた共通投票所の投票管理者から法第五十五条の規定により投票箱等の送致を受けるべき開票管理者は、関係市町村の選挙管理委員会が協議して定めた開票区の開票管理者とする。その協議が調わない場合には、都道府県の選挙管理委員会が指定した開票区の開票管理者とする。

二 分割開票区及び数市町村合同開票区 合同開票区

3 数市町村合同開票区
4 数市町村合同開票区及び数区合同開票区

4 指定都市の区の区域(当該区域が二以上の選挙区に分かれている場合には、当該選挙区の区域)が次に掲げる開票区のいずれかにより数開票区に分かれている場合には、当該区選挙管理委員会が設けた共通投票所の投票管理者から法第五十五条の規定により投票箱等の送致を受けるべき開票管理者は、当該指定都市の選挙管理委員会が指定した開票区の開票管理者とする。

一 分割開票区及び数区合同開票区

5 市町村の選挙管理委員会(指定都市においてより開票区を指定した場合には、直ちにその旨を告示するとともに、当該開票区の開票管理者に通知しなければならない。)

6 指定都市以外の市町村の選挙管理委員会(第二項の規定による協議に係る共通投票所を設けたものに限る。)は、同項の規定により開票区を定めた場合には、直ちにその旨を告示するとともに、当該開票区の開票管理者に通知しなければならない。

7 指定都市の選挙管理委員会(第三項の規定による協議に係る共通投票所を設けた区選挙管理委員会の置かれた区の属する指定都市の選挙管理委員会に限る。)は、同項の規定により開

票区を定めた場合には、直ちにその旨を告示するとともに、当該区選挙管理委員会を経て当該開票区の開票管理者に通知しなければならない。

8 都道府県の選挙管理委員会は、第二項又は第三項の規定により開票区を指定した場合には、直ちにその旨を告示するとともに、市町村の選挙管理委員会(指定都市においては、当該指定都市の選挙管理委員会及び区選挙管理委員会)を経て当該開票区の開票管理者に通知しなければならない。

9 指定都市の選挙管理委員会は、第四項の規定により開票区を指定した場合には、直ちにその旨を告示するとともに、区選挙管理委員会を経て当該開票区の開票管理者に通知しなければならない。

第四章の三 記号式投票

第四十九条の二 法第四十六条の二第二項の規定により変更して適用することとされた法第八十六条の四第六項に規定する政令で定める日は、法第八十六条の四第十項の規定により候補者が死亡し、又は候補者たることを辞したものとみなされた旨の告示があつた日

後となる場合においては、当該当たる日とする。
一 都道府県知事の選挙にあつては、十七日
二 指定都市の長の選挙にあつては、十四日
三 指定都市以外の市の長の選挙にあつては、七日
四 町村長の選挙にあつては、五日

2 法第四十六条の二第二項の規定により変更して適用することとされた法第八十六条の四第七項に規定する政令で定める日は、法第八十六条の四第十項の規定により候補者が死亡し、又は候補者たることを辞したものとみなされた旨の告示があつた日

3 法第四十六条の二第二項の規定により変更して適用することとされた法第八十六条の四第八項に規定する政令で定める日は、次の各号の区分による日とする。

一 都道府県知事の選挙にあつては、その選挙の期日前十五日
二 指定都市の長の選挙にあつては、その選挙の期日前十二日
三 指定都市以外の市の長の選挙にあつては、その選挙の期日前五日
四 町村長の選挙にあつては、その選挙の期日前三日

4 法第四十六条の二第二項の規定により変更して適用することとされた法第二百二十六条第二項に規定する政令で定める日は、十七日とする。

法) 第四十九条の三 法第四十六条の二第一項の規定による投票を行う選挙(以下この章において「記号式投票による選挙」という。)の投票における○の記号の記載方法は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の定めるところにより、○の記号を自書する方法若しくは○の記号を表す印を押す方法又はこれらの方法を併せた方法によるものとする。

第四十九条の四 記号式投票による選挙においては、投票用紙に印刷する公職の候補者の氏名の順序は、法第七十五条第八項前段のくじで定める順序による。
2 法第四十六条の二第二項の規定により変更して適用することとされた法第八十六条の四第五項から第七項までに規定する事由が生じた場合には、前項の規定にかかわらず、投票用紙に印刷する公職の候補者の氏名の順序は、同条第五項又は第八項の期間が経過した後、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会がくじで定める。

3 前項のくじを行った後法第四十六条の二第二項の規定により変更して適用することとされた法第八十六条の四第六項又は第七項に規定する事由が生じた場合には、前項のくじを改めて行うものとする。ただし、同条第六項に規定する事由が第四十九条の二第一項ただし書の規定により定められた日に係る同条第三項各号に規定する日後に生じたとき、又は法第四十六条の二第二項の規定により変更して適用することとされた法第八十六条の四第七項に規定する事由が第四十九条の二第二項の規定により定められた日に係る同条第三項各号に規定する日後に生じたとき、又は法第四十六条の二

たときは、前項のくじを改めて行わないものとする。

4 公職の候補者又はその代理人は、第二項のくじに立ち会うことができる。

5 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、あらかじめ第二項のくじを行う場所及び日時を告示しなければならない。

(公職の候補者が死亡した場合等における投票用紙における公職の候補者の表示方法等) 第四十九条の五 前条第三項ただし書の規定においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(以下この条において「既製の投票用紙」という。)で死亡し、若しくは候補者たることを辞したものとみなされた者に関する部分を除いたものを用い、又は既製の投票用紙をそのまま用いることができる。法第四十六条の二第二項の規定により変更して適用することとされた法第八十六条の四第五項の期間が経過した後候補者が死亡し又は候補者たることを辞したものとみなされた場合も、同様とする。

2 前項の規定による消除は、都道府県の議会の議員又は長の選挙にあつては都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより都道府県の選挙管理委員会又は市町村の選挙管理委員会が、市町村の議会の議員又は長の選挙にあつては市町村の選挙管理委員会が行うものとし、同項の規定により既製の投票用紙をそのまま用いる場合においては、市町村の選挙管理委員会は、当該選挙の当日、投票所内の投票の記載をする場所その他選挙人の見やすい適当な箇所に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の定めるところにより、死亡し、又は公職の候補者たることを辞したものとみなされた者がある旨の掲示をしなければならない。

3 前二項の規定は、記号式投票による選挙において、法第八十六条の四第九項の規定により届出を却下した場合について準用する。(記号式投票による選挙における関係規定の適用の特例) 第四十九条の六 記号式投票による選挙の場合において、第四十七条第一項中「第八十六条の四第七項」とあるのは「第八十六条の四第六項又は第七項」と、第八十六条の四第六項又は第七項」と、第八十三条中「第八十六条の四

第七項」とあるのは「第八十六条の四第六項又は第七項」と、第八十三条中「第八十六条の四

区を定めた場合には、直ちにその旨を告示するとともに、当該開票区の開票管理者に通知しなければならぬ。

7 指定都市の選挙管理委員会（第三項の規定による協議に係る期日前投票所を設けた区の選挙管理委員会の置かれた区の属する指定都市の選挙管理委員会に限る。）は、同項の規定により開票区を定めた場合には、直ちにその旨を告示するとともに、当該区の選挙管理委員会を経て当該開票区の開票管理者に通知しなければならぬ。

8 都道府県の選挙管理委員会は、第二項又は第三項の規定により開票区を指定した場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、当該指定都市の選挙管理委員会及び区の選挙管理委員会）を経て当該開票区の開票管理者に通知しなければならぬ。

9 指定都市の選挙管理委員会は、第四項の規定により開票区を指定した場合には、直ちにその旨を告示するとともに、区の選挙管理委員会を経て当該開票区の開票管理者に通知しなければならぬ。

第五章 不在者投票

（投票用紙及び投票用封筒の請求）

第五十条 選挙の当日法第四十八条の二第一項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる選挙人で、その登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村において投票をしようとするもの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法（昭和二十八年法律第三十三号）第五条の三に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム（第四項において「有料老人ホーム」という。）をいう。第四項及び第五十五条において同じ。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。第四項及び第五十五条において同じ。）、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第四百九十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二十八号）第四条に規定する身体障害者）をいう。以下この項において同

じ。）であつて重度の身体障害を有するもの（リハビリテーション）に關し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。第四項及び第五十五条において同じ。）、身体障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二十三号）第五十一条第一項に規定する障害者支援施設及び同条第二十八項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入所させる施設をいう。第四項及び第五十五条において同じ。）、保護施設（生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設をいう。第四項及び第五十五条において同じ。）、刑事施設、労働場、監置場、留置施設、少年院若しくは少年鑑別所（以下この章において「不在者投票施設」という。）において投票をしようとするものは、選挙の期日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、又は郵便等をもつて、その投票をしようとする場所を申し立て、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

2 選挙の当日法第四十八条の二第一項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる選挙人で現に当該選挙の選挙権を有しないものは、前項の規定による請求をする場合を除くほか、選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

3 点字によつて投票をしようとする選挙人は、前二項の規定による請求をする際に、前二項の選挙管理委員会の委員長に対し、その旨を申し立てなければならぬ。

4 第五十五条第四項に規定する不在者投票の不在者投票管理者である船長、病院の院長、老人ホームの長（有料老人ホームにあつては、その施設の管理者。同条において同じ。）、原子爆弾被爆者支援施設の長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第六十一条第一項に規定する留置業務管理者をいう。第五十五条第四項第

三号及び第九項において同じ。）、少年院の長又は少年鑑別所の長（これらの者が同条第八項の規定に該当する場合又は事故があり、若しくは欠けた場合には、同条第九項の規定により同条第四項に規定する不在者投票の不在者投票管理者となる者。以下この条において「不在者投票施設の長」という。）は、当該不在者投票施設の長が管理する不在者投票施設にあるべき選挙人の依頼があつた場合には、自ら又はその代理人によつて、当該選挙人に代わつて、第一項の選挙管理委員会の委員長に対し、文書で同項の規定による請求を申立て並びに前項の規定による申立てをすることができる。

5 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第三項の規定により当該選挙の選挙権を有する者が第一項の規定による請求をする場合又はその者に代わつて不在者投票施設の場合若しくはその代理人が前項の規定による請求をする場合には、第一項の選挙管理委員会の委員長に、引続居住証明書類を提示し、又は引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を申請しなければならない。

6 船員（選挙人名簿登録証明書の交付を受けている者に限る。第五十九条の六の二各号を除き、以下同じ。）が第五十一条若しくは第二項の規定による請求をする場合又は船員に代わつて不在者投票施設の長若しくはその代理人が第四項の規定による請求をする場合には、第一項又は第二項の選挙管理委員会の委員長に、選挙人名簿登録証明書類を提示しなければならない。

7 衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙において、南極選挙人証の交付を受けた選挙人が第一項若しくは第二項の規定による請求をする場合又は当該選挙人に代わつて不在者投票施設の長若しくはその代理人が第四項の規定による請求をする場合には、第一項又は第二項の選挙管理委員会の委員長に、当該選挙人の南極選挙人証を提示しなければならない。

第五十一条 船員は、選挙の当日法第四十八条の二第一項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる場合には、前条第一項、第二項又は第四項の規定による請求をする場合を除くほか、選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村で総務省

用封筒の請求の特例）

令で指定するものの選挙管理委員会の委員長に対して、選挙人名簿登録証明書及び船員手帳（当該船員が実習生である場合には、法第四十九条第七項に規定する船員手帳に準ずる文書）を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「選挙人は、前二項」とあるのは「船員は、次条第一項」と、「前二項」とあるのは「一」と、「同項」と、「同条第四項中「選挙人の」とあるのは「船員で、当該不在者投票施設において投票をしようとするもの」と、「選挙人に」とあるのは「船員」と、「同項の規定による請求及び申立て並びに」とあるのは「選挙人名簿登録証明書（船長又はその代理人以外の第五十五条第四項に規定する不在者投票の不在者投票管理者又はその代理人にあつては、選挙人名簿登録証明書及び船員手帳（当該船員が実習生である場合には、法第四十九条第七項に規定する船員手帳に準ずる文書）を提示して、次条第一項の規定による請求及び」と読み替えるものとする。

（不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書）

第五十二条 第五十条第一項若しくは第二項又は前条第一項の規定による請求をする場合には、選挙人は、選挙の当日に法第四十八条の二第一項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる旨を申し立て、かつ、当該申立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を併せて提出しなければならない。

（投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の交付）

第五十三条 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第五十条第一項、第二項又は第四項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して（都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第三項の規定により当該選挙の選挙権を有する者にあつては、併せて、その者について、第五十条第五項の規定により提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本台帳法第三十条の十第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき引き続き当該都道府県の区域内に

(選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村における不在者投票の方法)

第五十六条 第五十三条第一項第一号の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人(前条第四項第一号、第三号及び第四号に掲げる者を除く)は、その登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村において投票をしようとする場合においては、選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までに、不在者投票管理者であるその市町村の選挙管理委員会の委員長にその投票用紙及び投票用封筒を提示し、かつ、不在者投票証明書の入つて封筒を提出し、投票用紙及び投票用封筒並びに封筒に入つていない不在者投票証明書の点検を受けた後、その管理する投票の記載をする場所において、投票用紙に自ら当該選挙の公職の候補者一人の氏名(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては一の衆議院名簿届出政党等の法第八十六条の二第一項の規定による届出に係る名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者一人の氏名又は一の参議院名簿届出政党等の法第八十六条の三第一項の規定による届出に係る名称若しくは略称、これを投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面に署名して、直ちにこれをその不在者投票管理者に提出しなければならない。

2 第五十四条第一項第一号の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた船員は、直ちに、不在者投票管理者であるその登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村の選挙管理委員会の委員長にその投票の記載をする場所において、投票用紙に自ら当該選挙の公職の候補者一人の氏名を記載し、これを投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面に署名して、これをその不在者投票管理者に提出しなければならない。

3 前二項の場合においては、不在者投票管理者は、選挙権を有する者を立ち会わせなければならない。

4 第一項又は第二項の場合において、不在者投票管理者は、選挙人が法第四十八条の規定により代理投票をすることができるときは、その申請に基づいて、前項の規定により立ち会わせた者の意見を聴いて、当該不在者投票

管理者の管理する投票の記載をする場所において投票に係る事務に従事する者のうちから当該選挙人の投票を補助すべき者二人を定め、その一人の立会いの下に他の一人をして投票の記載をする場所において投票用紙に当該選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名を記載させ、これを投票用封筒に入れて封をし、その封筒の表面に当該選挙人の氏名を記載させ、直ちにこれを提出させなければならない。

5 第四十一条第一項から第三項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、不在者投票管理者は、投票用紙に公職の候補者の氏名(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等の法第八十六条の二第一項の規定による届出に係る名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等の法第八十六条の三第一項の規定による届出に係る名称若しくは略称)を記載した者にその者の氏名を投票用封筒の表面に記載させて、これを提出させなければならない。

6 第三十二条の規定は、第一項又は第二項の規定による投票について準用する。

第五十七条 第五十三条第一項第二号の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人は、直ちに不在者投票管理者であるその登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長の管理する投票の記載をする場所において、前条第二項の規定に準じて投票をしなければならない。

2 第五十三条第二項の規定によつて不在者投票証明書の交付を受けた選挙人で現に当該選挙の選挙権を有しないものは、選挙の期日の前日までに、不在者投票管理者であるその登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に不在者投票証明書を提出して、その管理する投票の記載をする場所において、前条第二項の規定に準じて投票をすることができる。

3 第三十二条及び前条第三項から第五項までの規定は、前二項の規定による投票について準用する。

第五十八条 第五十三条第一項第一号の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙

人のうち病院等に入院している者で自ら投票用紙等の交付の請求をしたもの又は第五十五条第四項各号に掲げる者は、選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までに、その投票用紙及び投票用封筒をそれぞれ同条第二項又は第四項に規定する不在者投票の不在者投票管理者に提示し、その点検を受け、その管理する投票の記載をする場所において、第五十六条第二項の規定に準じて投票をしなければならない。

2 不在者投票管理者は、前項の場合において選挙人が第五十条第一項の規定によつて投票用紙及び投票用封筒の交付を請求した者であるときは、その者が交付を受けた不在者投票証明書を封筒のまま提出させ、その封筒を開き、これを調べた後、投票をさせなければならない。

3 第五十六条第三項の規定は、前二項の規定による投票について準用する。

4 第三十二条並びに第五十六条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定による投票について準用する。

第五十九条 削除

(身体障害者、戦傷病者又は要介護者であるもので政令で定めるもの)

第五十九条の二 法第四十九条第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者については、同法第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、両下肢、体幹、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫若しくは肝臓の障害若しくは移動機能の障害(以下この条において「両下肢等の障害」という。)の程度が、両下肢若しくは体幹の障害若しくは移動機能の障害にあつては一級若しくは二級、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の障害にあつては一級若しくは二級、免疫若しくは肝臓の障害にあつては一級若しくは二級、免疫若しくは肝臓の障害若しくは移動機能の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)第九条第一項に規定する身体障害者手帳交付台帳を備える都道府県知事若しくは指定都市若しくは地方自治法第二百五十二条の二第二項第一号及び第四百四十七条第三号において

「中核市」という。)の長が書面により証明した者

二 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)第二条第一項に規定する戦傷病者については、同法第四条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳に、両下肢等の障害の程度が、両下肢若しくは体幹の障害にあつては恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ二の特別項症から第二項症まで、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸若しくは肝臓の障害にあつては同表の特別項症から第三項症までである者として記載されている者又は両下肢等の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき戦傷病者特別援護法施行令(昭和三十八年政令第三百五十八号)第五条に規定する戦傷病者手帳交付台帳を備える都道府県知事が書面により証明した者

三 介護保険法(平成九年法律百二十三号)第七条第三項に規定する要介護者については、同法第十二条第三項の被保険者証に要介護状態区分が要介護五である者として記載されている者

第五十九条の三 法第四十九条第二項に規定する選挙人は、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、当該選挙人が署名(点字によるものを除く。第五十九条の三の第三項、第五十九条の四第一項及び第二項、第五十九条の五、第五十九条の五の二、第六十五条の十一第一項並びに第六十五条の十二第一項において同じ。)をした文書をもつて、法第四十九条第二項に規定する選挙人に該当する旨の証明書(以下「郵便等投票証明書」という。)の交付を申請することができる。

2 法第四十九条第二項に規定する選挙人は、前項の規定による申請を次条第二項の規定による申請と併せて行う場合には、前項の規定にかかわらず、同項の文書に署名をすることを要しない。

3 第一項の文書には、次の各号に掲げる選挙人の区分に応じ、当該各号に定める文書を添えなければならない。

一 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 同法第十五条第四項の規定により交付

した者

二 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)第二条第一項に規定する戦傷病者については、同法第四条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳に、両下肢等の障害の程度が、両下肢若しくは体幹の障害にあつては恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ二の特別項症から第二項症まで、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸若しくは肝臓の障害にあつては同表の特別項症から第三項症までである者として記載されている者又は両下肢等の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき戦傷病者特別援護法施行令(昭和三十八年政令第三百五十八号)第五条に規定する戦傷病者手帳交付台帳を備える都道府県知事が書面により証明した者

三 介護保険法(平成九年法律百二十三号)第七条第三項に規定する要介護者については、同法第十二条第三項の被保険者証に要介護状態区分が要介護五である者として記載されている者

した者

二 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)第二条第一項に規定する戦傷病者については、同法第四条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳に、両下肢等の障害の程度が、両下肢若しくは体幹の障害にあつては恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ二の特別項症から第二項症まで、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸若しくは肝臓の障害にあつては同表の特別項症から第三項症までである者として記載されている者又は両下肢等の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき戦傷病者特別援護法施行令(昭和三十八年政令第三百五十八号)第五条に規定する戦傷病者手帳交付台帳を備える都道府県知事が書面により証明した者

三 介護保険法(平成九年法律百二十三号)第七条第三項に規定する要介護者については、同法第十二条第三項の被保険者証に要介護状態区分が要介護五である者として記載されている者

した者

を受けた身体障害者手帳又は前条第一号に規定する両下肢等の障害の程度を証明する書面

二 戦傷病者特別援護法第二条第一項に規定する戦傷病者 同法第四条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳又は前条第二号に規定する両下肢等の障害の程度を証明する書面

三 介護保険法第七条第三項に規定する要介護者 同法第十二条第三項の被保険者証

四 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定による申請があつた場合において、当該申請をした者が法第四十九条第二項に規定する選挙人に該当すると認めるときは、当該申請をした者に対して、郵便等投票証明書を郵便等をもって交付しなければならない。

五 郵便等投票証明書の交付を受けた者は、法第四十九条第二項に規定する選挙人に該当しなかつた場合、他の市町村の選挙人名簿に登録された場合、在外選挙人名簿に登録された場合又は当該郵便等投票証明書の交付を受けた市町村の区域内に住所を有しなかつた日後四箇月を経過するに至つた場合には、直ちに当該郵便等投票証明書をその交付を受けた市町村の選挙管理委員会に委員長に返さなければならない。

六 前各項の規定するもののほか、郵便等投票証明書の有効期間その他郵便等投票証明書に關し必要な事項は、総務省令で定める。

(法第四十九条第三項に規定する選挙人に該当する旨の記載の申請等)

第五十九条の三の二 法第四十九条第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者であつて、同法第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に上肢若しくは視覚の障害の程度が一般である者として記載されている者又は上肢若しくは視覚の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき身体障害者福祉法施行令第九条第一項に規定する身体障害者手帳交付台帳を備える都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の長が書面により証明した者

二 戦傷病者特別援護法第二条第一項に規定する戦傷病者であつて、同法第四条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳に上肢若しくは視覚の障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二の特別項症から第二項症までである者として記載されている者又は上肢若しくは視覚の障

害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき戦傷病者特別援護法施行令第五条に規定する戦傷病者手帳交付台帳を備える都道府県知事が書面により証明した者

三 法第四十九条第三項に規定する選挙人は、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、文書をもつて、同項に規定する選挙人に該当する旨を郵便等投票証明書に記載することを申請することができる。

四 前項の文書には、郵便等投票証明書及び次の各号に掲げる選挙人の区分に応じ当該各号に定める文書を添えなければならない。

一 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 同法第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳又は第一項第一号に規定する上肢若しくは視覚の障害の程度を証明する書面

二 戦傷病者特別援護法第二条第一項に規定する戦傷病者 同法第四条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳又は第一項第二号に規定する上肢若しくは視覚の障害の程度を証明する書面

五 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第二項の規定による申請があつた場合において、当該申請をした者が法第四十九条第三項に規定する選挙人に該当すると認めるときは、当該申請をした者の郵便等投票証明書に同項に規定する選挙人に該当する旨の記載をしなければならない。

六 前項の規定により郵便等投票証明書に法第四十九条第三項に規定する選挙人に該当する旨の記載を受けている選挙人は、同項に規定する選挙人に該当しなかつた場合には、直ちに、郵便等投票証明書を添えて、文書でその旨を当該記載をした市町村の選挙管理委員会に当該記載し届けて、当該郵便等投票証明書に当該記載しなかつた旨の記載を受けなければならない。

七 市町村の選挙管理委員会の委員長は、前二項の規定による申請をした者又は前項の規定による届出をした者に対して、当該郵便等投票証明書郵便等をもって送付しなければならない。

(郵便等による不在者投票における代理記載人となるべき者の届出等)

第五十九条の三の三 前条第四項の規定により郵便等投票証明書に法第四十九条第三項に規定する選挙人に該当する旨の記載を受けている選挙人(前条第五項の規定による記載を受けているものを除く)は、法第四十九条第三項の規定により投票に関する記載をする者(以下「代理記載人」という。)となるべき者一人を定め、その者の氏名、住所及び生年月日を、文書で、前条第二項の選挙管理委員会の委員長に届けなければならない。

二 前項の文書には、郵便等投票証明書並びに代理記載人となるべき者が署名をした当該代理記載人となるべき者の代理記載人となることについての同意書及び選挙権を有する者であること書面を添えなければならない。

三 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定による届出があつたときは、当該届出をした者の氏名を記載し、かつ、当該届出をした者に対して、当該郵便等投票証明書を郵便等をもって送付しなければならない。

四 前三項に規定するもののほか、代理記載人となるべき者に關し必要な事項は、総務省令で定める。

(郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付)

第五十九条の四 法第四十九条第二項に規定する選挙人は、第五十条第一項の規定による請求をし、又は同条第四項の規定により同条第一項の請求がされた場合を除くほか、選挙の期日前四日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該選挙人が署名をした文書により、かつ、郵便等投票証明書を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

二 第五十九条の三の二 法第四十九条第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者であつて、同法第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に上肢若しくは視覚の障害の程度が一般である者として記載されている者又は上肢若しくは視覚の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき身体障害者福祉法施行令第九条第一項に規定する身体障害者手帳交付台帳を備える都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の長が書面により証明した者

二 戦傷病者特別援護法第二条第一項に規定する戦傷病者であつて、同法第四条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳に上肢若しくは視覚の障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二の特別項症から第二項症までである者として記載されている者又は上肢若しくは視覚の障

害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき戦傷病者特別援護法施行令第五条に規定する戦傷病者手帳交付台帳を備える都道府県知事が書面により証明した者

三 法第四十九条第三項に規定する選挙人は、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、文書をもつて、同項に規定する選挙人に該当する旨を郵便等投票証明書に記載することを申請することができる。

四 前項の文書には、郵便等投票証明書及び次の各号に掲げる選挙人の区分に応じ当該各号に定める文書を添えなければならない。

一 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 同法第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳又は第一項第一号に規定する上肢若しくは視覚の障害の程度を証明する書面

二 戦傷病者特別援護法第二条第一項に規定する戦傷病者 同法第四条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳又は第一項第二号に規定する上肢若しくは視覚の障害の程度を証明する書面

五 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第二項の規定による申請があつた場合において、当該申請をした者が法第四十九条第三項に規定する選挙人に該当すると認めるときは、当該申請をした者の郵便等投票証明書に同項に規定する選挙人に該当する旨の記載をしなければならない。

六 前項の規定により郵便等投票証明書に法第四十九条第三項に規定する選挙人に該当する旨の記載を受けている選挙人は、同項に規定する選挙人に該当しなかつた場合には、直ちに、郵便等投票証明書を添えて、文書でその旨を当該記載をした市町村の選挙管理委員会に当該記載し届けて、当該郵便等投票証明書に当該記載しなかつた旨の記載を受けなければならない。

七 市町村の選挙管理委員会の委員長は、前二項の規定による申請をした者又は前項の規定による届出をした者に対して、当該郵便等投票証明書郵便等をもって送付しなければならない。

(郵便等による不在者投票における代理記載人となるべき者の届出等)

第五十九条の三の三 前条第四項の規定により郵便等投票証明書に法第四十九条第三項に規定する選挙人に該当する旨の記載を受けている選挙人(前条第五項の規定による記載を受けているものを除く)は、法第四十九条第三項の規定により投票に関する記載をする者(以下「代理記載人」という。)となるべき者一人を定め、その者の氏名、住所及び生年月日を、文書で、前条第二項の選挙管理委員会の委員長に届けなければならない。

二 前項の文書には、郵便等投票証明書並びに代理記載人となるべき者が署名をした当該代理記載人となるべき者の代理記載人となることについての同意書及び選挙権を有する者であること書面を添えなければならない。

三 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定による届出があつたときは、当該届出をした者の氏名を記載し、かつ、当該届出をした者に対して、当該郵便等投票証明書を郵便等をもって送付しなければならない。

四 前三項に規定するもののほか、代理記載人となるべき者に關し必要な事項は、総務省令で定める。

(郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付)

第五十九条の四 法第四十九条第二項に規定する選挙人は、第五十条第一項の規定による請求をし、又は同条第四項の規定により同条第一項の請求がされた場合を除くほか、選挙の期日前四日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該選挙人が署名をした文書により、かつ、郵便等投票証明書を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

二 第五十九条の三の二 法第四十九条第三項に規定する選挙人は、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に当該記載し届けて、当該郵便等投票証明書に当該記載しなかつた旨の記載を受けなければならない。

三 市町村の選挙管理委員会の委員長は、前二項の規定による申請をした者又は前項の規定による届出をした者に対して、当該郵便等投票証明書郵便等をもって送付しなければならない。

(郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付)

第五十九条の五 前条第四項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人は、選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日以後、その現在する場所において、投票用紙に自ら当該選挙の公職の候補者一人の氏名(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては一の衆議院名簿届出政党等の法第八十六条の二第一項の規定による届出に係る名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者一人の氏名又は一の参議院名簿届出政党等の法第八十六条の三第一項の規定による届出に係る名称若しくは略称。次条において同じ。)を記載し、これを投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面に投票用記載の年月日及び場所を記載し、並びに投票用封筒の表面に署名をし、更にこれを他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨

三 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第三項の規定により当該選挙の選挙権を有する者が第一項の規定による請求をする場合には、同項の選挙管理委員会の委員長に、引続居住証明書類を提示し、又は引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を申請しなければならない。

四 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定による投票用紙及び投票用封筒の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して(都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第三項の規定により当該選挙の選挙権を有する者にあつては、併せて、その者について、前項の規定により提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本台帳法第三十条の十第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して)、その請求をした選挙人が法第四十九条第二項又は第三項に規定する選挙人に該当すると認めるときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに(選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該選挙の期日の公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに)投票用紙及び投票用封筒を当該選挙人に郵便等をもって発送しなければならない。

五 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定による届出があつたときは、当該届出をした者の氏名を記載し、かつ、当該届出をした者に対して、当該郵便等投票証明書を郵便等をもって送付しなければならない。

六 前三項に規定するもののほか、代理記載人となるべき者に關し必要な事項は、総務省令で定める。

(郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付)

第五十九条の四 法第四十九条第二項に規定する選挙人は、第五十条第一項の規定による請求をし、又は同条第四項の規定により同条第一項の請求がされた場合を除くほか、選挙の期日前四日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該選挙人が署名をした文書により、かつ、郵便等投票証明書を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

二 第五十九条の三の二 法第四十九条第三項に規定する選挙人は、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に当該記載し届けて、当該郵便等投票証明書に当該記載しなかつた旨の記載を受けなければならない。

三 市町村の選挙管理委員会の委員長は、前二項の規定による申請をした者又は前項の規定による届出をした者に対して、当該郵便等投票証明書郵便等をもって送付しなければならない。

(郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付)

第五十九条の四 法第四十九条第二項に規定する選挙人は、第五十条第一項の規定による請求をし、又は同条第四項の規定により同条第一項の請求がされた場合を除くほか、選挙の期日前四日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該選挙人が署名をした文書により、かつ、郵便等投票証明書を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

二 第五十九条の三の二 法第四十九条第三項に規定する選挙人は、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に当該記載し届けて、当該郵便等投票証明書に当該記載しなかつた旨の記載を受けなければならない。

三 市町村の選挙管理委員会の委員長は、前二項の規定による申請をした者又は前項の規定による届出をした者に対して、当該郵便等投票証明書郵便等をもって送付しなければならない。

(郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付)

第五十九条の五 前条第四項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人は、選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日以後、その現在する場所において、投票用紙に自ら当該選挙の公職の候補者一人の氏名(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては一の衆議院名簿届出政党等の法第八十六条の二第一項の規定による届出に係る名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者一人の氏名又は一の参議院名簿届出政党等の法第八十六条の三第一項の規定による届出に係る名称若しくは略称。次条において同じ。)を記載し、これを投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面に投票用記載の年月日及び場所を記載し、並びに投票用封筒の表面に署名をし、更にこれを他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨

三 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第三項の規定により当該選挙の選挙権を有する者が第一項の規定による請求をする場合には、同項の選挙管理委員会の委員長に、引続居住証明書類を提示し、又は引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を申請しなければならない。

四 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定による投票用紙及び投票用封筒の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して(都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第三項の規定により当該選挙の選挙権を有する者にあつては、併せて、その者について、前項の規定により提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本台帳法第三十条の十第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して)、その請求をした選挙人が法第四十九条第二項又は第三項に規定する選挙人に該当すると認めるときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに(選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該選挙の期日の公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに)投票用紙及び投票用封筒を当該選挙人に郵便等をもって発送しなければならない。

五 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定による届出があつたときは、当該届出をした者の氏名を記載し、かつ、当該届出をした者に対して、当該郵便等投票証明書を郵便等をもって送付しなければならない。

六 前三項に規定するもののほか、代理記載人となるべき者に關し必要な事項は、総務省令で定める。

(郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付)

第五十九条の四 法第四十九条第二項に規定する選挙人は、第五十条第一項の規定による請求をし、又は同条第四項の規定により同条第一項の請求がされた場合を除くほか、選挙の期日前四日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該選挙人が署名をした文書により、かつ、郵便等投票証明書を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

二 第五十九条の三の二 法第四十九条第三項に規定する選挙人は、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に当該記載し届けて、当該郵便等投票証明書に当該記載しなかつた旨の記載を受けなければならない。

三 市町村の選挙管理委員会の委員長は、前二項の規定による申請をした者又は前項の規定による届出をした者に対して、当該郵便等投票証明書郵便等をもって送付しなければならない。

を明記して、当該選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、当該選挙人が属する投票区の投票所（当該投票区が指定関係投票区である場合には、当該投票区に係る指定投票区の投票所）を閉じる時刻までに第六十条第二項の規定による投票の送致ができるように、郵便等をもって送付しなければならない。

（郵便等による不在者投票における代理記載の方法）

第五十九条の五の二 第五十九条の四第四項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人のうち第五十九条の三の二第四項の規定により郵便等投票証明書に法第四十九条第三項に規定する選挙人に該当する旨の記載を受けているもの（第五十九条の三の二第五項の規定による記載を受けているものを除く。）は、前条の規定にかかわらず、当該郵便等投票証明書に記載されている代理記載人をして投票用紙に当該選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名を記載させ、これを投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面に投票の記載の年月日及び場所並びに当該選挙人の氏名を記載させ、更にこれを他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を記載させることができる。この場合において、当該代理記載人は、投票用封筒の表面に署名をしなければならない。

（特定国外派遣組織）

第五十九条の五の三 法第四十九条第五項に規定する政令で定める組織は、次に掲げる組織のうち、当該組織に属する選挙人の数、当該組織が国外において業務を行う期間（次項及び次条第一項において「国外派遣期間」という。）及び当該組織の活動内容に照らして当該組織において法第四十九条第四項の規定による投票が適正に実施されると認められるものとして総務大臣が関係大臣と協議して指定するものとする。

一 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第七條第一項の規定に基づき国外に派遣される自衛隊の部隊

二 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第四條

三 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第四條第一項第九号に規定する教育訓

練を国外において行う自衛隊の部隊等（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第八條に規定する部隊等をいう。）

四 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）第一條に規定する国際緊急援助隊

2 前項の規定による指定は、当該指定しようとする組織の名称及び国外派遣期間その他総務省令で定める事項を告示することにより行うものとする。

（特定国外派遣隊員の不在者投票の特例）

第五十九条の五の四 特定国外派遣組織に属する選挙人（以下この条及び第百四十二条第二項において「特定国外派遣隊員」という。）は、当該特定国外派遣組織の業務に従事するため出国しようとする場合又は国外において当該特定国外派遣組織の業務に従事している場合には、選挙の期日前五日までに、当該特定国外派遣組織の長（当該特定国外派遣組織の長が第五十五条第八項の規定に該当する場合又は事故があり、若しくは欠けた場合には、当該特定国外派遣組織の長の職務を代理すべき者）で同条第五項に規定する不在者投票管理者となるべきもの又は同項に規定する不在者投票管理者であるもの（以下この条及び第百四十二条第二項において「特定国外派遣組織の長」という。）に対し、選挙の期日の公示又は告示の日の翌日から選挙の期日の前日までの間が当該特定国外派遣組織の国外派遣期間中にかかる場合において当該特定国外派遣組織が滞在する施設又は区域内で法第四十九条第四項の規定による投票をしようとする旨の申出をすることができる。

2 点字によつて投票をしようとする特定国外派遣隊員は、前項の申出をする際に、当該特定国外派遣組織の長に対し、その旨を申し立てなければならぬ。

3 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第三項の規定により当該選挙の選挙権を有する特定国外派遣隊員が第一項の申出をする場合には、当該特定国外派遣組織の長に、引続居住証明書類を提示し、又は引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を受ける旨の申出をしなければならない。

4 船員である特定国外派遣隊員が第一項の申出をする場合には、当該特定国外派遣組織の長に、選挙人名簿登録証明書を提示しなければならない。

5 第一項の申出を受けた特定国外派遣組織の長は、当該特定国外派遣隊員が当該特定国外派遣組織に属する選挙人で、当該特定国外派遣組織の業務に従事するため出国しようとするもの又は国外において当該特定国外派遣組織の業務に従事しているものであると認める場合には、自ら又はその代理人によつて、選挙の期日前三日までに、当該特定国外派遣隊員が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、文書で、当該特定国外派遣組織の長であることを証する書面を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求しなければならない。

6 第二項の規定による点字によつて投票をする旨の申立て、第三項の規定による引続居住証明書類の提示若しくは引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を受ける旨の申出又は第四項の規定による選挙人名簿登録証明書の提示を受けた特定国外派遣組織の長は、当該申立て、当該引続居住証明書類の提示若しくは当該申出又は当該選挙人名簿登録証明書の提示をした特定国外派遣隊員について前項の規定による請求をする場合には、同項の市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、当該申立てがあつた旨を申し立て、当該引続居住証明書類を提示し、若しくは当該申出に係る確認を申請し、又は当該選挙人名簿登録証明書を提示しなければならない。

7 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第五項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合において、当該請求に係る特定国外派遣隊員について、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して（都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第三項の規定により当該選挙の選挙権を有する者にあつては、併せて、その者について、前項の規定により提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本台帳法第三十条の十一第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して）、当該特定国外派遣隊員が選挙の当日法第四十八条の二第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれると認めるときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに（第五項の規定により選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合

には、当該公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに）、第五項の規定による請求をした特定国外派遣組織の長又はその代理人に投票用紙及び投票用封筒を交付し、又は郵便等をもって発送しなければならない。この場合において、当該特定国外派遣隊員が船員であるときは、当該特定国外派遣隊員の選挙人名簿登録証明書に当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

8 前項の場合において、第二項の規定により点字によつて投票をする旨の申立てをした特定国外派遣隊員に交付すべき投票用紙は、点字投票である旨の表示をしたものでなければならない。

9 特定国外派遣組織の長の代理人が第七項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた場合には、当該代理人は、直ちに、これを特定国外派遣組織の長に引き渡さなければならない。

10 第七項又は前項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付又は引渡しを受けた特定国外派遣組織の長は、第一項の申出をした特定国外派遣隊員のうち国外において当該特定国外派遣組織の業務に従事しているもので当該選挙の当日法第四十八条の二第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものから、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間に、投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けたときは、直ちに、これを当該特定国外派遣隊員に交付しなければならない。

11 前項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた特定国外派遣隊員は、直ちに、不在者投票管理者である特定国外派遣組織の長の管理する投票の記載をする場所において、第五十六条第二項の規定に準じて投票をしなければならない。

12 第三十二条及び第五十六条第三項から第五項までの規定は、前項の規定による投票について準用する。

13 不在者投票管理者である特定国外派遣組織の長は、第十一項の規定による投票を受け取つた場合には、投票用封筒に投票の年月日及び場所を記載し、並びにこれに記名し、かつ、前項において準用する第五十六条第三項の規定により

10 第七項又は前項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付又は引渡しを受けた特定国外派遣組織の長は、第一項の申出をした特定国外派遣隊員のうち国外において当該特定国外派遣組織の業務に従事しているもので当該選挙の当日法第四十八条の二第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものから、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間に、投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けたときは、直ちに、これを当該特定国外派遣隊員に交付しなければならない。

11 前項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた特定国外派遣隊員は、直ちに、不在者投票管理者である特定国外派遣組織の長の管理する投票の記載をする場所において、第五十六条第二項の規定に準じて投票をしなければならない。

12 第三十二条及び第五十六条第三項から第五項までの規定は、前項の規定による投票について準用する。

13 不在者投票管理者である特定国外派遣組織の長は、第十一項の規定による投票を受け取つた場合には、投票用封筒に投票の年月日及び場所を記載し、並びにこれに記名し、かつ、前項において準用する第五十六条第三項の規定により

する法律（平成四年法律第七十九号）第四條

三 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第四條第一項第九号に規定する教育訓

4 船員である特定国外派遣隊員が第一項の申出をする場合には、当該特定国外派遣組織の長に、選挙人名簿登録証明書を提示しなければならない。

10 第七項又は前項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付又は引渡しを受けた特定国外派遣組織の長は、第一項の申出をした特定国外派遣隊員のうち国外において当該特定国外派遣組織の業務に従事しているもので当該選挙の当日法第四十八条の二第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものから、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間に、投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けたときは、直ちに、これを当該特定国外派遣隊員に交付しなければならない。

10 第七項又は前項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付又は引渡しを受けた特定国外派遣組織の長は、第一項の申出をした特定国外派遣隊員のうち国外において当該特定国外派遣組織の業務に従事しているもので当該選挙の当日法第四十八条の二第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものから、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間に、投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けたときは、直ちに、これを当該特定国外派遣隊員に交付しなければならない。

投票に立ち会った者に署名をさせ、更にこれを他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に記名押印し、直ちに、これを当該特定国外派遣隊員が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に送致し、又は郵便等をもって送付しなければならない。

14 不在者投票管理業者である特定国外派遣組織の長は、第一項の申出をした特定国外派遣組織の交付しなかつた投票用紙及び投票用封筒があるときは、速やかにその投票用紙及び投票用封筒をその交付を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長に送致しなければならない。この場合において、当該特定国外派遣隊員が船員であるときは、併せて、当該特定国外派遣隊員の選挙人名簿登録証明書を提示しなければならない。

15 次に掲げる法律の規定に基づき国外に派遣される選挙人（特定国外派遣組織に属するものを除く。）で、現に特定国外派遣組織が滞在する施設又は区域に滞在しているものは、この政令の規定の適用については、当該特定国外派遣組織に属する選挙人とみなす。この場合における第一項、第五項及び第十項の規定の適用については、第一項中「当該特定国外派遣組織の業務に従事するため出国しようとする場合又は国外において当該特定国外派遣組織の業務に従事している場合には、選挙」とあるのは「選挙」と、「特定国外派遣組織の国外派遣期間」とあるのは「特定国外派遣隊員が第十五項各号に掲げる法律の規定に基づき国外に派遣されている期間」と、第五項中「当該特定国外派遣組織に属する選挙人で、当該特定国外派遣組織の業務に従事するため出国しようとするもの又は国外において当該特定国外派遣組織の業務に従事しているもの」とあるのは「第十五項各号に掲げる法律の規定に基づき国外に派遣されている者」と、第十項中「特定国外派遣隊員のうち国外において当該特定国外派遣組織の業務に従事しているもの」とあるのは「特定国外派遣隊員」とする。

- 一 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律
- 二 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律
- 三 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票の特例）

第五十九条の六 船員は、指定船舶等に乗つて本邦以外の区域を航海しようとする場合には、当該指定船舶等の船長（当該船長が第五十五条第八項の規定に該当する場合又は事故があり、若しくは欠けた場合には、当該船長の職務を代理すべき者）で同条第六項に規定する不在者投票管理業者となるべきもの（以下この章において「船長」という。）に対し、選挙人名簿登録証明書を添えて、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の期日の公示の日の翌日から選挙の期日の前日までの間が当該指定船舶等の航海の期間中にかかる場合において当該指定船舶等内では第四十九条第七項の規定による投票をしようとする旨の申出をすることができ、

2 前項の申出を受けた船長は、当該船員が当該指定船舶等に乗つて本邦以外の区域を航海しようとする者であると認める場合には、自ら又はその代理人によつて、法第四十九条第七項に規定する総務省令で指定する市町村（以下「指定市町村」という。）の選挙管理委員会の委員長に対し、郵便等によることなく、当該指定船舶等の名称及び当該指定船舶等内に設置された同項の送信に用いるフアクシミリ装置（第九項において「投票送信用フアクシミリ装置」という。）を識別するための番号を記載した文書で、当該船員の選挙人名簿登録証明書を提示して、同条第七項の規定による投票に用いるべき投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を請求しなければならない。

3 前項の投票送信用紙は、公職の候補者一人の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては一の衆議院名簿届出政党等の法第八十六条の二第一項の規定による届出に係る名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者一人の氏名又は一の参議院名簿届出政党等の法第八十六条の三第一項の規定による届出に係る名称若しくは略称、第九項及び第五十九条の六の三第七項において同じ。）を記載する部分（以下この章において「投票記載部分」という。）とその他の事項を記載する部分（以下この章において「必要事項記載部分」という。）とが明確に区分されたものでなければならない。

4 指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、第二項の規定による投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付の請求を受けた場合には、直ちに、投票送信用紙の必要事項記載部分にその市町村名、交付の年月日及び選挙の種類、当該船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村

名並びに法第四十九条第七項の規定による投票に係る請求である旨を記入し、当該請求をした船長又はその代理人の面前においてその投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を保管箱又は保管用封筒に入れ、これに封をして交付しなければならない。この場合において、当該指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、保管箱又は保管用封筒にはその市町村名、選挙の種類及び指定船舶等の航海予定期間並びに投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を交付した枚数並びにこれらを交付した年月日を表示し、船員の選挙人名簿登録証明書には選挙の種類及びその市町村名並びに投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を船長又はその代理人に交付した旨を記入しなければならない。

5 船長の代理人が前項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を入れた保管箱又は保管用封筒の交付を受けた場合には、当該代理人は、直ちにこれを船長に引き渡さなければならない。

6 指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、第十二項に規定するフアクシミリ装置（以下この項及び第十四項において「投票受信用フアクシミリ装置」という。）を設置した場合に、速やかに当該投票受信用フアクシミリ装置を用いて行う通信に使用すべき電気通信番号を前二項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を入れた保管箱又は保管用封筒の交付又は引渡しを受けた船長に通知しなければならない。

7 第四項又は第五項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を入れた保管箱又は保管用封筒の交付又は引渡しを受けた船長は、当該指定船舶等の航海の期間中に、衆議院議員の総選挙若しくは参議院議員の通常選挙の期日の公示があつたこと又は当該選挙の公職の候補者の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等の法第八十六条の二第一項の規定による届出に係る名称及び略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等の法第八十六条の三第一項の規定による届出に係る名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名（同項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者にあつては、氏名及び当選人となるべき順位）を知つ

た場合には、直ちにこれらを船員に対して知らせるよう努めなければならない。

8 第四項又は第五項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を入れた保管箱又は保管用封筒の交付又は引渡しを受けた船長は、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の期日の公示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間が当該指定船舶等の航海の期間中にかかる場合において、第一項の規定による申出をした船員で当該選挙の当日法第四十八条の二第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものから、当該選挙の期日の公示があつた日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間、投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付の請求を受けたときは、当該船員が第五十三条又は第五十四条の規定により当該選挙の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒の交付を受けたとき、並びに第五十九条の六の三第三項又は第四項の規定により当該選挙の投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付又は引渡しを受けたときを除くほか、直ちに、投票送信用紙の必要事項記載部分に当該指定船舶等の名称及び交付の年月日を記載し、並びに投票送信用紙の必要事項記載部分に署名し、更に第十一項において準用する第五十六条第三項の規定により投票に立ち会う者に投票送信用紙の必要事項記載部分に署名させ、当該投票送信用紙を投票送信用紙用封筒とともに当該船員に交付するとともに、第六項の規定により通知を受けた電気通信番号を当該船員に知らせなければならない。この場合において、船長は、当該船員にその選挙人名簿登録証明書を提示させ、これに当該選挙の期日並びに投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を船員に交付した旨を記入しなければならない。

9 前項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けた船員は、直ちに、不在者投票管理業者である船長の管理する場所において、自ら、投票送信用紙の必要事項記載部分にその氏名、住所、選挙人名簿登録証明書の交付年月日及び船員手帳の番号（当該船員が自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。以下この項及び第五十九条の六の三において同じ。）である場合には、その氏名、住所及び選挙人名簿登録証明書の交付年月日並びに自衛隊員である旨とし、当該船員が実習生である場合には、その氏名、住所及び選挙人名簿登

載されている選挙人名簿の属する市町村

第十五項	第三條第六十五項	紙	投票用紙	投票所 において 人が投票 の記載を する	市町村 の選挙 管理委 員会	船長	録証明書の交付年月日並びに実習生である旨とする。を、投票送信用紙の投票記載部分に当該選挙の公職の候補者一人の氏名を、それぞれ記載し、これを第四項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を入れた保管箱又は保管用封筒を交付した指定市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、投票送信用フアクシミリ装置を用いて送信しなければならない。

第六條第四項

投票用紙	投票送信用紙の投票記載部分（第五十九條の六第三項に規定する投票記載部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）
投票用紙	投票送信用紙の必要事項記載部分（第五十九條の六第三項に規定する必要事項記載部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）
投票用紙の表面	投票人の氏名、住所、選挙人名簿登録証明書の交付年月日及び船員手帳の番号（当該船員が自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。以下この項において同じ。）である場合には、その氏名、住所及び選挙人名簿登録証明書の交付年月日並びに自衛隊員である旨とし、当該船員が実習生である場合には、その氏名、住所及び選挙人名簿登録証明書の交付年月日並びに実習生である旨とする。）
提出せなければ	第五十九條の六第二項に規定する投票送信用フアクシミリ装置（次項において「投票送信用フアクシミリ装置」という。）を用いて送信させ、更に当該投票送信用紙の投票記載部分と必要事項記載部分とを切り離し、当該投票記載部分を投票送信用紙用封筒に入れて封をし、当該必要事項記載部分の表面に貼り付け、これを提出させなければ

第六十五條第五項

投票用紙	投票送信用紙の投票記載部分
投票用紙の表面に記載	投票送信用フアクシミリ装置を用いて送信を行う前に投票送信用紙の必要事項記載部分に記載させなければ
提出せなければ	第九項の規定により送信された投票を受信するために指定市町村の選挙管理委員会が設置するフアクシミリ装置及びその管理の方法は、総務大臣が定める技術的基準に適合したものでなければならない。
提出せなければ	第九項の規定により送信された投票を受信した用紙は、当該用紙のうち投票送信用紙の投票記載部分を受信した部分を直接外部から見るものとできないような覆いが設けられているものでなければならない。
提出せなければ	指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、第九項の規定により送信された投票を投票送信用フアクシミリ装置により受信した場合には、当該受信した用紙を投票送信用紙の投票記載部分を受信した部分と投票送信用紙の必要事項記載部分を受信した部分とに切り離し、投票送信用紙の投票記載部分を受信した部分を投票用封筒に入れて封をし、投票送信用紙の必要事項記載部分を受信した部分を当該投票用封筒の表面に貼り付け、更にこれを他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に記名押印し、直ちにこれを当該船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に送致し、又は郵便等をもって送付しなければならない。
提出せなければ	第四項又は第五項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を入れた保管箱又は保管用封筒の交付又は引渡しを受けた船長は、投票送信用紙等受渡簿を備え、投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の受渡しの明細その他必要

と認める事項を記載するとともに、当該指定船舶等が航海を終了して本邦の港に帰つた場合又は当該指定船舶等の船員が第一項の規定による申出をしたものが全て本邦に帰つた場合には、速やかにその投票送信用紙等受渡簿（第十項の規定により提出を受けた投票送信用紙用封筒及び保管箱又は保管用封筒を当該指定市町村の選挙管理委員会の委員長に送致しなければならない。この場合において、船長は、第一項の規定による申出をした船員に交付しなかつた投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒があるときは、当該投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を併せて送致するとともに、当該船員の選挙人名簿登録証明書を提示しなければならない。）

16 指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、前項の規定により船員の選挙人名簿登録証明書の提示を受けた場合には、当該選挙人名簿登録証明書の提示を受けた旨を記入しなければならない。

17 指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、第十五項前段の規定により投票送信用紙用封筒の送致を受けた場合には、当該投票送信用紙用封筒をその表面に表示された船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に送致し、又は郵便等をもって送付しなければならない。

（不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができない選挙人）

第五十九條の六の二 法第四十九條第八項に規定する政令で定める選挙人は、指定船舶等に乗つて本邦以外の区域を航海する次に掲げる船員とする。

一 次条第一項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付の請求をする時に、当該指定船舶等に乗る日本国民たる船員の数が二人以下であると見込まれる場合における当該船員

二 前条第八項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付の請求をする時に、当該指定船舶等に乗る日本国民たる船員の数が二人以下である場合における当該船員

（不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができない船員の不在者投票の特例）

第五十九條の六の三 船員は、指定船舶等に乗つて本邦以外の区域を航海しようとする場合にお

いて、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の期日の公示の日の翌日から選挙の期日の前日までの間が当該指定船舶等の航海の期間中にかかり、かつ、当該選挙の当日法第四十八条の第二項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるときであつて、前条第一号に該当するときは、自ら又はその代理人によつて、指定市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、郵便等によることなく、当該指定船舶等の名称及び当該指定船舶等内に設置された法第四十九条第八項において準用する同条第七項の送信に用いるフアクシミリ装置（以下この条において「投票送信用フアクシミリ装置」という。）を識別するための番号を記載した文書で、選挙人名簿登録証明書を提示して、法第四十九条第八項の規定による投票に用いるべき投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を請求することができる。

2 船員又はその代理人は、前項の規定による投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付の請求をする場合には、当該船員が前条第一号に該当することを証する書面として総務省令で定めるものを併せて提出しなければならない。

3 指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定による投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付の請求を受けた場合において、当該請求をした船員について、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の期日の公示の日の翌日から選挙の期日の前日までの間が当該船員が乗る指定船舶等の航海の期間中にかかり、かつ、当該選挙の当日法第四十八条の第二項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるとともに、前条第一号に該当すると認めるときは、当該船員が第五十三条又は第五十四条の規定により当該選挙の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒の交付を受けたとき、並びに当該船員からの第五十九条の六第一項の規定による申出を受けた船長又はその代理人が同条第四項の規定により当該選挙の投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けたときを除くほか、直ちに、投票送信用紙の必要事項記載部分にその市町村名、交付の年月日及び選挙の種類、当該船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村名及び当該船員が乗船する指定船舶等の名称並びに法第四十九条第八項の規定による投票に係る請求である旨を記入するとともに、当該船員の指定船舶等への乗船及び指定市

町村の選挙管理委員会の委員長と当該船員との間の投票送信用フアクシミリ装置による通信を確認するための書面（以下この章及び第四百四十二条第三項において「確認書」という。）にその市町村名及び当該船員の船員手帳の番号（当該船員が自衛隊員である場合には、選挙人名簿登録証明書の交付年月日及び自衛隊員である旨とし、当該船員が実習生である場合には、選挙人名簿登録証明書の交付年月日及び実習生である旨とする。）を記入し、投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒並びに確認書を当該船員又はその代理人に交付しなければならない。この場合において、当該指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、当該船員の選挙人名簿登録証明書に選挙の種類及びその市町村名並びに投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を船員又はその代理人に交付した旨を記入しなければならない。

4 船員の代理人が前項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒並びに確認書の交付を受けた場合には、当該代理人は、直ちにこれらを船員に引き渡さなければならない。

5 指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、第十四項において準用する第五十九条の六第十二項に規定するフアクシミリ装置（以下この条において「投票受信用フアクシミリ装置」という。）を設置した場合には、速やかに当該投票受信用フアクシミリ装置を用いて行う通信に使用すべき電気通信番号を前二項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付又は引渡しを受けた船員に通知しなければならない。

6 第三項又は第四項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付又は引渡しを受けた船員は、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の期日の公示の日の翌日から選挙の期日の前日までの間が当該指定船舶等の航海の期間中にかつ、当該選挙の当日法第四十九条第八項の規定による投票をしようとするときは、あらかじめ、当該船員の現在する場所において、確認書に署名をし、当該指定市町村の選挙管理委員会の委員長に投票送信用フアクシミリ装置を用いて当該確認書を送信するとともに、総務省令で定めるところにより、当該指定市町村の選挙管理委員会の委員長から当該船員が送信した当該確認書を投票受信用フアクシミリ装置により受信したことの確認を受けなければならない。

7 前項の規定により確認を受けた船員は、当該選挙の期日の公示があつた日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間に、当該船員の現在する場所において、自ら、投票送信用紙の必要事項記載部分にその氏名、住所、選挙人名簿登録証明書の交付年月日及び船員手帳の番号（当該船員が自衛隊員である場合には、その氏名、住所及び選挙人名簿登録証明書の交付年月日並びに自衛隊員である旨とし、当該船員が実習生である場合には、その氏名、住所及び選挙人名簿登録証明書の交付年月日並びに実習生である旨とする。）を、投票送信用紙の投票記載部分に当該選挙の公職の候補者一人の氏名を、それぞれ記載し、これを第三項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を交付した指定市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、投票送信用フアクシミリ装置を用いて送信しなければならない。

8 前項の規定により送信をした船員は、直ちに、自ら、当該投票送信用紙の投票記載部分と必要事項記載部分とを切り離し、当該投票記載部分と投票送信用紙用封筒に入れて封をし、当該必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面に貼り付けなければならない。

9 指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、第七項の規定により送信された投票を投票受信用フアクシミリ装置により受信した場合には、当該受信した用紙を投票送信用紙の投票記載部分を受信した部分と投票送信用紙の必要事項記載部分を受信した部分とに切り離し、投票送信用紙の投票記載部分を受信した部分を投票用封筒に入れて封をし、投票送信用紙の必要事項記載部分を受信した部分を当該投票用封筒の表面に貼り付け、更にこれを第六項の規定により送信された確認書を受信した用紙とともに他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に記名押印し、直ちにこれを当該船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に送致し、又は郵便等をもつて送付しなければならない。

10 第七項の規定により送信をした船員は、本邦に帰つた場合には、速やかに第八項の規定により封をした投票送信用紙用封筒及び第六項の規定により送信した確認書を当該指定市町村の選挙管理委員会の委員長に提出しなければならない。

11 指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、前項の規定により投票送信用紙用封筒及び確認書の提出を受けた場合には、当該投票送信用紙用封筒及び確認書とその表面に表示された船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に送致し、又は郵便等をもつて送付しなければならない。

12 第七項の規定により送信をしなかつた船員は、本邦に帰つた場合には、速やかに投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒並びに確認書を当該指定市町村の選挙管理委員会の委員長に返すとともに、選挙人名簿登録証明書を提示しなければならない。

13 指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、前項の規定により選挙人名簿登録証明書の提示を受けた場合には、当該選挙人名簿登録証明書に投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒並びに確認書の返付を受けた旨を記入しなければならない。

14 第五十九条の六第三項、第十二項及び第十三項の規定は、法第四十九条第八項の規定による投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる第五十九条の六の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第三項	前項	第五十九条の六の三第一項
第十項	第九項	第五十九条の六の三第六項の規定により送信された同条第三項に規定する確認書及び同条第七項
第十項	第九項	第五十九条の六の三第七項

（不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができない船員の投票送信用紙等の請求等の特例）

第五十九条の六の四 第五十九条の六第四項又は第五項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を入れた保管箱又は保管用封筒の交付又は引渡しを受けた船長は、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の期日の公示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間が当該指定船舶等の航海の期間中にかつ、かつ、当該選挙の当日法第四十八条の第二項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものから、第五十九条の六の第二号に該当するものから、当該選挙の期日の公示があつた日の翌日

から当該選挙の期日の前日までの間に、第五十九条の六第八項の規定による投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付の請求を受けたときは、当該船員が第五十三条又は第五十四条の規定により当該選挙の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒の交付を受けたとき、並びに第五十九条の六の第三項又は第四項の規定により当該選挙の投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付又は引渡しを受けたときを除くほか、第五十九条の六第八項の規定にかかわらず、直ちに、投票送信用紙の必要事項記載部分に当該指定船舶等の名称、交付の年月日及び当該船員が同号に掲げる船員である旨を記載し、並びに投票送信用紙の必要事項記載部分に署名し、当該投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を法第四十九条第八項の規定による投票に用いるべき投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒として当該船員に交付するとともに、第五十九条の六第六項の規定により通知を受けた電気通信番号を当該船員に知らせなければならない。この場合において、船長は、当該船員にその選挙人名簿登録証明書を示し、これに当該選挙の期日並びに投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を船員に交付した旨を記入するとともに、当該投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を船長に交付した指定市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、この項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を交付した旨並びに当該船員が法第四十九条第八項の規定による投票をする旨を通知しなければならない。

2 前項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて法第四十九条第八項の規定による投票をする船員に係る次の表の上欄に掲げる前条の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、同条第一項から第六項までの規定は、適用しない。

第七項	前項の規定により確認	次条第一項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付
	第三項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を交付した	同項後段の規定により船長が通知した

第九項	投票送信用フアクシミリ装置	第五十九条の六第二項に規定する投票送信用フアクシミリ装置
第十項	投票送信用紙用封筒及び第六項の規定により送信した確認書	投票送信用紙用封筒
第十項	投票送信用紙用封筒及び確認書	投票送信用紙用封筒
第十項	投票送信用紙用封筒並びに確認書	投票送信用紙用封筒
第十項	第五十九条の六の第三項	第五十九条の六の第四項
第十項	第五十九条の六の第四項	第五十九条の六の第五項
第十項	第五十九条の六の第五項	第五十九条の六の第六項
第十項	第五十九条の六の第六項	第五十九条の六の第七項
第十項	第五十九条の六の第七項	第五十九条の六の第八項
第十項	第五十九条の六の第八項	第五十九条の六の第九項
第十項	第五十九条の六の第九項	第五十九条の六の第十項

(南極選挙人証)
第五十九条の七 南極地域調査組織に属する選挙人(南極地域調査組織に同行する選挙人で当該南極地域調査組織の長の管理の下に南極地域における活動を行うものを含む)は、選挙人名簿登録証明書の交付を受けている場合を除き、

その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、当該選挙人が当該市町村の選挙人名簿に登録されている旨を証する書面(以下この条及び次条において「南極選挙人証」という)の交付を申請することができる。

2 市町村の選挙管理委員会の委員長は、前項の規定による申請があつた場合には、当該申請をした選挙人に対して南極選挙人証を交付しなければならない。

3 南極選挙人証の交付を受けた者は、当該南極選挙人証の有効期間内に他の市町村の選挙人名簿に登録された場合には、直ちに、当該南極選挙人証をその交付を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長に返さなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、南極選挙人証の有効期間その他南極選挙人証に關し必要な事項は、総務省令で定める。

第五十九条の八 南極調査員(前条第一項に規定する選挙人で、南極選挙人証又は選挙人名簿登録証明書の交付を受けているものを用いて。以下この条及び第四十二條第二項において同じ。)は、南極地域における業務又は活動を行うため出国しようとする場合には、当該南極地域調査組織の長(当該南極地域調査組織の長が第五十五條第八項の規定に該当する場合又は事故があり、若しくは欠けた場合には、当該南極地域調査組織の長の職務を代理すべき者)で同条第七項に規定する不在者投票管理者となるべきもの(以下この条及び第四十二條第一項において「南極地域調査組織の長」という)に対し、南極選挙人証(当該南極調査員が選挙人名簿登録証明書の交付を受けている場合には、当該選挙人名簿登録証明書。以下この条において同じ)を添えて、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の期日の公示の日の翌日から選挙の期日の前日までの間が当該南極地域調査組織が法第四十九條第九項各号に掲げる施設又は船舶においてその業務又は活動を行う期間(以下この条において「南極調査期間」という)中にかかる場合において当該施設又は船舶内で同項の規定による投票をしようとする旨の申出をすることができ

る。

2 前項の申出を受けた南極地域調査組織の長は、当該南極調査員が南極地域において当該南極地域調査組織に關する業務又は活動を行うため出国しようとする者であると認める場合には、自ら又はその代理人により、法第四十九條第九項に規定する総務省令で指定する市町村(以下この条において「南極投票指定市町村」という)の選挙管理委員会の委員長に対し、郵便等によることなく、同項各号に掲げる施設及び船舶の名称並びに当該施設及び船舶内に設置された同項の送信に用いるフアクシミリ装置を識別するための番号を記載した文書で、当該南極調査員の南極選挙人証を提示して、同項の規定による投票に用いるべき投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を請求しなければならない。

3 第五十九條の六第三項から第十項まで及び第十二項から第十七項までの規定は、法第四十九條第九項の規定による投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる第五十九條の六の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第三項	前項	第五十九條の八第二項
第四項	指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、第二項	南極投票指定市町村(第五十九條の八第二項に規定する南極投票指定市町村をいう。以下この条において同じ。)の選挙管理委員会の委員長は、同項
	種類、当該船員	種類並びに当該南極調査員(第五十九條の八第一項に規定する南極調査員をいう。以下この条において同じ。)
	市町村名並びに法第四十九條第七項の規定による投票に係る請求である旨	市町村名

した船長

した南極地域調査組織の長(第五十九條の八第一項に規定す

第五 十六 条第 五項	投票用紙 筒の表面 に記載さ せて、こ れを提出 させなけ れば	投票送信用紙の投票記載 部分	け、これを提出させなけ れば
----------------------	--	-------------------	-------------------

第六十条 不在者投票の送致

第六十条 不在者投票管理者は、第五十六条から第五十八条までの規定により投票を受け取った場合には、投票用封筒に投票の年月日及び場所を記載し、及びこれに記名し、かつ、第五十六条第三項（第五十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により投票に立ち会った者にあつては署名又は記名押印を、第五十八条第三項において準用する第五十六条第三項の規定により投票に立ち会つた者にあつては署名をさせ、更にこれを不在者投票証明書とともに他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に記名押印し、これを次の各号に掲げる場合に記名押印し、当該各号に定める者に、直ちに（第二号又は第三号に掲げる場合には、当該各号に定める投票管理者に係る投票所を開いた時刻以後直ちに）、送致又は郵便等による送付（第二号又は第三号に掲げる場合には、送致）をしなければならない。

- 一 第五十六条又は第五十八条の規定により投票を受け取つた場合、選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長
- 二 第五十七条の規定により投票を受け取つた場合（次号に掲げる場合を除く。）選挙人が属する投票区の投票管理者
- 三 第五十七条の規定により投票を受け取つた場合であつて、当該投票をした選挙人が属する投票区が指定関係投票区等であるとき、選挙人が属する投票区に係る指定投票区の投票管理者

2 選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長は、第五十九

条の五、第五十九条の五の四第十三項、第五十九条の六第十四項（前条第三項において準用する場合を含む。）、第五十九条の六の三第九項又は前項（第一号に係る部分に限る。）の規定により投票の送付又は送致を受けた場合には、投票、不在者投票証明書及び同条第六項の規定により送信された確認書を受信した用紙を選挙人が属する投票区の投票管理者（当該投票区が指定関係投票区等である場合には、当該投票区に係る指定投票区の投票管理者）に、当該投票管理者に係る投票所を開いた時刻以後直ちに送致しなければならない。

第六十一条 選挙人が登録されている選挙人名簿

第六十一条 選挙人が登録されている選挙人名簿又は在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長は、不在者投票事務処理簿を備え、第五十条、第五十三条、第五十七条、第五十九条の四、第五十九条の五の四第五項から第八項まで及び前条の規定によりとつた措置の明細その他必要と認める事項を記載しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会の委員長は、前項の不在者投票事務処理簿に基づき、その概略（在外選挙人名簿に登録されている選挙人（当該選挙人のうち選挙人名簿に登録されているもの）の投票（第四項において「在外選挙人の不在者投票」という。）に係る概略を除く。）を記載した不在者投票に関する調査を投票区ごとに作成して、これに記名押印し、関係のある投票管理者に送致しなければならない。

3 指定投票区を指定し、及び指定関係投票区等を定めている場合における指定投票区及び指定関係投票区等に係る前項の規定の適用については、同項中「投票区」とあるのは、「指定投票区及び当該指定投票区に係る指定関係投票区等を通じて」と、「関係のある投票管理者」とあるのは、「指定投票区の投票管理者」とする。

4 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の不在者投票事務処理簿に基づき、その概略（在外選挙人の不在者投票に係る概略に限る。）を記載した在外選挙人の不在者投票に関する調査を指定在外選挙投票区ごとに作成して、これに記名押印し、指定在外選挙投票区の投票管理者に送致しなければならない。

5 第二項及び前項の規定により不在者投票に関する調査の送致を受けた投票管理者は、当該調査を投票記録に添えなければならない。

（投票所の閉鎖前に送致を受けた不在者投票の措置）

第六十二条 投票管理者（指定関係投票区等を定めている場合には、指定関係投票区等の投票管理者を除く。）は、投票所を閉じる時刻までに第六十条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）又は第二項の規定による投票の送致を受けた場合には、送致に用いられた封筒を開いて、その中に入っている投票及び不在者投票証明書を一時そのまま保管しなければならない。

2 指定在外選挙投票区の投票管理者は、投票所を閉じる時刻までに第六十五条の十三第一項の規定により読み替えて適用される第六十条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）又は第二項の規定による投票の送致を受けた場合には、送致に用いられた封筒を開いて、その中に入っている投票を一時そのまま保管しなければならない。

第六十三条 投票管理者（指定関係投票区等を定

第六十三条 投票管理者（指定関係投票区等を定めている場合には、指定関係投票区等（指定在外選挙投票区である指定関係投票区等を除く。）の投票管理者を除く。以下この条及び第六十五条において同じ。）は、投票箱を閉じる前に、投票立会人の意見を聴いて、前条の規定により保管する投票が受理することができるものであるかどうかを決定しなければならない。

2 投票管理者は、前項の規定により受理の決定を受けた投票で第五十六条第五項（第五十七条第三項、第五十八条第四項、第五十九条の五の四第十二項、第五十九条の六第十一項又は第五十九条の八第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けたものがある場合には、投票立会人の意見を聴いて、これを拒否するかどうかを決定しなければならない。

3 投票管理者は、第一項の規定により受理の決定を受け、かつ、前項の規定により拒否の決定を受けない投票については、投票用封筒を開いて（法第四十九条第七項から第九項までの規定による投票については、更に第五十九条の六第十三項（第五十九条の六の三第十四項及び第五十九条の八第三項において準用する場合を含む。）の覆いを外して）、直ちにこれを投票箱に入れなければならない。

4 投票管理者は、第一項の規定により受理すべきでないとして決定された投票又は第二項の規定による拒否の決定を受けた投票については、更にこれをその投票送致用封筒に入れて仮に封をし、その表面に第一項の規定による受理の決定又は第二項の規定による拒否の決定があつた旨を記載し、これを投票箱に入れなければならない。

（不在者投票の投票用紙の返還等）

第六十四条 第五十三条第一項、第五十四条第一項又は第五十九条の四第四項の規定により交付を受けた不在者投票の投票用紙及び投票用封筒は、投票所及び期日前投票所（法第四十一条の二第一項の規定により共通投票所を設ける場合には、投票所、共通投票所及び期日前投票所）においては、使用することができない。

2 選挙人は、第五十三条第一項、第五十四条第一項又は第五十九条の四第四項の規定により不在者投票の投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた場合において、不在者投票をしなかつたときは、その投票用紙及び投票用封筒（第五十三条第二項の規定により交付を受けた不在者投票証明書がある場合には、投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書。以下この項において同じ。）を投票管理者に返して、法第四十四条の規定による投票（法第四十一条の二第一項の規定により共通投票所を設ける場合には、共通投票所において行う投票を含む。）又は第四十八条の二第一項の規定による投票をすることができるとし、これらの投票をもしなかつたときは、速やかにその投票用紙及び投票用封筒をその交付を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長に返さなければならない。

第六十五条 投票管理者は、投票所を閉じるべき

第六十五条 投票管理者は、投票所を閉じるべき時刻を経過した後第六十条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）又は第二項の規定による投票の送致を受けた場合には、送致に用いられた封筒を開いて、投票用封筒の裏面に受け取つた年月日及び時刻を記載し、これを開票管理者に送致しなければならない。

第五章の二 在外投票

（在外選挙人名簿に登録されている選挙人のうち選挙人名簿に登録されているもので政令で定めるもの）

第六十五条の二 法第四十九条の二第一項に規定する在外選挙人名簿に登録されている選挙人のうち選挙人名簿に登録されているもので政令で

定めるもの）

第六十五条の二 法第四十九条の二第一項に規定する在外選挙人名簿に登録されている選挙人のうち選挙人名簿に登録されているもので政令で

定めるものは、国外から国内へ住所を移した後、法第二十二條第一項若しくは第三項、第二十四條第二項又は第二十六條の規定により当該選挙人名簿に登録された者とする。ただし、再び国外へ住所を移した者であつて、在外選挙人名簿の登録をされたもの又は第二十三條の十三第二項の規定により在外選挙人名簿の表示を消除されたもの（当該表示を消除された後に再び国内に住所を移した者のうち、第十六條の規定により当該選挙人名簿の表示を消除されたものであつて総務省令で定めるものを除く。）は、この限りでない。

（在外公館等における在外投票の投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付）

第六十五條の三 選挙人は、法第四十九條の二第一項第一号の規定により投票をしようとする場合においては、在外公館の長（同号に規定する在外公館の長をいう。以下この章において同じ。）に対して、文書により、在外選挙人証及び第六十五條の五に規定する文書を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

2 点字によつて投票をしようとする選挙人は、前項の請求をする際に、在外公館の長に対し、その旨を申し立てなければならない。

3 在外公館の長は、第一項の規定によつて投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた場合には、直ちにこれをその請求をした選挙人に交付しなければならない。この場合においては、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入するとともに、当該選挙人の在外選挙人証に当該選挙の種類及び期日、投票用紙及び投票用封筒を交付した年月日並びに在外公館の名称を記入しなければならない。

4 前項の場合において、第二項の規定によつて点字によつて投票をする旨の申立てをした選挙人に交付すべき投票用紙は、点字投票である旨の表示をしたものでなければならない。

（在外公館等における在外投票の方法）

第六十五條の四 前条第三項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人は、直ちに法第四十九條の二第一項第一号に規定する在外公館の長の管理する投票を記載する場所（以下「在外公館等投票記載場所」という。）において、投票用紙に自ら当該選挙の公職の候補者一人の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては一の衆議院名簿届出政党等の法第八

十六條の二第一項の規定による届出に係る名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者一人の氏名又は一の参議院名簿届出政党等の法第八十六條の三第一項の規定による届出に係る名称若しくは略称。第三項において同じ。）を記載し、これを投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面に当該選挙人が登録されている在外選挙人名簿の属する市町村名を記載し、及びこれに署名して、直ちに在外公館の長に提出しなければならない。

2 前項の場合においては、在外公館の長は、選挙権を有する者を立ち会わせなければならない。

3 第一項の場合において、在外公館の長は、選挙人が法第四十八條の規定により代理投票をすることができるときは、その申請に基づいて、前項の規定により立ち会わせたとの意見を聴いて、法第四十九條の二第一項第一号に規定する在外投票に係る事務に従事する在外公館の職員のうちから当該選挙人の投票を補助すべき者二人を定め、その一人の立会いの下に他の一人をして在外公館等投票記載場所において投票用紙に当該選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名を記載させ、これを投票用封筒に入れて封をし、その封筒の表面に当該選挙人の氏名を記載させ、直ちにこれを提出させなければならない。

4 第四十一條第一項から第三項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、在外公館の長は、投票用紙に公職の候補者の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等の法第八十六條の二第一項の規定による届出に係る名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の法第八十六條の三第一項の規定による届出に係る名称若しくは略称）を記載した者にその者の氏名を投票用封筒の表面に記載させて、これを提出させなければならない。

5 第三十二條の規定は、第一項の規定による投票について準用する。この場合において、同条中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「在外公館の長」と、「投票所において選挙人が投票の記載をする場所」とあるのは「在外公館等投票記載場所」と読み替へるものとする。

（在外公館等における在外投票をしようとする場合）に提示する文書

第六十五條の五 法第四十九條の二第一項第一号に規定する政令で定める文書は、次の各号に掲げるいずれかの文書とする。

一 旅券

二 当該投票をしようとする者の資格又は地位を証明する書類（当該投票をしようとする者の写真をはり付けてある書類その他の総務省令で定める書類に限る。）

（在外公館等投票記載場所の指定等）

第六十五條の六 在外公館の長は、在外公館等投票記載場所を指定しなければならない。

2 在外公館の長は、前項の指定をしたときは、当該指定した在外公館等投票記載場所を、外務大臣を経由して総務大臣に通知しなければならない。在外公館等投票記載場所の指定を取り消したときも、同様とする。

3 法第四十九條の二第一項第一号の規定による投票を同号に定める期間内に行わせることができない場合においては、当該在外公館等投票記載場所を管理する在外公館の長は、直ちにその旨を、外務大臣を経由して総務大臣に通知し、併せてその旨の周知に努めなければならない。

（在外公館等における在外投票の送致）

第六十五條の七 在外公館の長は、第六十五條の四の規定により投票を受け取つた場合には、投票用封筒に投票の年月日及び場所を記載し、及びこれに記名し、かつ、同条第二項の規定により投票に立ち会つた者に署名又は記名押印をさせ、更にこれを他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に記名押印し、直ちにこれを外務大臣を経由して、選挙人が登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に送付しなければならない。

2 前項の規定により投票の送付を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長は、これを当該選挙人が属する指定在外選挙投票区の投票管理者に、当該投票管理者に係る投票所を開いた時刻以後直ちに送致しなければならない。

（在外公館等における在外投票に関する調査）

第六十五條の八 在外公館の長は、在外公館等投票事務処理簿を備え、第六十五條の三、第六十五條の四及び前条の規定によつてとつた措置の明細その他必要と認める事項を記載しなければならない。

2 在外公館の長は、前項の在外公館等投票事務処理簿に基づき、その概略を記載した在外公館等における在外投票に関する調査を作成して、これに記名押印し、外務大臣を経由して総務大臣に送付しなければならない。

（在外公館等における在外投票に関する書類の保存）

第六十五條の九 前条第二項に規定する調査は、当該選挙に係る衆議院議員又は参議院議員の任期間、総務大臣において保存しなければならない。

2 法第四十九條の二第一項第一号の規定による投票に関する書類（第六十五條の七第一項の規定により市町村の選挙管理委員会の委員長に送付したものと及び前条第二項の規定により総務大臣に送付したものを除き、当該選挙に用いなかつた投票用紙を含む。）は、当該選挙に係る衆議院議員又は参議院議員の任期間（当該選挙に用いなかつた投票用紙にあつては、当該選挙の期日から当該選挙についての法第二百四條若しくは第二百八條の規定による訴訟の出訴期間が経過する日又は当該訴訟が係属しなくなつた日のうちいずれか遅い日まで）の間（同日前に当該選挙に係る衆議院議員又は参議院議員の任期が終了した場合には、その終了の日までの間）、在外公館の長において保存しなければならない。

第六十五條の十 削除

（郵便等による在外投票の投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付）

第六十五條の十一 選挙人は、法第四十九條の二第一項第二号の規定により投票をしようとする場合には、選挙の期日前四日まで、その登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該選挙人が署名した文書により、直接に、又は郵便等をもつて、かつ、在外選挙人証を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

2 市町村の選挙管理委員会の委員長は、前項の規定による請求を受けた場合には、在外選挙人名簿又はその抄本と対照して、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに（選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、公示又は告示の日以前に請求を受けた場合）において総務省令で定める日以後直ちに投票用紙及び投票用封筒を当該選挙人に郵便等を

第二項又は第六十五条の十二第二項の規定により送致された在外投票について準用する。この場合において、第六十二条第二項中「第六十五条の十三第一項の規定により読み替えて適用される第六十条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）又は第二項」とあるのは、「第六十五条の七第二項又は第六十五条の十二第二項」と、第六十三条第二項中「第五十六条第五項（第五十七条第三項、第五十八条第四項、第五十九条の五の四第十二項、第五十九条の六第十一項又は第五十九条の八第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第六十五条の四第四項」と、第六十五条中「第六十条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）」又は第二項」とあるのは「第六十五条の七第二項又は第六十五条の十二第二項」と読み替えるものとする。

第六章 開票

（数市町村合同開票区の開票管理者等）

第六十六条 数市町村合同開票区の開票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から、関係市町村の選挙管理委員会が協議して選任しなければならない。その協議が調わない場合には、都道府県の選挙管理委員会がこれを選任する。

2 数区合同開票区の開票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から、指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会が選任しなければならない。

（開票管理者の職務代理者又は職務管理者の選任）

第六十七条 市町村の選挙管理委員会は、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、当該選挙の選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておくなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会の委員長は、開票管理者及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合には、直ちに当該市町村の選挙管理委員会又は選挙管理委員会の書記の中から、臨時に開票管理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。

3 第一項の規定にかかわらず、数市町村合同開票区においては、関係市町村の選挙管理委員会は、その協議により、当該選挙の選挙権を有する者の中から、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合においてその職務を代

理すべき者をあらかじめ選任しておくなければならない。その協議が調わない場合には、都道府県の選挙管理委員会がこれを選任する。

4 第二項の規定にかかわらず、都道府県の選挙管理委員会の委員長は、数市町村合同開票区において、開票管理者及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合には、直ちに関係市町村の選挙管理委員会又は選挙管理委員会の書記（関係市町村に指定都市が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員若しくは選挙管理委員会の書記又は当該指定都市の関係区の選挙管理委員若しくは選挙管理委員会の書記）の中から、臨時に開票管理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。

5 第一項の規定にかかわらず、数区合同開票区においては、指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会は、当該選挙の選挙権を有する者の中から、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者をあらかじめ選任しておくなければならない。

6 第二項の規定にかかわらず、指定都市の選挙管理委員会の委員長は、数区合同開票区において、開票管理者及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合には、直ちに関係区の選挙管理委員会又は選挙管理委員会の書記の中から、臨時に開票管理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。

7 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合には、市町村又は都道府県の選挙管理委員会は小選挙区選出議員の選挙の開票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の開票管理者の職務を代理すべき者に選任することができる。

8 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合には、市町村又は都道府県の選挙管理委員会は選挙区選出議員の選挙の開票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の開票管理者の職務を代理すべき者に、市町

村又は都道府県の選挙管理委員会の委員長は選挙区選出議員の選挙の開票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の開票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

（開票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示）

第六十八条 市町村又は都道府県の選挙管理委員会は、法第六十一条第二項の規定又は第六十六条若しくは前条第一項、第三項若しくは第五項の規定により開票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。ただし、住所の全部の告示に支障があるときは、当該住所の一部の告示をもつて当該住所の全部の告示に代えることができる。

（開票立会人となるべき者の届出の方法）

第六十九条 公職の候補者、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等の法第六十二条第一項の規定による開票立会人となるべき者の届出は、当該開票立会人となるべき者の住所、氏名及び生年月日並びに当該届出が公職の候補者の届出に係るものである場合にあっては当該公職の候補者の属する政党その他の政治団体の名称を記載した文書でなければならない。この場合において、当該開票立会人となるべき者の承諾書を添えなければならない。

（長の選挙を延期する場合の開票立会人）

第七十条 法第八十六条の四第七項に規定する事由が生じた場合において、候補者が法第六十二条第一項の規定により届け出た開票立会人となるべき者で同条第二項、第四項又は第五項の規定により開票立会人となることができなかつたものがあるときは、その者の届出をした候補者は、同条第一項の規定の例により、更に開票立会人となるべき者を届け出ることができる。

2 法第八十六条の四第七項に規定する事由が生じた地方公共団体の長の選挙においては、同条第八項の規定による届出のあつた候補者が法第六十二条第一項の規定により届け出た開票立会人となるべき者、前項の規定による届出のあつた開票立会人となるべき者及び開票立会人に定められた者（死亡者、職を辞した者及び同条第二項第一号に掲げる事由が生じた者）により同条第七項の規定により職を失つた者を除く。）について、同条第二項から第六項まで及び第九

項の規定の例により、開票立会人を定めるものとする。

（開票立会人の氏名等の通知）

第七十条の二 市町村の選挙管理委員会は、法第六十二条第二項若しくは第四項の規定により開票立会人が定まつた場合又は同条第八項若しくは第九項の規定により市町村の選挙管理委員会において開票立会人を選任した場合には、直ちに当該開票立会人の住所及び氏名並びに公職の候補者の届出に係る者については当該公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者の属する政党その他の政治団体の名称、候補者届出政党の届出に係る者については当該候補者届出政党の名称、衆議院名簿届出政党等の届出に係る者については当該衆議院名簿届出政党等の名称及び略称、参議院名簿届出政党等の届出に係る者については当該参議院名簿届出政党等の名称及び略称、市町村の選挙管理委員会の選任に係る者については当該開票立会人の属する政党その他の政治団体の名称を当該開票立会人の立ち会う開票所の開票管理者に通知しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、前条第二項の規定により開票立会人を定めた場合には、前項の規定の例により、開票管理者に通知しなければならない。

（数市町村合同開票区の開票立会人となるべき者の届出等）

第七十条の三 数市町村合同開票区においては、法第六十二条第一項の規定又は第七十条第一項の規定による開票立会人となるべき者の届出は、関係市町村の選挙管理委員会が協議して定めた市町村の選挙管理委員会（関係市町村に指定都市が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区の選挙管理委員会）に対して行わなければならない。その協議が調わない場合には、都道府県の選挙管理委員会が指定した市町村の選挙管理委員会（関係市町村に指定都市が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区の選挙管理委員会）に対して行わなければならない。

2 関係市町村又は都道府県の選挙管理委員会は、前項の規定により、開票立会人となるべき者を届け出るときは市町村又は指定都市の区の選挙管理委員会を定め、又は指定した場合においては、直ちにその旨を告示しなければならない。

3 数市町村合同開票区（選挙の期日前二日又は選挙の期日の前日に設けられたものを除く。）においては、法第六十二条第二項、第四項又は第五項（第七十条第二項の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）の規定によること、法第六十二条第六項（第七十条第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定によることとされる場合を含む。）の規定によりその例によることとされる場合及び日時を告示、法第六十二条第九項（第七十条第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による市町村の選挙管理委員会が行う開票立会人の氏名等の通知は、第一項の規定により開票立会人となるべき者を届け出るべき市町村又は指定都市の区選挙管理委員会が行う。

4 数市町村合同開票区（選挙の期日前二日又は選挙の期日の前日に設けられたものに限り。）においては、法第六十二条第八項又は第九項の規定による市町村の選挙管理委員会が行う開票立会人の氏名等の通知は、関係市町村の選挙管理委員会が協議して定めた市町村の選挙管理委員会（関係市町村に指定都市が含まれる場合は、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の選挙管理委員会）が行う。その協議が調わない場合には、都道府県の選挙管理委員会が指定した市町村の選挙管理委員会（関係市町村に指定都市が含まれる場合は、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の選挙管理委員会）が行う。

5 数市町村合同開票区においては、法第六十三条の規定による開票所を設ける場所の指定並びに法第六十四条の規定による開票の場所及び日時を告示は、関係市町村の選挙管理委員会が協議して定めた市町村の選挙管理委員会（関係市町村に指定都市が含まれる場合は、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の選挙管理委員会）が行う。その協議が調わない場合には、都道府県の選挙管理委員会が当該指定及び告示を行う。

6 数区合同開票区においては、法第六十二条第一項の規定又は第七十条第一項の規定による開票立会人となるべき者の届出は、指定都市の選挙管理委員会が指定した区選挙管理委員会に対して行わなければならない。

7 指定都市の選挙管理委員会は、前項の規定により、開票立会人となるべき者を届け出るべき区選挙管理委員会を指定した場合に、直ちにその旨を告示しなければならない。

8 数区合同開票区（選挙の期日前二日又は選挙の期日の前日に設けられたものを除く。）においては、法第六十二条第二項、第四項又は第五項（第七十条第二項の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）の規定によることとされる場合を含む。）の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定によることとされる場合及び日時を告示、法第六十二条第九項（第七十条第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による区選挙管理委員会が行う開票立会人の氏名等の通知は、第六項の規定により開票立会人となるべき者を届け出るべき区選挙管理委員会が行う。

9 数区合同開票区（選挙の期日前二日又は選挙の期日の前日に設けられたものに限り。）においては、法第六十二条第八項又は第九項の規定による区選挙管理委員会が行う開票立会人の氏名等の通知は、指定都市の選挙管理委員会が指定した区選挙管理委員会が行う。

10 数区合同開票区においては、法第六十三条の規定による開票所を設ける場所の指定並びに法第六十四条の規定による開票の場所及び日時を告示は、指定都市の選挙管理委員会が指定した区選挙管理委員会が行う。（選挙の期日前二日以後に分割開票区を設けた場合の開票立会人）

第七十条の四 都道府県の選挙管理委員会が選挙の期日前二日又は選挙の期日の前日に従前の開票区の区域に二以上の分割開票区を設けた場合には、法第六十二条第八項の規定による開票立会人の選任については、市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、区選挙管理委員会。以下この条において「管轄選挙管理委員会」という。）は、当該従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者（死亡者、職を辞した者及び法第六十二条第七項の規定により職を失った者を除く。以下第七十条の七までにおいて同じ。）を、所属選挙人名簿登録者数（法第十八条第二項の規定により開票区が設けられた日直前の法第二十二條第一項

又は第三項の規定による選挙人名簿の登録の日現在において、当該開票区に属する投票区の選挙人名簿に登録されている選挙人の数を合計した数をいう。以下第七十条の七までにおいて同じ。）が最も多い分割開票区（所属選挙人名簿登録者数が最も多い分割開票区が二以上あるとき、又は全ての分割開票区の所属選挙人名簿登録者数が同じであるときは、これらに該当する分割開票区の中から当該管轄選挙管理委員会がくじで定めた分割開票区）の開票立会人に選任しなければならない。ただし、当該従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者が三人以上あるときは、これらの者の中から当該管轄選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者を開票立会人に選任することができる。

2 都道府県の選挙管理委員会が選挙の期日以後に従前の開票区の区域に二以上の分割開票区を設けた場合には、法第六十二条第八項の規定による開票立会人の選任については、所属選挙人名簿登録者数が最も多い分割開票区（所属選挙人名簿登録者数が最も多い分割開票区が二以上あるとき、又は全ての分割開票区の所属選挙人名簿登録者数が同じであるときは、これらに該当する分割開票区の中から管轄選挙管理委員会がくじで定めた分割開票区。以下この項において同じ。）の開票管理者は、当該従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者を、当該所属選挙人名簿登録者数が最も多い分割開票区の開票立会人に選任しなければならない。ただし、当該従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者の三人以上あるときは、これらの者の中から当該所属選挙人名簿登録者数が最も多い分割開票区の開票管理者がくじで定めた者二人以外の者を開票立会人に選任することができる。

3 前二項の規定によるくじを行う場合には、管轄選挙管理委員会は、これらのくじを行うべき場所及び日時をあらかじめ告示しなければならない。

（選挙の期日前二日以後に数市町村合同開票区を設けた場合の開票立会人等）

第七十条の五 都道府県の選挙管理委員会が選挙の期日前二日又は選挙の期日の前日に従前の二以上の開票区の区域を合わせた区域に数市町村

合同開票区を設けた場合には、法第六十二条第八項の規定による開票立会人の選任については、第七十条の三第四項の規定により定められ、又は指定された市町村の選挙管理委員会（関係市町村に指定都市が含まれるときは、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の選挙管理委員会。以下第五項までにおいて「管轄選挙管理委員会」という。）は、これらの従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者の数を合計した数が、十人を超えないときは直ちにこれらの者を、十人を超えないときはこれらの者の中から当該管轄選挙管理委員会がくじで定めた者十人を、当該数市町村合同開票区の開票立会人に選任しなければならない。この場合において、これらの従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者のうち一人以外の者は、当該開票区の開票立会人に定められた者でないものとみなす。

2 前項の場合において、同一の政党その他の政治団体に属する者が三人以上あるときは、同項の規定にかかわらず、これらの者の中から当該管轄選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者を開票立会人に選任することができる。

3 都道府県の選挙管理委員会が選挙の期日以後に従前の二以上の開票区の区域を合わせた区域に数市町村合同開票区を設けた場合には、法第六十二条第八項の規定による開票立会人の選任については、当該数市町村合同開票区の開票管理者は、これらの従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者の数を合計した数が、十人を超えないときは直ちにこれらの者を、十人を超えないときはこれらの者の中から当該管轄選挙管理委員会がくじで定めた者十人を、当該数市町村合同開票区の開票立会人に選任しなければならない。この場合において、これらの従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者のうち同条第一項の規定又は第七十条第一項の規定による届出があつた者で同一の公職の候補者の届出に係るものが二人以上あるときは、これらの者の中から当該管轄選挙管理委員会がくじで定めた者十人を、当該数市町村合同開票区の開票立会人に定められた者でないものとみなす。

（選挙の期日前二日以後に数市町村合同開票区を設けた場合の開票立会人等）

第七十条の五 都道府県の選挙管理委員会が選挙の期日前二日又は選挙の期日の前日に従前の二以上の開票区の区域を合わせた区域に数市町村

4 前項の場合において、同一の政党その他の政治団体に属する者が三人以上あるときは、同項の規定にかかわらず、これらの者の中から当該開票管理者がくじで定めた者二人以外の者を開票立会人に選任することができない。

5 管轄選挙管理委員会が第一項又は第二項の規定によるくじを行う場合には当該管轄選挙管理委員会は、数市町村合同開票区の開票管理者が前二項の規定によるくじを行う場合には第六十六條第一項の規定により当該開票管理者を選任した選挙管理委員会は、これらのくじを行うべき場所及び日時をあらかじめ告示しなければならぬ。

6 都道府県の選挙管理委員会が選挙の期日前二日又は選挙の期日の前日に従前の二以上の開票区の区域を合わせた区域に数区合同開票区を設けた場合には、法第六十二條第八項の規定による開票立会人の選任については、第七十條の三第九項の規定により指定された指定都市の区選挙管理委員会（以下この条において「管轄選挙管理委員会」という。）は、これらの従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者の数を合計した数が、十人を超えないときは直ちにこれらの者を、十人を超えないときはこれらの者の中から当該管轄選挙管理委員会がくじで定めた者十人を、当該数区合同開票区の開票立会人に選任しなければならない。この場合において、これらの従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者のうち法第六十二條第一項の規定又は第七十條第一項の規定による届出があつた者で同一の公職の候補者の届出に係るものが二人以上あるときは、これらの者の中から当該管轄選挙管理委員会がくじで定めた者一人以外の者は、当該開票区の開票立会人に定められた者でないものとみなす。

7 前項の場合において、同一の政党その他の政治団体に属する者が三人以上あるときは、同項の規定にかかわらず、これらの者の中から当該管轄選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者を開票立会人に選任することができない。

8 都道府県の選挙管理委員会が選挙の期日以後に従前の二以上の開票区の区域を合わせた区域に数区合同開票区を設けた場合には、法第六十二條第八項の規定による開票立会人の選任については、当該数区合同開票区の開票管理者は、これらの従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者の数を合計した数が、十

人を超えないときは直ちにこれらの者を、十人を超えないときはこれらの者の中から当該開票管理者がくじで定めた者十人を、当該数区合同開票区の開票立会人に選任しなければならない。この場合において、これらの従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者のうち同条第一項の規定又は第七十條第一項の規定による届出があつた者で同一の公職の候補者の届出に係るものが二人以上あるときは、これらの者の中から当該開票管理者がくじで定めた者一人以外の者は、当該開票区の開票立会人に定められた者でないものとみなす。

9 前項の場合において、同一の政党その他の政治団体に属する者が三人以上あるときは、同項の規定にかかわらず、これらの者の中から当該開票管理者がくじで定めた者二人以外の者を開票立会人に選任することができない。

10 管轄選挙管理委員会が第六項又は第七項の規定によるくじを行う場合には当該管轄選挙管理委員会は、数区合同開票区の開票管理者が前二項の規定によるくじを行う場合には第六十六條第二項の規定により当該開票管理者を選任した指定都市の区選挙管理委員会は、これらのくじを行うべき場所及び日時をあらかじめ告示しなければならない。

第七十條の六 都道府県の選挙管理委員会が選挙の期日前二日又は選挙の期日の前日に従前の開票区の区域を分けてそのそれぞれの区域を他の数市町村合同開票区を設けた場合には、法第六十二條第八項の規定による開票立会人の選任については、所属選挙人名簿登録者が最も多い数市町村合同開票区（所属選挙人名簿登録者が最も多い数市町村合同開票区が二以上あるとき、又は全ての数市町村合同開票区の中から当該都道府県の選挙管理委員会がくじで定めた数市町村合同開票区。以下この項において同じ。）に係る管轄選挙管理委員会（第七十條の三第四項の規定により定められ、又は指定された市町村の選挙管理委員会（関係市町村に指定都市が含まれるときは、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会）又は当該指定都市の関係市の選挙管理委員会）をいう。以下第五項までにおいて同じ。）は、これらの数市町村合同開票区の区域に分かれることとなる従前の開票区におい

て当該選挙の開票立会人に定められた者及びその区域の全部が当該所属選挙人名簿登録者が最も多い数市町村合同開票区に属することとなる従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者の数を合計した数が、十人を超えないときは直ちにこれらの者を、十人を超えないときはこれらの者の中から当該管轄選挙管理委員会がくじで定めた者十人を、当該所属選挙人名簿登録者が最も多い数市町村合同開票区の開票立会人に選任するとともに、その他の数市町村合同開票区に係る管轄選挙管理委員会は、その区域の全部が当該数市町村合同開票区に属することとなる従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者を、当該数市町村合同開票区の開票立会人に選任しなければならない。この場合において、これらの数市町村合同開票区の区域に分かれることとなる従前の開票区及びその区域の全部が当該所属選挙人名簿登録者が最も多い数市町村合同開票区に属することとなる従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者のうち法第六十二條第一項の規定又は第七十條第一項の規定による届出があつた者で同一の公職の候補者の届出に係るものが二人以上あるときは、これらの者の中から当該所属選挙人名簿登録者が最も多い数市町村合同開票区に属することとなる従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者一人以外の者は、これらの従前の開票区の開票立会人に定められた者でないものとみなす。

2 前項の場合において、これらの数市町村合同開票区ごとに同一の政党その他の政治団体に属する者が三人以上あるときは、同項の規定にかかわらず、これらの者の中からこれらの管轄選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者を開票立会人に選任することができない。

3 都道府県の選挙管理委員会が選挙の期日以後に従前の開票区の区域を分けてそのそれぞれの区域を他の従前の開票区の区域と合わせた区域に二以上の数市町村合同開票区を設けた場合には、法第六十二條第八項の規定による開票立会人の選任については、所属選挙人名簿登録者が最も多い数市町村合同開票区（所属選挙人名簿登録者が最も多い数市町村合同開票区が二以上あるとき、又は全ての数市町村合同開票区の所属選挙人名簿登録者が最も多い数市町村合同開票区）をいう。以下第五項までにおいて同じ。）は、これらの数市町村合同開票区の中

から当該都道府県の選挙管理委員会がくじで定めた数市町村合同開票区。以下この項において同じ。）の開票管理者は、これらの数市町村合同開票区の区域に分かれることとなる従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者及びその区域の全部が当該所属選挙人名簿登録者が最も多い数市町村合同開票区に属することとなる従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者の数を合計した数が、十人を超えないときは直ちにこれらの者を、十人を超えないときはこれらの者の中から当該開票管理者がくじで定めた者十人を、当該所属選挙人名簿登録者が最も多い数市町村合同開票区の開票立会人に選任するとともに、その他の数市町村合同開票区の開票立会人に選任しなければならない。この場合において、これらの数市町村合同開票区の区域の全部が当該数市町村合同開票区に属することとなる従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者を、当該数市町村合同開票区の開票立会人に選任しなければならない。

4 前項の場合において、これらの数市町村合同開票区ごとに同一の政党その他の政治団体に属する者が三人以上あるときは、同項の規定にかかわらず、これらの者の中からこれらの開票管理者がくじで定めた者二人以外の者を開票立会人に選任することができない。

5 都道府県の選挙管理委員会が第一項又は第三項の規定によるくじを行う場合には当該都道府県の選挙管理委員会は、管轄選挙管理委員会が第一項又は第二項の規定によるくじを行う場合には当該管轄選挙管理委員会は、数市町村合同開票区の開票管理者が前二項の規定によるくじを行う場合には第六十六條第一項の規定により当該開票管理者を選任した選挙管理委員会は、これらのくじを行うべき場所及び日時をあらかじめ告示しなければならない。

合同開票区を設けた場合には、法第六十二条第八項の規定による開票立会人の選任については、当該分割開票区（二以上の分割開票区が設けられた場合には、所属選挙人名簿登録者数が最も多い分割開票区（所属選挙人名簿登録者数が最も多い分割開票区が二以上あるとき、又は全ての分割開票区の所属選挙人名簿登録者数が同じであるときは、これらに該当する分割開票区の中から分割開票区管轄選挙管理委員会がくじで定めた分割開票区。以下この項において同じ。）の開票管理者は、当該分割開票区の区域が属していた従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められたとき、当該分割開票区合同開票区に属することとなる従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者を、当該数区合同開票区の開票立会人に選任しなければならない。ただし、開票区ごとに同一の政党その他の政治団体に属する者が三人以上あるときは、これらの者の中から当該分割開票区又は数区合同開票区の開票管理者がくじで定められた二人以外の者を開票立会人に選任することができる。

6 分割開票区管轄選挙管理委員会が前二項の規定によるくじを行う場合又は分割開票区の開票管理者が前項の規定によるくじを行う場合には、当該分割開票区管轄選挙管理委員会は、数区合同開票区管轄選挙管理委員会が第四項の規定によるくじを行う場合には、当該数区合同開票区管轄選挙管理委員会は、数区合同開票区管轄選挙管理委員会が、数区合同開票区の開票管理者が前項の規定によるくじを行う場合には第六十六条第二項の規定により当該開票管理者を選任した指定都市の区の開票管理委員会、これらのおくじを行うべき場所及び日時をあらかじめ告示しなければならない。

（開票立会人の選任に関する総務省令への委任）

第七十条の八 第七十条の四から前条までに規定するもののほか、選挙の期日前二日以後に開票区を設けた場合における開票立会人の選任に關し必要な事項は、総務省令で定める。

（代理投票、不在者投票及び在外投票の受理の決定）

第七十一条 開票管理者は、第四十一条及び第六十三条第四項（第六十五条の二十一において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた投票については、法第六十六条第一項の例によつて、これを受理するかどうかを決定しなければならない。（投票の点検）

第七十二条 開票管理者は、投票を点検する場合においては、開票事務に従事する者二人に各別に同一の公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）、同一の衆議院名簿届出政党等又は同一の参議院名簿届出政党等の得票数（参議院名簿届出政党等の得票数にあつては、当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者（当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。）の得票数を含むものをいう。）を計算させなければならない。

（得票数の朗読等）

第七十三条 開票管理者は、前条の規定による計算が終わつたときは、各公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）、各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票数（各参議院名簿届出政党等の得票数にあつては、当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者（当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。）の得票数を含むものをいう。）を朗読しなければならない。ただし、その開票所内にいる選挙人に周知させるため、掲示その他の必要な措置を講ずる場合は、この限りでない。

（開票録の送付）

第七十四条 開票管理者は、法第六十六条第三項の規定による投票の点検の結果の報告をする場合においては、あわせて開票録の写（市町村の選挙にあつては、開票録）を送付しなければならない。

（選挙人名簿及び在外選挙人名簿の返付）

第七十五条 開票管理者は、法第六十六条第三項の規定による報告をした後、直ちに選挙人名簿又はその抄本及び在外選挙人名簿又はその抄本を市町村の選挙管理委員会に返付しなければならない。

2 開票管理者は、選挙人名簿が法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合又は在外選挙人名簿が法第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合において、前項の規定により当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該在外選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項を返付するとき、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 当該開票管理者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機に当該事項を送信する方法

二 当該開票管理者から当該事項を記録した電磁的記録媒体を市町村の選挙管理委員会に送付する方法

（点検済の投票等の送付）

第七十六条 開票管理者は、点検済の投票の有効無効を区別して、それぞれ別の封筒に入れ、開票立会人とともに封印をし、これを投票録及び開票録（市町村の選挙にあつては、投票録）並びに開票に関する書類とともに、市町村の選挙管理委員会（数市町村合同開票区にあつては次条第二項の規定により定められ、又は指定された市町村の選挙管理委員会とし、数区合同開票区にあつては同条第三項の規定により指定された区の開票管理委員会とする。次項において同じ。）に送付しなければならない。

2 開票管理者は、第六十五条（第六十五条の二十一）において準用する場合を含む。）の規定により送致を受けた投票を、その封筒を開かないで、不受理の決定をした投票とともに、前項の例により、市町村の選挙管理委員会に送付しなければならない。

（開票に関する書類等の保存）

第七十七条 開票に関する書類は、市町村の選挙管理委員会において、当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間、保存しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、数市町村合同開票区については、開票に関する書類は、関係市町村の選挙管理委員会が協議して定めた市町村の選挙管理委員会（関係市町村に指定都市が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の選挙管理委員会）において、その協議が調わない場合には都道府県の選挙管理委員会が指定した市町村の選挙管理委員会（関係市町村に指定都市が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会）において、開票録、投票録及び投票とともに、同項の期間、保存しなければならない。

3 第一項の規定にかかわらず、数区合同開票区については、開票に関する書類は、指定都市の

選挙管理委員会が指定した区の開票管理委員会において、開票録、投票録及び投票とともに、同項の期間、保存しなければならない。

（繰延開票に関する通知）

第七十八条 都道府県の選挙管理委員会は、法第七十三条において準用する法第五十七条第一項前段の規定により更に期日を定めて開票を行わせることとした場合及び当該開票の期日を定めた場合には、関係のある数市町村合同開票区の開票管理者及び選挙長（衆議院比例代表選出議員若しくは参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙については、選挙分會長）並びに市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、市の選挙管理委員会を経て区の開票管理委員会）に、直ちに、同項前段の規定により更に期日を定めて開票を行わせることとした旨及び当該開票の期日を、それぞれ通知しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、区の開票管理委員会）は、都道府県の選挙管理委員会から前項の規定による通知を受けた場合には、直ちにその旨を関係のある開票管理者（数市町村合同開票区又は数区合同開票区の開票管理者を除く。）に通知しなければならない。

3 指定都市の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会から第一項の規定による通知を受けた場合には、直ちにその旨を関係のある数区合同開票区の開票管理者に通知しなければならない。

4 市町村の選挙管理委員会は、法第七十三条において準用する法第五十七条第一項前段の規定により更に期日を定めて開票を行わせることとした場合及び当該開票の期日を定めた場合には、関係のある開票管理者（指定都市においては、関係のある数区合同開票区の開票管理者及び区の開票管理委員会を経て関係のある開票管理者）及び選挙長に、直ちに、同項前段の規定により更に期日を定めて開票を行わせることとした旨及び当該開票の期日を、それぞれ通知しなければならない。

5 第一項に定めるもののほか、衆議院議員の選挙においては、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合において、小選挙区選出議員の選挙について法第七十三条において準用する法第五十七条第一項前段の規定により更に期日を定めて開票を行わせる

こととしたとき、及び当該開票の期日を定めたときは、都道府県の選挙管理委員会、直ちに、同項前段の規定により更に期日を定めて開票を行わせることとした旨及び当該開票の期日を、それぞれ中央選挙管理会に通知しなければならない。

6 中央選挙管理会は、都道府県の選挙管理委員会から前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨をその選挙区を包括する衆議院比例代表選出議員の選挙区に係る選挙長に通知しなければならない。

第七十九章 削除

第七十九章 選挙会及び選挙分会
(選挙長又は選挙分会長の職務代理人又は職務管理委員の選任)

第八十条 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙長については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙の選挙長については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙分会長については都道府県の選挙管理委員会、参議院合同選挙区選挙の選挙分会長については合同選挙区都道府県の選挙管理委員会)は、選挙長若しくは選挙分会長に事故があり、又はこれらの者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、当該選挙の選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておくなければならない。

2 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙長については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙の選挙分会長については合同選挙区都道府県の選挙管理委員会)の委員長は、選挙長若しくは選挙分会長及びこれらの者の職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合には、直ちに衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙長については中央選挙管理会の委員又は中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員の中から、参議院合同選挙区

選挙の選挙長については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員又は職員の中から、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙分会長については当該選挙分会長の置かれた都道府県の選挙管理委員会の委員又は書記の中から、参議院合同選挙区選挙の選挙分会長については当該選挙分会長の置かれた合同選挙区都道府県の選挙管理委員会の委員又は書記の中から、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員及び参議院合同選挙区選挙以外の選挙の選挙長については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の委員又は書記の中から、臨時に選挙長又は選挙分会長の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。

第八十一条 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙長については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙の選挙長については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙分会長については都道府県の選挙管理委員会、参議院合同選挙区選挙の選挙分会長については合同選挙区都道府県の選挙管理委員会)は、法第七十五条第三項又は前条第一項の規定により選挙長若しくは選挙分会長又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。ただし、住所の全部の告示に支障があるとき、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

(選挙立会人となるべき者の届出の方法)
第八十二条 第六十九条の規定は、選挙立会人となるべき者の届出の方法に準用する。
2 衆議院小選挙区選出議員又は都道府県の議会の議員の選挙において、法第七十九条第二項の規定により当該選挙の開票の事務を選挙会の事務に併せて行う旨の告示がされた場合においては、当該選挙の選挙立会人となるべき者の届出書には、選挙立会人となるべき者が選挙人名簿に登録されている旨の当該市町村の選挙管理委員会長の証明書を添えなければならない。

(長の選挙を延期する場合の選挙立会人)
第八十三条 第七十条の規定は、法第八十六条の第四項に規定する事由が生じた地方公共団体の長の選挙の選挙立会人について準用する。
(開票区の区域が選挙会の区域と同一である選挙の特例)
第八十三条の二 第六十六条から第七十条の八まで、第七十四条及び第七十七条の規定は、法第七十九条第一項の規定により開票の事務を選挙会の事務に併せて行う場合には、適用しない。
(開票事務を選挙会事務に併せて行わないこととなつた場合の告示)
第八十三条の三 衆議院小選挙区選出議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、法第七十九条第二項の規定により当該選挙の開票の事務を選挙会の事務に併せて行う旨の告示をした後に、都道府県の選挙管理委員会が法第十八条第二項の規定により開票区を設けたことにより当該選挙における選挙会の区域と開票区の区域が同一でなくなつた場合には、当該選挙の開票の事務を選挙会の事務に併せて行わない旨の告示をしなければならない。

(得票総数の明瞭等)
第八十四条 選挙長又は選挙分会長は、法第八十二条及び第三項若しくは第三項(同条第二項及び第三項の規定を同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による計算が終了したときは、各公職の候補者(公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む)、各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票総数(各参議院名簿届出政党等の得票総数)に、当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者(当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。)の得票総数を含むものをいう。を明瞭しなければならない。ただし、その選挙会場又は選挙分会場内における選挙人に周知させるため、掲示その他の必要な措置を講ずる場合は、この限りでない。

(選挙録等の送付)
第八十五条 選挙長又は選挙分会長は、選挙会又は選挙分会の事務が終了した場合には、選挙長にあつては選挙録及び選挙会に関する書類を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)において、当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間、保存しなければならない。

2 選挙分会に関する書類は、都道府県の選挙管理委員会において、当該選挙に係る衆議院議員又は参議院議員の任期間、保存しなければならない。

(繰延選挙会又は繰延選挙分会に関する通知)
第八十七条 法第八十四条において準用する法第五十七条第一項前段の規定により更に期日を定めて選挙会又は選挙分会を行わせることとした場合及び当該選挙又は選挙分会の期日を定めた場合には、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙分会については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙の選挙分会については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙分会については都道府県の選挙管理委員会、参議院合同選挙区選挙の選挙分会については合同選挙区都道府県の選挙管理委員会)は、当該選挙長又は選挙分会長に対し、直ちに、同項前段の規定により更に期日を定めて選挙会又は選挙分会を行わせることとした旨及び当該選挙会又は選挙分会の期日を、それぞれ通知しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合において、小選挙区選出議員の選挙について法第八十四条において準用する法第五十七条第一項前段の規定により更に期日を定めて選挙会を行わせることとしたとき、及び当該選挙の期日を定めたときは、都道府県の選挙管理委員会は、直ちに、同項前段の規定により更に期日を定めて選挙会

る事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)に、選挙分会長にあつては選挙録及び選挙分会に関する書類を都道府県の選挙管理委員会に、それぞれ送付しなければならない。
(選挙会又は選挙分会に関する書類の保存)
第八十六条 選挙会に関する書類は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)において、当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間、保存しなければならない。

2 選挙分会に関する書類は、都道府県の選挙管理委員会において、当該選挙に係る衆議院議員又は参議院議員の任期間、保存しなければならない。

(繰延選挙会又は繰延選挙分会に関する通知)
第八十七条 法第八十四条において準用する法第五十七条第一項前段の規定により更に期日を定めて選挙会又は選挙分会を行わせることとした場合及び当該選挙又は選挙分会の期日を定めた場合には、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙分会については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙の選挙分会については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙分会については都道府県の選挙管理委員会、参議院合同選挙区選挙の選挙分会については合同選挙区都道府県の選挙管理委員会)は、当該選挙長又は選挙分会長に対し、直ちに、同項前段の規定により更に期日を定めて選挙会又は選挙分会を行わせることとした旨及び当該選挙会又は選挙分会の期日を、それぞれ通知しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合において、小選挙区選出議員の選挙について法第八十四条において準用する法第五十七条第一項前段の規定により更に期日を定めて選挙会を行わせることとしたとき、及び当該選挙の期日を定めたときは、都道府県の選挙管理委員会は、直ちに、同項前段の規定により更に期日を定めて選挙会

を行わせることとした旨及び当該選挙会の期日
を、それぞれ中央選挙管理会に通知しなければ
ならない。
3 中央選挙管理会は、都道府県の選挙管理委員
会から前項の規定による通知を受けたときは、
直ちにその旨をその選挙区を包括する衆議院比
例代表選出議員の選挙区に係る選挙長に通知し
なければならない。

第八章 公職の候補者等

(衆議院小選挙区選出議員の選挙における立候
補の届出書又は推薦届出書に記載すべき事項
等)

第八十八条 法第八十六条第四項に規定する政令
で定める事項は、候補者となるべき者が法律の
定めるところにより衆議院議員と兼ねることが
できない職にある者である場合においては、そ
の職名とする。

2 法第八十六条第五項ただし書に規定する政令
で定めるものは、次項第二号に規定する文書と
する。

3 法第八十六条第五項第二号に規定する政令で
定める文書は、次の各号に掲げる区分に応じ、
当該各号に定める文書とする。

一 法第八十六条第一項第一号に該当する政党
その他の政治団体として同項の規定による届
出をするもの 当該政党その他の政治団体に
所属する五人以上の衆議院議員又は参議院議
員の氏名を記載した文書（以下この号におい
て「第一号要件文書」という。）並びに当該
第一号要件文書にその氏名を記載されること
についての当該衆議院議員又は参議院議員の
承諾書及び当該第一号要件文書に次条第二項
又は第三項の規定によりその氏名を記載する
ことができないこととされている者を当該衆
議院議員又は参議院議員としてその氏名を記
載していないことを当該政党その他の政治団
体の法第八十六条第四項に規定する代表者
（以下単に「代表者」という。）が誓う旨の宣
誓書

二 法第八十六条第一項第二号に該当する政党
その他の政治団体として同項の規定による届
出をするもの 直近において行われた衆議院
議員の総選挙における小選挙区選出議員の選
挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は参議
院議員の通常選挙における比例代表選出議員
の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙におけ
る当該政党その他の政治団体の得票総数を記
載した文書

4 法第八十六条第五項第六号に規定する政令で
定める文書は、次に掲げる文書とする。
一 法第九十二条第一項の規定による供託をし
たことを証明する書面（候補者となるべき者
の氏名が記載されたものに限る。）
二 候補者となるべき者の戸籍の謄本又は抄本
法第八十六条第六項に規定する政令で定める
事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各
号に定める事項とする。
一 法第八十六条第二項の文書の記載事項 候
補者となるべき者が法律の定めるところによ
り衆議院議員と兼ねることができない職にあ
る者である場合においては、その職名
二 法第八十六条第三項の文書の記載事項 前
号に定める事項並びに推薦届出者の氏名、住
所及び生年月日
6 法第八十六条第七項に規定する政令で定める
文書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各
号に定める文書とする。
一 法第八十六条第二項の文書の添付文書 次
に掲げる文書
イ 法第九十二条第一項の規定による供託を
したことを証明する書面（候補者となるべ
き者の氏名が記載されたものに限る。）
ロ 候補者となるべき者の戸籍の謄本又は
抄本
二 法第八十六条第三項の文書の添付文書 前
号に定める文書並びに候補者となるべき者の
承諾書及び推薦届出者が選挙人名簿に登録さ
れている旨の当該市町村の選挙管理委員会
の委員長の証明書

7 法第八十六条第一項から第三項まで、第五項
又は第七項の文書に記載する候補者となるべき
者の氏名は、当該候補者となるべき者の戸籍簿
に記載された氏名（以下「本名」という。）に
よらなければならない。
8 候補者届出政党は、法第八十六条第十三項の
告示、法第四百四十九条第一項の新聞広告、法第
百五十条第一項の政見放送、法第五百一十一
条第一項の経歴放送、法第六百六十七條第一
項の選挙公報並びに法第七百七十五條第一
項及び第二項の告示に当該候補者届出政党
の届出に係る候補者の氏名が記載され、又
は使用される場合において、本名に代えて
本名以外の呼称で本名に代わるものとして
広く通用しているもの（以下「通称」とい
う。）が記載され、又は使用されるときは、
当該候補者の承諾

を得て、当該通称について選挙長の認定を受け
なければならない。この場合においては、法第
八十六条第一項の文書に添えて通称認定申請書
を提出するとともに、選挙長に当該呼称が本名
に代わるものとして広く通用しているものであ
ることを説明し、かつ、そのことを証するに足
る資料を提示しなければならない。
9 前項の規定は、法第八十六条第二項、第三項
又は第八項の規定による届出のあつた候補者
（同項の規定による届出のあつた候補者のうち
候補者届出政党の届出に係る候補者を除く。）
が、法第八十六条第十三項の告示、法第四百
九条第一項の新聞広告、法第五百一十一條第
一項の経歴放送、法第六百六十七條第一項の
選挙公報並びに法第七百七十五條第一項及
び第二項の告示に当該候補者の氏名が記載さ
れ、又は使用されることを求めようとするとき
について準用する。
10 選挙長は、第八項（前項において準用する場
合を含む。）の規定による認定をした場合にお
いては、直ちに認定書を当該認定を申請した候
補者届出政党又は候補者に交付しなければならない。
11 法第八十六条第一項から第三項まで、第五項
又は第七項の文書の記載事項に異動を生じた場
合においては、当該文書を届け出た候補者届出
政党、候補者又は推薦届出者は、直ちに文書で
その異動に係る事項を選挙長に届け出なければ
ならない。
12 法第八十六条第十一項の規定により候補者の
届出を取り下げる旨の届出又は同条第十二項の
規定により候補者たることを辞する旨の届出
は、文書でしなければならない。
（候補者届出政党に所属する衆議院議員又は参
議院議員の数の算定等）
第八十八条の二 法第八十六条第一項又は第八項
の規定による届出の際現に衆議院の解散若しく
は衆議院議員の任期満了により衆議院議員が在
任しない場合又は参議院議員の任期満了により
参議院議員の一部が在任しない場合における同
条第一項第一号に規定する衆議院議員又は参議
院議員の数については、その衆議院の解散若し
くは衆議院議員の任期満了により衆議院議員で
なくなつた者（その衆議院の解散がなく、又は
その衆議院議員の任期が当該届出の時まで引き
延びているものとしたならば、それぞれ当該届

出の時まで引き続き衆議院議員として在任する
ことができた者に限る。）又はその参議院議員
の任期満了により参議院議員でなくなつた者
（その参議院議員の任期が当該届出の時まで引
き延びているものとしたならば、当該届出の時
まで引き続き参議院議員として在任することが
できた者に限る。）は、同号に規定する衆議院
議員又は参議院議員に含まれるものとして、算
定するものとする。
2 衆議院議員の選挙において小選挙区選出議員
の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行
う場合においては、法第八十六条第一項第一号
に該当する政党その他の政治団体として同項の規
定による届出をするものは、当該衆議院議員の
選挙において、当該政党その他の政治団体以外
の候補者届出政党若しくは衆議院名簿届出政党
等（法第八十六条の五第一項又は第八十六条の
六第一項若しくは第二項の規定による届出をし
た政党その他の政治団体でいずれの選挙区にお
いても法第八十六条第一項若しくは第八項又は
第八十六条の二第一項の規定による届出をして
いないものを含む。）に所属する衆議院議員若
しくは参議院議員又は当該政党その他の政治団
体以外の候補者届出政党若しくは衆議院名簿届
出政党等に所属する衆議院議員若しくは参議院
議員として前条第三項第一号に規定する第一号
要件文書若しくは次条第三項第一号に規定する
第一号要件文書にその氏名を記載された者を、
当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議
員又は参議院議員として、前条第三項第一号に
規定する第一号要件文書にその氏名を記載する
ことができない。
3 衆議院小選挙区選出議員の選挙（衆議院比例
代表選出議員の選挙と同時に行われる場合を除
く。）においては、法第八十六条第一項第一号
に該当する政党その他の政治団体として同項の
規定による届出をするものは、当該衆議院小選
挙区選出議員の選挙（当該選挙と同時に行われ
る他の衆議院小選挙区選出議員の選挙を含む。）
において、当該政党その他の政治団体以外の候
補者届出政党（法第八十六条の五第一項の規定
による衆議院小選挙区選出議員の候補者となる
べき者の選定の手続の届出をした政党その他の
政治団体でいずれの選挙区においても法第八十
六条第一項又は第八項の規定による届出をして
いないものを含む。）に所属する衆議院議員若
しくは参議院議員又は当該政党その他の政治団

体以外の候補者届出政党に所属する衆議院議員若しくは参議院議員として前条第三項第一号に規定する第一号要件文書にその氏名を記載された者、当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員として、同号に規定する第一号要件文書にその氏名を記載することができない。

4 衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における選挙区選出議員の選挙における法第八十六条第一項第二号に規定する当該政党その他の政治団体の得票数は、当該政党その他の政治団体の当該選挙の期日における届出候補者（同項又は同条第八項の規定による当該政党その他の政治団体の届出に係る候補者をいう。）又は所属候補者（同条第七項（同条第八項においてその例によることとされる場合を含む。）又は法第八十六条の四第三項（同条第五項においてその例によることとされる場合を含む。）の規定により当該政党その他の政治団体に所属する者として記載された候補者をいう。）の得票数を合算した数とする。

5 参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙における法第八十六条第一項第二号に規定する当該政党その他の政治団体の得票数は、法第八十六条の三第一項の規定による届出をした当該政党その他の政治団体の得票総数（当該政党その他の政治団体に係る各参議院名簿登載者（当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。）の得票総数を含むものを含む。）とする。

6 第一項の場合においては、前条第三項第一号並びに第二項及び第三項の衆議院議員又は参議院議員には、第一項に規定する参議院議員でなくなつた者又は同項に規定する参議院議員でなくなつた者が含まれるものとして、これらの規定を適用する。

（衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿に添えて届け出るべき文書等）
第八十八条の三 法第八十六条の二第二項ただし書に規定する政令で定めるものは、第三項第二号に規定する文書とする。

2 法第八十六条の二第二項第一号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 一 衆議院名簿登載者が法律の定めるところにより衆議院議員と兼ねることができない職にある者である場合においては、その職名

二 衆議院名簿登載者が当該衆議院比例代表選出議員の選挙と同時に執行される衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者（候補者となるべき者を含む。以下この号において同じ。）である場合においては、当該衆議院名簿登載者が候補者である衆議院小選挙区選出議員の選挙区の名称

3 法第八十六条の二第二項第三号に規定する政令で定める文書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める文書とする。
 一 法第八十六条の二第二項第一号に該当する政党その他の政治団体として同項の規定による届出をするもの、当該政党その他の政治団体に所属する五人以上の衆議院議員又は参議院議員の氏名を記載した文書（以下この号において「第一号要件文書」という。）並びに

二 当該第一号要件文書にその氏名を記載されることについての当該衆議院議員又は参議院議員の承諾書及び当該第一号要件文書に次条第三項の規定によりその氏名を記載することができないこととされている者を当該衆議院議員又は参議院議員としてその氏名を記載していないことを当該政党その他の政治団体の代表者が誓う旨の宣誓書
 二 法第八十六条の二第二項第二号に該当する政党その他の政治団体として同項の規定による届出をするもの、直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政党その他の政治団体の得票総数を記載した文書

4 法第八十六条の二第二項第七号に規定する政令で定める文書は、次に掲げる文書とする。
 一 法第九十二条第二項の規定による供託をしたことを証明する書面
 二 衆議院名簿登載者の戸籍の謄本又は抄本

5 法第八十六条の二第二項の規定による届出に係る政党その他の政治団体の略称は、字数二十以内のものでなければならぬ。
 6 衆議院名簿又は法第八十六条の二第二項の文書に記載する衆議院名簿登載者の氏名は、当該衆議院名簿登載者の本名によらなければならない。

7 衆議院名簿届出政党等は、法第八十六条の二第十三項の告示、法第四百四十九条第二項の新聞

広告、法第五十条第三項の政見放送、法第六十七條第二項の選挙公報及び法第七十五条第一項の掲示に当該衆議院名簿登載者の氏名が記載され、又は使用される場合において、本名に代えて通称が記載され、又は使用されることを求めようとするときは、当該通称について選挙長の認定を受けなければならない。この場合においては、衆議院名簿に添えて通称認定申請書を提出するとともに、選挙長に当該呼称が本名に代わるものとして広く通用しているものであることを説明し、かつ、そのことを証するに足りる資料を提示しなければならない。
 8 選挙長は、前項の規定による認定をした場合においては、直ちに認定書を当該認定を申請した衆議院名簿届出政党等に交付しなければならない。

9 衆議院名簿又は法第八十六条の二第二項の文書の記載事項に異動を生じた場合においては、当該衆議院名簿届出政党等は、直ちに文書でその異動に係る事項を選挙長に届け出なければならない。（衆議院名簿届出政党等に所属する衆議院議員又は参議院議員の数の算定等）

第八十八条の四 第八十八条の二第一項の規定は、法第八十六条の二第一項の規定による届出の際現に衆議院の解散若しくは衆議院議員の任期満了により衆議院議員が存在しない場合又は参議院議員の任期満了により参議院議員の一部が存在しない場合における同項第一号に規定する衆議院議員又は参議院議員の数の算定について準用する。

2 第八十八条の二第二項の規定は、衆議院議員の選挙において小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合における前条第三項第一号に規定する第一号要件文書の記載について準用する。

3 衆議院比例代表選出議員の選挙（衆議院小選挙区選出議員の選挙と同時に執行される場合を除く。）においては、法第八十六条の二第一項第一号に該当する政党その他の政治団体として同項の規定による届出をするものは、当該衆議院比例代表選出議員の選挙（当該選挙と同時に執行される他の衆議院比例代表選出議員の選挙を含む。）において、当該政党その他の政治団体の

第一項の規定による衆議院名簿登載者の選定の手続の届出をした政党その他の政治団体又は法

第八十六条の六第一項若しくは第二項の規定による届出をした政党その他の政治団体でいずれの選挙区においても法第八十六条の二第一項の規定による届出をしていないものを含む。）に所属する衆議院議員若しくは参議院議員又は当該政党その他の政治団体以外の衆議院名簿届出政党等に所属する衆議院議員若しくは参議院議員として前条第三項第一号に規定する第一号要件文書にその氏名を記載された者、当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員として、同号に規定する第一号要件文書にその氏名を記載することができない。

4 衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における選挙区選出議員の選挙における法第八十六条の二第一項第二号に規定する当該政党その他の政治団体の得票総数は、当該政党その他の政治団体の当該選挙の期日における届出候補者（法第八十六条第一項又は第八項の規定による当該政党その他の政治団体の届出に係る候補者をいう。）又は所属候補者（法第八十六条第七項（同条第八項においてその例によることとされる場合を含む。）又は法第八十六条の四第三項（同条第五項においてその例によることとされる場合を含む。）の規定により当該政党その他の政治団体に所属する者として記載された候補者をいう。）の得票数を合算した数とする。

5 参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙における法第八十六条の二第一項第二号に規定する当該政党その他の政治団体の得票総数は、法第八十六条の三第一項の規定による届出をした当該政党その他の政治団体の得票総数（当該政党その他の政治団体に係る各参議院名簿登載者（当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。）の得票総数を含むものを含む。）とする。

6 第一項の場合においては、前条第三項第一号並びに第二項において準用する第八十八条の二第二項及び第三項の衆議院議員又は参議院議員には、第一項において準用する第八十八条の二第一項に規定する衆議院議員でなくなつた者又は同項に規定する参議院議員でなくなつた者が含まれるものとして、これらの規定を適用する。

（参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿に添えて届け出るべき文書等）
第八十八条の五 法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第二項ただし書に

規定する

氏名を記載された者を、当該政党その他の政治団体の参議院名簿登載者又は所属候補者として、第三号要件文書にその氏名を記載することができない。

7 第一項の場合においては、前条第三項第一号並びに第二項、第三項及び前項に規定する衆議院議員又は参議院議員には、第一項において準用する第八十八条の二第一項に規定する衆議院議員でなくなつた者又は同項に規定する参議院議員でなくなつた者が含まれるものとして、これらの規定を適用する。

(衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における立候補の届出書又は推薦届出書に記載すべき事項等)

第八十九条 法第八十六条の四第三項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 法第八十六条の四第一項の文書の記載事項 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 参議院選挙区選出議員の選挙 候補者となるべき者が法律の定めるところにより参議院議員と兼ねることができない職にある者である場合には、その職名

ロ 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙 次に掲げる事項

(1) 公職の候補者となるべき者が法律の定めるところにより当該公職と兼ねることができない職にある者である場合には、その職名

(2) 公職の候補者となるべき者が当該地方公共団体に対し地方自治法第九十二条の二又は第四百四十二条に規定する関係を有する場合には、当該関係を有する旨

二 法第八十六条の四第二項の文書の記載事項 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 法第九十二条第一項の規定による供託をしたことを証明する書面(公職の候補者となるべき者の氏名が記載されたものに限る。)

ロ 公職の候補者となるべき者の戸籍の謄本又は抄本

二 法第八十六条の四第二項の文書の添付文書 前号に定める文書並びに公職の候補者となるべき者の承諾書及び推薦届出者が選挙人名簿に登録されている旨の当該市町村の選挙管理委員会の委員長の証明書

3 法第八十六条の四第一項、第二項又は第四項の文書に記載する公職の候補者となるべき者の氏名は、本名によらなければならない。

4 法第八十六条の四第一項又は第二項の文書に記載する政党その他の政治団体の名称が字数二十を超えなければならぬ。

5 第八十八条第八項及び第十項の規定は、公職の候補者が、法第四十六条の二第一項の投票用紙、法第八十六条の四第十一項の告示、法第四百九十九条第四項の新聞広告、法第五百零一条第一項若しくは第三項の政見放送、法第五百零一条第一項若しくは第三項の経歴放送、法第六百六十七条第一項(法第七十二条の二の規定により条例で定める場合を含む。)の選挙公報並びに法第七百七十五条第一項及び第二項の掲示に当該公職の候補者の氏名が記載され、又は使用される場合において、本名に代えて通称が記載され、又は使用されることを求めようとするときについて準用する。

6 法第八十六条の四第一項、第二項又は第四項の文書の記載事項に異動を生じた場合には、当該文書を届け出た候補者又は推薦届出者は、直ちに文書でその異動に係る事項を選挙長に届け出なければならない。

7 法第八十六条の四第十項の規定により公職の候補者たることを辞する旨の届出は、文書でしななければならない。

(候補者の選定の手続の届出書に添付すべき文書等)

第八十九条の二 法第八十六条の五第三項に規定する政令で定める文書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める文書とする。

一 法第八十六条第一項第一号に該当する政党その他の政治団体として法第八十六条の五第

一項の規定による届出をするもの 当該政党その他の政治団体に所属する五人以上の衆議院議員又は参議院議員の氏名を記載した文書(以下この号において「第一号要件文書」という。)並びに当該第一号要件文書にその氏名を記載されることについての当該衆議院議員又は参議院議員の承諾書及び当該第一号要件文書に当該政党その他の政治団体以外の政党その他の政治団体で同項の規定による届出をしたものに所属する者を当該衆議院議員又は参議院議員としてその氏名を記載していないことを当該政党その他の政治団体の代表者が誓う旨の宣誓書

二 法第八十六条第一項第二号に該当する政党その他の政治団体として法第八十六条の五第一項の規定による届出をするもの 第八十八条第三項第二号に定める文書

2 第八十八条の二第一項の規定は、法第八十六条の五第一項の規定による届出の際現に衆議院の解散若しくは衆議院議員の任期満了により衆議院議員が在任しない場合又は参議院議員の任期満了により参議院議員の一部が在任しない場合における法第八十六条第一項第一号に規定する衆議院議員又は参議院議員の数の算定について準用する。

3 法第八十六条第一項第一号に該当する政党その他の政治団体として法第八十六条の五第一項の規定による届出をするものは、当該政党その他の政治団体以外の政党その他の政治団体で同項の規定による届出をしたものに所属する衆議院議員又は参議院議員として、第一項第一号に規定する第一号要件文書にその氏名を記載することができない。

4 第二項の場合においては、第一項第一号及び前項の衆議院議員又は参議院議員には、第二項において準用する第八十八条の二第一項に規定する衆議院議員でなくなつた者又は同項に規定する参議院議員でなくなつた者が含まれるものとして、これらの規定を適用する。

(衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称等の届出書に添付すべき文書等)

第八十九条の三 法第八十六条の六第四項に規定する政令で定める文書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める文書とする。

一 法第八十六条の二第一項第一号に該当する政党その他の政治団体として法第八十六条の

六第一項又は第二項の規定による届出をするもの 当該政党その他の政治団体に所属する五人以上の衆議院議員又は参議院議員の氏名を記載した文書(以下この号において「第一号要件文書」という。)並びに当該第一号要件文書にその氏名を記載されることについての当該衆議院議員又は参議院議員の承諾書及び当該第一号要件文書に当該政党その他の政治団体以外の政党その他の政治団体でこれらの規定による届出をしたものに所属する者を当該衆議院議員又は参議院議員としてその氏名を記載していないことを当該政党その他の政治団体の代表者が誓う旨の宣誓書

二 法第八十六条の二第一項第二号に該当する政党その他の政治団体として法第八十六条の六第一項又は第二項の規定による届出をするもの 第八十八条の三第三項第二号に定める文書

2 第八十八条の二第二項の規定は、法第八十六条の六第一項又は第二項の規定による届出の際現に衆議院の解散若しくは衆議院議員の任期満了により衆議院議員が在任しない場合又は参議院議員の任期満了により参議院議員の一部が在任しない場合における法第八十六条の二第一項第一号に規定する衆議院議員又は参議院議員の数の算定について準用する。

3 法第八十六条の二第一項第一号に該当する政党その他の政治団体として法第八十六条の六第一項又は第二項の規定による届出をするものは、当該政党その他の政治団体以外の政党その他の政治団体でこれらの規定による届出をしたものに所属する衆議院議員又は参議院議員を、当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員として、第一項第一号に規定する第一号要件文書にその氏名を記載することができない。

4 第二項の場合においては、第一項第一号及び前項の衆議院議員又は参議院議員には、第二項において準用する第八十八条の二第一項に規定する衆議院議員でなくなつた者又は同項に規定する参議院議員でなくなつた者が含まれるものとして、これらの規定を適用する。

5 衆議院比例代表選出議員の再選挙又は補欠選挙について法第八十六条の六第一項、第二項若しくは第五項の規定又は第二項の規定を適用する場合においては、法第八十六条の六第一項、第二項及び第五項中「衆議院の解散の日にかか

る場合にあっては、当該解散の日」とあるのは「衆議院比例代表選出議員の再選挙又は補欠選挙を行うべき事由が生じた旨を中央選挙管理会が告示した日から三日を経過する日にかかる場合にあつては、当該三日を経過する日」と、第二項中「法第八十六条の六第一項」とあるのは「第五項の規定により読み替えられた法第八十六条の六第一項」とする。

6 法第八十六条の六第一項又は第二項の規定による届出に係る政党その他の政治団体の略称は、字数二十以内のものでなければならず。(参議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称等の届出書に添付すべき文書等)

第八十九条の四 法第八十六条の七第三項に規定する政令で定める文書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める文書とする。

- 一 法第八十六条の三第一項第一号に該当する政党その他の政治団体として法第八十六条の七第一項の規定による届出をするもの 当該政党その他の政治団体に所属する五人以上の衆議院議員又は参議院議員の氏名を記載した文書(以下この号において「第一号要件文書」という。)並びに当該第一号要件文書にその氏名を記載されることについての当該衆議院議員又は参議院議員の承諾書及び当該第一号要件文書に当該政党その他の政治団体以外の政党その他の政治団体で同項の規定による届出をしたものに所属する者を当該衆議院議員又は参議院議員としてその氏名を記載していないことを当該政党その他の政治団体の代表者が誓う旨の宣誓書
- 二 法第八十六条の三第一項第二号に該当する政党その他の政治団体として法第八十六条の七第一項の規定による届出をするもの 第八十八条の五第三項第二号に定める文書
- 2 第八十八条の二第一項の規定は、法第八十六条の七第一項の規定による届出の際現に衆議院の解散若しくは衆議院議員の任期満了により衆議院議員が在任しない場合又は参議院議員の任期満了により参議院議員の一部が在任しない場合における法第八十六条の三第一項第一号に規定する衆議院議員又は参議院議員の数の算定について準用する。

3 法第八十六条の三第一項第一号に該当する政党その他の政治団体として法第八十六条の七第一項の規定による届出をするものは、当該政党

その他の政治団体以外の政党その他の政治団体で同項の規定による届出をしたものに所属する衆議院議員若しくは参議院議員又は当該政党その他の政治団体以外の政党その他の政治団体で同項の規定による届出をしたものに所属する衆議院議員若しくは参議院議員として第一項第一号に規定する第一号要件文書にその氏名を記載された者を、当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員として、同号に規定する第一号要件文書にその氏名を記載することができない。

4 第二項の場合においては、第一項第一号及び前項の衆議院議員又は参議院議員には、第二項において準用する第八十八条の二第一項に規定する衆議院議員でなくなつた者又は同項に規定する参議院議員でなくなつた者が含まれるものとして、これらの規定を適用する。

5 参議院比例代表選出議員の再選挙又は補欠選挙については法第八十六条の七第一項の規定又は第二項の規定を適用する場合においては、法第八十六条の七第一項中「参議院議員の任期満了の日前九十日に当たる日から七日を経過する日」とあるのは「参議院比例代表選出議員の再選挙又は補欠選挙を行うべき事由が生じた旨を中央選挙管理会が告示した日から三日を経過する日」と、第二項中「法第八十六条の七第一項」とあるのは「第五項の規定により読み替えられた法第八十六条の七第一項」とする。

6 法第八十六条の七第一項の規定による届出に係る政党その他の政治団体の略称は、字数二十以内のものでなければならず。

(立候補できる公務員)

第九十条 法第八十九条第一項第二号の規定による者、在職中、公職の候補者となることのできる者は、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)附則第五項に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員とする。

2 法第八十九条第一項第三号の規定によつて、在職中、公職の候補者となることのできる者は、予備自衛官(自衛隊法第七十条第三項の規定により自衛官となつてゐる者を含む。)、即応予備自衛官(同法第七十五条の四第三項の規定により自衛官となつてゐる者を含む。)、及び予備自衛官補並びに臨時又は非常勤の国若しくは地方公共団体の公務員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第六十条の二第一項

裁判断職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)において準用する場合を含む。)、に規定する短時間勤務の官職、国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第四条の二第一項に規定する短時間勤務の職、自衛隊法第四十一条の二第一項に規定する短時間勤務の官職又は地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。)、又は行政執行法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十三号)第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。))若しくは特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。))以下この条において同じ。の役員若しくは職員(国家公務員法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職又は地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。))で次に掲げる者とする。

- 一 委員長及び委員の名称を有する職にある者
- 二 顧問、参事、会長、副会長、会員、評議員、専門調査員、審査員、報告員及び観測員の名称を有する職にある者並びに統計調査員、仲介員、保護司及び参事員に就く者
- 三 前二号に該当する者以外の地方公共団体又は特定地方独立行政法人の嘱託員

3 法第八十九条第一項第五号の規定によつて、在職中、公職の候補者となることのできる者は、地方公営企業等の労働関係に関する法律第三条第一号に規定する地方公営企業に従事する職員又は特定地方独立行政法人の職員で、課長又はこれに相当する職以上の主たる事務所における職に在る者以外の者とする。

4 地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の議員又は議長は、その在職中、当該組合の議会の議員又は管理者の選挙に立候補することを妨げない。地方公共団体の組合の議会の議員又は管理者が、その在職中、当該組合を組織する地方公共団体の議会の議員又は議長に立候補しようとする場合においても、また、同様とする。

(候補者の届出が取り下げられたものとみなされた者等の届出義務)

第九十一条 公職の候補者は、法第九十一条又は第九十二条の規定により、当該公職の候補者に係る候補者の届出が取り下げられ若しくは

当該公職の候補者たることを辞したものとみなされ又は当該公職の候補者が公職の候補者たる衆議院名簿登載者若しくは参議院名簿登載者でなくなるものとされた場合においては、直ちにその旨を選挙長に届け出なければならない。(公職の候補者等に関する通知)

第九十二条 衆議院小選挙区選出議員の選挙において、選挙長は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める事項を、直ちに市町村の選挙管理委員会(指定都市においては、市の選挙管理委員会を経て区の選挙管理委員会)及び数市町村合同開票区の開票管理者並びに第一号又は第二号へに掲げる場合にあっては候補者の住所の市町村の長及び選挙管理委員会(指定都市においては、区の長及び選挙管理委員会)に通知しなければならない。

- 一 法第八十六条第一項から第三項まで又は第八項の規定による届出があつた場合 当該候補者の氏名(第八十八条第八項(同条第九項において準用する場合を含む。))の規定による認定をしたときは、その認定をした通称を含む。)、本籍、住所、生年月日及び職業並びに候補者届出政党的の届出に係る候補者にあつては当該候補者届出政党的の名称、候補者届出政党的の届出に係る候補者以外の候補者にあつては当該候補者の所属する政党その他の政治団体(法第八十六条第七項の規定により当該候補者が所属する旨の記載があつた政党その他の政治団体をいう。))の名称
- 二 次に掲げる場合 その旨
 - イ 候補者が死亡したことを知つた場合
 - ロ 法第八十六条第九項の規定により候補者の届出を却下した場合
 - ハ 法第八十六条第十一項の規定により候補者の届出が取り下げられた場合
 - ニ 法第八十六条第十二項の規定により候補者がその候補者たることを辞した場合
 - ホ 法第九十一条第一項若しくは第九十二条第四項の規定により候補者の届出が取り下げられたものとみなされたこと又は法第九十一条第二項若しくは第九十三条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされたことを知つた場合

へ 法第八十六条第一項から第三項までの文書の記載事項で候補者に係るものについて第八十八条第十一項の規定による届出があつた場合

当該公職の候補者たることを辞したものとみなされ又は当該公職の候補者が公職の候補者たる衆議院名簿登載者若しくは参議院名簿登載者でなくなるものとされた場合においては、直ちにその旨を選挙長に届け出なければならない。(公職の候補者等に関する通知)

(衆議院名簿届出政党等に係る供託物の返還等)
第九十三条の二 衆議院名簿届出政党等は、衆議院比例代表選出議員の選挙の全部が無効となつた場合においては、直ちに法第九十二条第二項に規定する供託物の返還を請求することができる。

2 衆議院名簿届出政党等は、法第九十二条第二項に規定する供託物のうち法第九十四条第一項の規定により国庫に帰属するものとされるもの以外のものについては、その選挙及び当選の効力が確定した後(当該衆議院比例代表選出議員の選挙が衆議院小選挙区選出議員の選挙と同時に行使された場合においては、当該衆議院比例代表選出議員の選挙及び当選の効力並びに衆議院名簿登載者で当該衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者であるものに係る選挙及び当選の効力が確定した後)、直ちにその返還を請求することができる。

3 前二項の規定は、参議院名簿届出政党等に係る供託物の返還について準用する。この場合において、前項中「法第九十四条第一項」とあるのは、「法第九十四条第三項」と読み替へるものとする。

第九章 削除
第九十四条から第九十六条まで 削除
第十章 選挙を同時に行うための特例
(投票用紙の調製)
第九十七条 法第九十九条第一項又は第二項の規定によつて二以上の選挙を同時に行う場合においては、投票用紙は、各選挙ごとに別個に当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が調製しなければならない。

(不在者投票の投票用紙及び投票用封筒の交付)
第九十八条 法第九十九条第一項又は第二項の規定によつて同時に行う二以上の選挙について、第五十三条第一項、第五十四条、第五十九条の四第四項又は第五十九条の五の四第七項の規定によつて不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付し、又は郵便等をもつて発送する場合においては、市町村の選挙管理委員会の委員長は、各選挙ごとに別個の投票用紙及び投票用封筒を交付し、又は郵便等をもつて発送しなければならない。

(繰上投票の期日の告示及び通知)
第九十九条 都道府県の選挙管理委員会は、法第二百二十四条の規定により投票の期日を定めた場合には、直ちにその旨を告示し、かつ、都道府

県の選挙における関係のある数市町村合同開票区の開票管理者及び市町村の選挙管理委員会(指定都市においては、市の選挙管理委員会を経て区の選挙管理委員会)に、その旨を通知しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会(指定都市においては、区の選挙管理委員会)は、都道府県の選挙管理委員会から前項の規定による通知を受けた場合には、直ちにその旨を関係のある投票管理者及び開票管理者(数市町村合同開票区又は数区合同開票区の開票管理者を除く。)に通知しなければならない。

3 指定都市の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会から第一項の規定による通知を受けた場合には、直ちにその旨を関係のある数区合同開票区の開票管理者に通知しなければならない。

第一百条 都道府県の選挙管理委員会は、法第二百五十五条の規定により更に期日を定めて投票を行わせることとした場合及び当該投票の期日を定めた場合には、都道府県の選挙及び選挙長並びに市町村の選挙管理委員会(指定都市においては、市の選挙管理委員会を経て区の選挙管理委員会)に、直ちに、同条の規定により更に期日を定めて投票を行わせることとした旨及び当該投票の期日を、それぞれ通知しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会(指定都市においては、区の選挙管理委員会)は、都道府県の選挙管理委員会から前項の規定による通知を受けた場合には、直ちにその旨を関係のある投票管理者及び開票管理者(数市町村合同開票区又は数区合同開票区の開票管理者を除く。)並びに市町村の選挙の選挙長に通知しなければならない。

3 指定都市の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会から第一項の規定による通知を受けた場合には、直ちにその旨を関係のある数区合同開票区の開票管理者に通知しなければならない。

(繰延開票の決定及び通知)
第一百一条 都道府県の選挙と市町村の選挙を同時に行う場合において、天災その他避けることのできない事故により開票を行うことができないとき、又は更に開票を行う必要があるときは、

都道府県の選挙管理委員会は、更に期日を定めて開票を行わせなければならない。
 2 都道府県の選挙管理委員会は、前項の規定により更に期日を定めて開票を行わせることとした場合及び当該開票の期日を定めた場合には、都道府県の選挙における関係のある数市町村合同開票区の開票管理者及び選挙長並びに市町村の選挙管理委員会(指定都市においては、市の選挙管理委員会を経て区の選挙管理委員会)に、直ちに、同項の規定により更に期日を定めて開票を行わせることとした旨及び当該開票の期日を、それぞれ通知しなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会(指定都市においては、区の選挙管理委員会)は、都道府県の選挙管理委員会から前項の規定による通知を受けた場合には、直ちにその旨を関係のある開票管理者(数市町村合同開票区又は数区合同開票区の開票管理者を除く。)及び市町村の選挙の選挙長に通知しなければならない。

4 指定都市の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会から第二項の規定による通知を受けた場合には、直ちにその旨を関係のある数区合同開票区の開票管理者に通知しなければならない。

(同時選挙において長の選挙を延期する場合の各選挙の投票管理者、開票管理者等)
第一百二条 法第二百六条第三項の場合においては、法第八十六条の四第七項に規定する事由が生ずる前に選任された投票管理者及び開票管理者並びにこれらの者の職務を代理すべき者は、それぞれその事由が生じた選挙及びこれと同時に進行されるべきであつた他の選挙の投票管理者及び開票管理者並びにこれらの者の職務を代理すべき者となるものとする。

(同時選挙において長の選挙を延期する場合の各選挙の投票立会人)
第一百三条 法第二百六条第三項の場合においては、法第八十六条の四第七項に規定する事由が生じる前に選任された投票立会人は、それぞれその事由が生じた選挙及びこれと同時に進行されるべきであつた他の選挙の投票立会人となるものとする。

(同時選挙において長の選挙を延期する場合の各選挙の投票所及び開票所)
第一百四条 法第二百六条第三項の場合においては、法第八十六条の四第七項に規定する事由が生ずる前に告示された投票所及び開票所は、そ

れぞれその事由が生じた選挙及びこれと同時に進行されるべきであつた他の選挙の投票所及び開票所とする。
 (同時選挙において長の選挙を延期する場合の各選挙の選挙長等)
第一百五条 第二百二条及び前条の規定は、法第九十九条第一項の規定によつて選挙会の区域を同じくする選挙を同時に行う場合における法第二百二十六条第三項の各選挙の選挙長、その職務を代理すべき者及び選挙会の場所に、それぞれ準用する。

場合)
第一百六条 法第二百三条第一項の規定中開票に関する部分は、開票区の区域を同じくする選挙を同時に行う場合について適用があるものとする。ただし、法第七十九条の規定によつて開票の事務を選挙会の事務に併せて行う選挙とこれらの事務を併せて行わない選挙を同時に行う場合においては、これらの選挙相互の間にあつては、この限りでない。

(開票区の区域が選挙会の区域と同一である選挙の特例)
第一百七条 第二百二条及び第二百四条の規定中開票に関する部分は、法第七十九条の規定によつて開票事務を選挙会の事務に併せて行う各選挙を同時に行う場合においては、適用しない。

第十一章 選挙運動
(選挙事務所設置の届出の方法)
第一百八条 法第三十条第二項の規定による選挙事務所設置の届出は、選挙事務所の所在地及びその設置の年月日並びに設置者が公職の候補者(衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時に行使される衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のもの及び参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。)である場合には当該公職の候補者の氏名(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、当該公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名及び当該参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等の名称)、設置者が推薦届出者である場合には当該推薦届出者の氏名及び当該推薦届出者が届け出た公職の候補者の氏名、設

れぞれその事由が生じた選挙及びこれと同時に進行されるべきであつた他の選挙の投票所及び開票所とするものとする。
 (同時選挙において長の選挙を延期する場合の各選挙の選挙長等)
第一百五条 第二百二条及び前条の規定は、法第九十九条第一項の規定によつて選挙会の区域を同じくする選挙を同時に行う場合における法第二百二十六条第三項の各選挙の選挙長、その職務を代理すべき者及び選挙会の場所に、それぞれ準用する。
 場合)
第一百六条 法第二百三条第一項の規定中開票に関する部分は、開票区の区域を同じくする選挙を同時に行う場合について適用があるものとする。ただし、法第七十九条の規定によつて開票の事務を選挙会の事務に併せて行う選挙とこれらの事務を併せて行わない選挙を同時に行う場合においては、これらの選挙相互の間にあつては、この限りでない。
 (開票区の区域が選挙会の区域と同一である選挙の特例)
第一百七条 第二百二条及び第二百四条の規定中開票に関する部分は、法第七十九条の規定によつて開票事務を選挙会の事務に併せて行う各選挙を同時に行う場合においては、適用しない。

置者が候補者届出政党である場合には当該候補者届出政党の名称、設置者が衆議院名簿届出政党等である場合には当該衆議院名簿届出政党等の名称、設置者が参議院名簿届出政党等である場合には当該参議院名簿届出政党等の名称を記載した文書でなければならぬ。

2 推薦届出者が選挙事務所を設置した場合における前項の文書には、その設置について当該推薦届出者が届け出た公職の候補者の承諾を得たことを証明する書面を添えなければならない。この場合において、推薦届出者が数人あるときは、併せてその代表者であることを証明する書面を添えなければならない。

3 法第三十条第二項後段の規定による選挙事務所に異動があつた旨の届出は、前二項の規定の例によるものとする。

(選挙事務所の数の特例)
第九十九条 法第三十一条ただし書の規定により同項第一号の選挙事務所を三箇所まで増置することができる選挙区及び当該選挙区における選挙事務所の数は、別表第三で定める。

2 法第三十一条第一項ただし書の規定により同項第四号の選挙事務所を五箇所(参議院合同選挙区選挙における選挙事務所にあつては、十箇所)まで増置することができる選挙区又は選挙が行われる区域及び当該選挙区又は選挙が行われる区域における選挙事務所の数は、別表第四で定める。

(選挙運動に従事する者等に対し提供できる弁当料の額)
第九十九条 法第三十九条ただし書に規定する政令で定める弁当料の額は、法第九十七条の二第一項の規定により、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が法第二十九条第一項第一号の基準に従い定めた弁当料の額とする。

(選挙運動のために使用できる自動車)
第九十九条 法第四十一条第六項に規定する政令で定める乗用の自動車は、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定めるところとする。

- 一 町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙
- イ 次に掲げるもの
- イ 乗車定員十人以下の乗用自動車で口又はハに該当するもの以外のもの(二輪自動車

(側車付のものを含む。次項において同じ。))以外の自動車については、上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているもの及び上面の全部又は一部が構造上開放できないものを除く。

ロ 乗車定員四人以上十人以下の小型自動車(上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているもの及び上面の全部又は一部が構造上開放できないものを除く。)

ハ 四輪駆動式の自動車で車両重量二トン以下のもの(上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているものを除く。)

二 町村の議会の議員又は長の選挙 前号に定めるもの(小型貨物自動車を除く。)

2 前項第一号の規定の適用については、同号に規定する自動車(二輪自動車を除く。)で上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放できないものを、その上面、側面又は後面の全部又は一部(側面又は後面にある窓を除く。)を走行中開いて使用している場合は、当該自動車は、上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているものとみなす。

(自動車の使用の公営)
第九十九条 法第四十一条第七項の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者(次項において「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。)その他の者(次項第二号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。)との間において法第四十一条第一項の自動車(次項及び第三項において「選挙運動用自動車」という。)の使用に關し有償契約を締結し、総務省令で定めるところにより、その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会。次項第二号ロにおいて同じ。)に届け出なければならない。

2 衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者(参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿記載者で法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏

名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除き、前項の規定による届出をされた者に限る。以下この条において「特定候補者」という。)が同項の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下この項において「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額については、法第四十一条第七項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては都道府県が、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては国が、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

一 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(以下この項において「一般運送契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において一般運送契約により二台以上(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、三台以上)の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該特定候補者が指定するいずれか一台(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、いずれか二台)の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に對し支払うべき金額(当該金額が六万四千五百円を超える場合には、六万四千五百円)の合計金額

二 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下このイにおいて「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により二台以上(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、三台以上)の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該特定候補者が指定するいずれか一台(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、いずれか二台)の選挙運動用自動車に限る。)

イ 乗車定員十人以下の乗用自動車(口又はハに該当するもの以外のもの(二輪自動車

の使用に對し支払うべき金額(当該金額が一萬六千円を超える場合には、一萬六千円)の合計金額

ロ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に關する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。))が既に前項の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、七千七百円に当該特定候補者につき法第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項若しくは第八十六条の四第一項、第二項若しくは第五項の規定による公職の候補者の届出又は法第八十六条の三第一項の規定による参議院名簿の届出(同条第二項において準用する法第八十六条の二第九項の規定による届出に係る当該特定候補者については、当該届出)のあつた日から当該選挙の期日の前日(法第九十条第一項又は第四項の規定により投票を行わないこととなつた場合には、同条第五項の規定による告示の日。第四項において同じ。))までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、総務省令で定めるところにより、当該特定候補者からの申請に基づき、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が確認したものに

限る。)

ハ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に關する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手(同一の日において二人以上(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、三人以上)の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該特定候補者が指定するいずれか一人(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、いずれか二人)の運転手に限る。))のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に對し支払うべき報酬の額(当該報酬の額が一萬二千五百円を超える場合には、一萬二千五百円)の合計金額

3 前項の場合において、選挙運動用自動車の使用に關し同一の日につき同項第一号に定める契約と同項第二号に定める契約とのいずれもが締

結されているときは、当該日については、これら
の号に定める契約のうち当該特定候補者が指
定するいずれか一の号に定める契約のみが締結
されているものとみなして、同項の規定を適用
する。

4 法第四百十一條第七項に規定する政令で定め
る額は、特定候補者一人について、六万四千五
百元（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議
院合同選挙区選挙にあつては、十二万九千円）
に、当該特定候補者につき法第八十六条第一項
から第三項まで若しくは第八項若しくは第八十
六条の四第一項、第二項若しくは第五項の規定
による公職の候補者の届出又は法第八十六条の
第三項の規定による参議院名簿の届出（同条
第二項において準用する法第八十六条の第二第
九項の規定による届出に係る当該特定候補者につ
いては、当該届出）のあつた日から当該選挙の
期日の前日までの日数を乗じて得た金額とす
る。

5 前各項に定めるもののほか、第二項の支払の
請求の手續その他法第四百十一條第七項の規定
の適用に關し必要な事項は、総務省令で定め
る。

（通常葉書の表示）

第九百九條の五 法第四百二十二條第五項の規定によ
り日本郵便株式会社において通常葉書に表示を
する場合においては、総務省令で定めるところ
により有料無料を区別して選挙用である旨の表
示をしなければならぬ。

（ビラの頒布方法）

第九百九條の六 法第四百二十二條第六項に規定する
政令で定める方法は、次の各号に掲げるビラの
区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- 一 法第四百二十二條第一項第一号のビラ 次に
掲げる方法
イ 当該ビラに係る候補者の選挙事務所内、
個人演説会の会場内又は街頭演説の場所に
おける頒布
ロ イの候補者を届け出た候補者届出政
党の選挙事務所内、政党演説会の会場内又は街
頭演説の場所における頒布
ハ ロの候補者届出政党である衆議院名簿届
出政党等の選挙事務所内、政党等演説会の
会場内又は街頭演説の場所における頒布
ニ イの候補者が所属する衆議院名簿届出政
党等（法第八十六条第七項（同条第八項の
規定によりその例による）こととされる場合

を含む。）の規定により当該候補者が所属
するものとして記載された政党その他の政
治団体に限る。）の選挙事務所内、政党等
演説会の会場内又は街頭演説の場所におけ
る頒布

二 法第四百二十二條第一項第二号の二のビラ
次に掲げる方法
イ 当該ビラに係る公職の候補者たる参議院
名簿登載者の選挙事務所内、個人演説会の
会場内又は街頭演説の場所における頒布
ロ イの参議院名簿登載者に係る参議院名簿
届出政党等の選挙事務所内における頒布
三 法第四百二十二條第一項第二号から第七号ま
でのビラ 当該ビラに係る候補者の選挙事務
所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場
所における頒布
四 法第四百二十二條第二項のビラ 次に掲げる
方法
イ 当該ビラに係る候補者届出政
党の選挙事務所内、政党演説会の会場内又は街頭演説
の場所における頒布
ロ イの候補者届出政党が届け出た候補者の
選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街
頭演説の場所における頒布
ハ イの候補者届出政党である衆議院名簿届
出政党等の選挙事務所内、政党等演説会の
会場内又は街頭演説の場所における頒布
五 法第四百二十二條第三項のビラ 次に掲げる
方法
イ 当該ビラに係る衆議院名簿届出政
党等の選挙事務所内、政党等演説会の会場内又は
街頭演説の場所における頒布
ロ イの衆議院名簿届出政党である候補者
届出政党の選挙事務所内、政党演説会の会
場内又は街頭演説の場所における頒布
ハ ロの候補者届出政党が届け出た候補者の
選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街
頭演説の場所における頒布
ニ イの衆議院名簿届出政党等の所属候補者
（法第八十六条第七項（同条第八項の規定
によりその例による）こととされる場合を含む。
）の規定により当該衆議院名簿届出政
党等に所属する者として記載された候補者
をいう。）の選挙事務所内、個人演説会の
会場内又は街頭演説の場所における頒布
（通常葉書の作成の公営）

第九百九條の七 法第四百二十二條第十項（同項の通
常葉書（以下この条において「特定通常葉書」

という。）の作成に係る部分に限る。以下この
条において同じ。）の規定の適用を受けようと
する者は、通常葉書の作成を業とする者との間
において特定通常葉書の作成に關し有償契約を
締結し、総務省令で定めるところにより、その
旨を当該選挙に關する事務を管理する選挙管理
委員会（参議院比例代表選出議員の選挙につ
いては中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙に
ついては当該選挙に關する事務を管理する参議
院合同選挙区選挙管理委員会。次項において同
じ。）に届け出なければならぬ。

2 衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選
挙における公職の候補者（参議院比例代表選出
議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載
者で法第八十六条の三第一項後段の規定により
優先的に当選人となるべき候補者としてその氏
名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記
載されているものを除き、前項の規定による届
出をした者に限る。以下この項及び次項におい
て「特定候補者」という。）が前項の契約に基
き当該契約の相手方である通常葉書の作成を
業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約
に基づき作成された特定通常葉書の一枚当たり
の作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げ
る場合の区分に応じ当該各号に定める金額を超
えるときは、当該各号に定める金額）に当該特
定通常葉書の作成枚数（当該特定候補者を通じ
て、法第四百二十二條第一項第一号から第二号ま
での選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数の
範囲内のものであることにつき、総務省令で定
めるところにより、当該特定候補者からの申請
に基づき、当該選挙に關する事務を管理する選
挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じ
て得た金額については、同条第十項後段におい
て準用する法第四百十一條第七項ただし書に規
定する要件に該当する場合に限り、衆議院小選
挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙
にあつては都道府県が、参議院比例代表選出議
員の選挙にあつては国が、当該通常葉書の作成
を業とする者からの請求に基づき、当該通常葉
書の作成を業とする者に対し支払う。

一 当該特定通常葉書の作成枚数が三万五千枚
以下である場合 七円九十五銭
二 当該特定通常葉書の作成枚数が三万五千枚
を超える場合 二十七万八千二百五十円と六
円八十八銭にその三万五千枚を超える枚数を
乗じて得た金額との合計金額を当該特定通常

葉書の作成枚数で除して得た金額（一銭未満
の端数がある場合には、その端数は、一銭と
する。）
3 法第四百二十二條第十項に規定する政令で定め
る額は、特定候補者一人について、七円九十五
銭に特定通常葉書の作成枚数（当該作成枚数
が、同条第一項第一号から第二号までの選挙の
区分に応じ当該各号に定める枚数を超える場合
には、当該各号に定める枚数）を乗じて得た金
額とする。

4 前三項に定めるもののほか、第二項の支払の
請求の手續その他法第四百二十二條第十項の規定
の適用に關し必要な事項は、総務省令で定め
る。

（ビラの作成の公営）

第九百九條の八 前条の規定は、衆議院小選挙区選
出議員又は参議院議員の選挙における公職の候
補者（参議院比例代表選出議員の選挙における
候補者たる参議院名簿登載者で法第八十六条の
三第一項後段の規定により優先的に当選人とな
るべき候補者としてその氏名及び当選人となる
べき順位が参議院名簿に記載されているものを
除く。）が法第四百二十二條第十項（同項のビラ
の作成に係る部分に限る。）の規定の適用を受
けようとする場合について準用する。この場合
において、前条第二項第一号中「三万五千枚」
とあるのは、「五万枚」と、「七円九十五銭」と
あるのは、「七円七十三銭」と、同項第二号中
「三万五千枚」とあるのは、「五万枚」と、「二十
七万八千二百五十円と六円八十八銭」とあるの
は、「三十八万六千五百円と五円十八銭」と、同
条第三項中「七円九十五銭」とあるのは、「七円
七十三銭」と読み替えるものとする。

（演説会場の文書図画の掲示責任者の氏名等の記載）

第九百十條 法第四百二十三條第一項第四号のボスタ
ー、立札、ちようちん及び看板の類には、その
表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなけ
ればならぬ。この場合において、候補者届出
政党又は衆議院名簿届出政党等が使用するもの
にあつては当該候補者届出政党又は衆議院名簿
届出政党等の名称を、参議院名簿登載者（法第
八十六条の三第一項後段の規定により優先的に
当選人となるべき候補者としてその氏名及び当
選人となるべき順位が参議院名簿に記載されて
いる者を除く。）が使用するものにあつては当

該参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等の名称を、併せて記載しなければならない。
 (選挙事務所)の立札及び看板の類の作成の公営
第一百零二条 法第四十三條第十四項(同条第一項第一号)の立札及び看板の類(以下この条において「特定立札及び看板の類」という。)の作成に係る部分に限る。以下この条において同じ。の規定の適用を受けようとする者は、立札及び看板の類の作成を業とする者との間に、特定立札及び看板の類の作成に關し有償契約を締結し、総務省令で定めるところにより、その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会。次項において同じ。)に届け出なければならない。

2 衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者(参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第八十六条の第三項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除き、前項の規定による届出をした者に限る。以下この項及び次項において「特定候補者」という。)が前項の契約に基づき当該契約の相手方である立札及び看板の類の作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された特定立札及び看板の類の一当たりの作成単価(当該作成単価が五万六千六百十三円を超える場合には、五万六千六百十三円)に当該特定立札及び看板の類の作成数(当該特定候補者を通じて法第三十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、総務省令で定めるところにより、当該特定候補者からの申請に基づき、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額については、法第四十三條第十四項後段において準用する法第四十一条第七項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては都道府県が、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては国が、当該立札及び看板の類の作成を業とする者からの請求に基づき、当該立札及び看板の類の作成を業とする者に対し支払う。

3 法第四十三條第十四項に規定する政令で定める額は、特定候補者一人について、五万六千六百十三円に特定立札及び看板の類の作成数(当該作成数が、法第三十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数を超える場合には、当該三を乗じて得た数)を乗じて得た金額とする。
 4 前三項に定めるもののほか、第二項の支払の請求の手続その他法第四十三條第十四項の規定の適用に關し必要な事項は、総務省令で定める(自動車等に取り付ける立札及び看板の類の作成の公営)

第一百零三条 前条の規定は、衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者(参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第八十六条の第三項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。)が法第四十三條第十四項(同条第一項第二号)の立札及び看板の類の作成に係る部分に限る。)の規定の適用を受けようとする場合について準用する。この場合において、前条第二項中「五万六千六百十三円」とあるのは「五万三千六百一十円」と、法第三十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数の範囲内」とあるのは「四以内(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、八以内)」と、同条第三項中「五万六千六百十三円」とあるのは「五万三千六百一十円」と、法第三十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数」とあり、及び「当該三を乗じて得た数」とあるのは「四(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、八)」と読み替へるものとする。

(ポスター)の作成の公営
第一百零四条 法第四十三條第十四項(同項のポスター(以下この条において「特定ポスター」という。))の作成に係る部分に限る。以下この条において同じ。の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間に、特定ポスターの作成に關し有償契約を締結し、総務省令で定めるところにより、その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会)に届け出なければならない。

衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者(参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第八十六条の第三項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除き、前項の規定による届出をした者に限る。以下この項及び次項において「特定候補者」という。)が前項の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された特定ポスターの一枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を超えるときは、当該各号に定める金額)に当該特定ポスターの作成枚数(当該特定候補者を通じて、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては当該選挙区におけるポスター掲示場の数に二を乗じて得た数、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては七万枚の範囲内のものであることにつき、総務省令で定めるところにより、当該特定候補者からの申請に基づき、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額については、法第四十三條第十四項後段において準用する法第四十一条第七項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては都道府県が、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては国が、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

一 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に三十一万六千二百五十円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(一円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする)。
 イ 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が五百以下である場合 五百四十一円三十

一 衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者(参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第八十六条の第三項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除き、前項の規定による届出をした者に限る。以下この項及び次項において「特定候補者」という。)が前項の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された特定ポスターの一枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を超えるときは、当該各号に定める金額)に当該特定ポスターの作成枚数(当該特定候補者を通じて、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては当該選挙区におけるポスター掲示場の数に二を乗じて得た数、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては七万枚の範囲内のものであることにつき、総務省令で定めるところにより、当該特定候補者からの申請に基づき、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額については、法第四十三條第十四項後段において準用する法第四十一条第七項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては都道府県が、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては国が、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

一 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に三十一万六千二百五十円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(一円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする)。
 イ 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が五百以下である場合 五百四十一円三十

二 衆議院比例代表選出議員の選挙の場合、前項第二号に定める金額に特定ポスターの作成枚数(当該作成枚数が七万枚を超える場合には、七万枚)を乗じて得た金額

4 前三項に定めるもののほか、第二項の支払の請求の手続その他法第四十三條第十四項の規定の適用に關し必要な事項は、総務省令で定める。
 (後援団体等の政治活動に関する立札及び看板の類の総数等)
第一百零五条 法第四十三條第十六項第一号に規定する政令で定める立札及び看板の類の総数は、公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。)一人につき又は同一の公職の候補者等に係る法第九十九條の五第一項に規定する後援団体(以下この条において「後援団体」という。)の全てを通じて、それぞれ、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一 公職の候補者等が衆議院小選挙区選出議員の選挙に係るものであり、又は後援団体が当該公職の候補者等に係るものである場合、公職の候補者等にあつては十、後援団体にあつては十五
 二 公職の候補者等が衆議院比例代表選出議員の選挙に係るものであり、又は後援団体が当該公職の候補者等に係るものである場合、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数。

一 衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者(参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第八十六条の第三項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除き、前項の規定による届出をした者に限る。以下この項及び次項において「特定候補者」という。)が前項の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された特定ポスターの一枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を超えるときは、当該各号に定める金額)に当該特定ポスターの作成枚数(当該特定候補者を通じて、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては当該選挙区におけるポスター掲示場の数に二を乗じて得た数、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては七万枚の範囲内のものであることにつき、総務省令で定めるところにより、当該特定候補者からの申請に基づき、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額については、法第四十三條第十四項後段において準用する法第四十一条第七項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては都道府県が、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては国が、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

一 衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者(参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第八十六条の第三項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除き、前項の規定による届出をした者に限る。以下この項及び次項において「特定候補者」という。)が前項の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された特定ポスターの一枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を超えるときは、当該各号に定める金額)に当該特定ポスターの作成枚数(当該特定候補者を通じて、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては当該選挙区におけるポスター掲示場の数に二を乗じて得た数、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては七万枚の範囲内のものであることにつき、総務省令で定めるところにより、当該特定候補者からの申請に基づき、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額については、法第四十三條第十四項後段において準用する法第四十一条第七項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては都道府県が、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては国が、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

一 衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者(参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第八十六条の第三項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除き、前項の規定による届出をした者に限る。以下この項及び次項において「特定候補者」という。)が前項の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された特定ポスターの一枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を超えるときは、当該各号に定める金額)に当該特定ポスターの作成枚数(当該特定候補者を通じて、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては当該選挙区におけるポスター掲示場の数に二を乗じて得た数、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては七万枚の範囲内のものであることにつき、総務省令で定めるところにより、当該特定候補者からの申請に基づき、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額については、法第四十三條第十四項後段において準用する法第四十一条第七項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては都道府県が、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては国が、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

二 衆議院比例代表選出議員の選挙の場合、前項第二号に定める金額に特定ポスターの作成枚数(当該作成枚数が七万枚を超える場合には、七万枚)を乗じて得た金額

4 前三項に定めるもののほか、第二項の支払の請求の手続その他法第四十三條第十四項の規定の適用に關し必要な事項は、総務省令で定める。
 (後援団体等の政治活動に関する立札及び看板の類の総数等)
第一百零五条 法第四十三條第十六項第一号に規定する政令で定める立札及び看板の類の総数は、公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。)一人につき又は同一の公職の候補者等に係る法第九十九條の五第一項に規定する後援団体(以下この条において「後援団体」という。)の全てを通じて、それぞれ、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一 公職の候補者等が衆議院小選挙区選出議員の選挙に係るものであり、又は後援団体が当該公職の候補者等に係るものである場合、公職の候補者等にあつては十、後援団体にあつては十五
 二 公職の候補者等が衆議院比例代表選出議員の選挙に係るものであり、又は後援団体が当該公職の候補者等に係るものである場合、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数。

ただし、一の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の区域においては、前号に定める数を超えることができない。

イ 当該選挙区の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数が十以上十三以下である場合、公職の候補者等にあつては二十

二、後援団体にあつては三十三
ロ 当該選挙区の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数が増すことにより、又は後援団体が当該公職の候補者等に係るもの

公職の候補者等が参議院比例代表選出議員の選挙に係るもの

公職の候補者等が参議院比例代表選出議員の選挙に係るもの

公職の候補者等が参議院比例代表選出議員の選挙に係るもの

公職の候補者等が参議院比例代表選出議員の選挙に係るもの

公職の候補者等が参議院比例代表選出議員の選挙に係るもの

公職の候補者等が参議院比例代表選出議員の選挙に係るもの

公職の候補者等が参議院比例代表選出議員の選挙に係るもの

公職の候補者等が参議院比例代表選出議員の選挙に係るもの

公職の候補者等が参議院比例代表選出議員の選挙に係るもの

公職の候補者等が参議院比例代表選出議員の選挙に係るもの

公職の候補者等が参議院比例代表選出議員の選挙に係るもの

公職の候補者等が参議院比例代表選出議員の選挙に係るもの

八 公職の候補者等が町村の議会の議員若しくは長の選挙に係るものであり、又は後援団体が当該公職の候補者等に係るものである場合

四 公職の候補者等が衆議院小選挙区選出議員の選挙に係るものであり、かつ、当該選挙と同時に

公職の候補者等が衆議院比例代表選出議員の選挙に係るものである場合には、当該公職の候補者等は

衆議院比例代表選出議員の選挙に係るものと、当該公職の候補者等に係る後援団体が当該選挙に係る公職の候補者等のみに係るものと

公職の候補者等が二以上の選挙に係るものとなつた場合には、当該公職の候補者等はこれら

の選挙のうちその指定するいずれか一の選挙のみに係るものと、当該公職の候補者等に係る後援団体が当該選挙に係る公職の候補者等のみに

係るものとみなして、第一項の規定を適用する。ただし、公職にある者（当該公職に係る選挙の候補者とならうとする者（当該公職に係る選挙の候補者とならうとする者）を除く。）が、当該公職以外の一の公職に係る選挙の候補者とならうとする者となつた場合には、その者は当該選挙のみに係るものと、その者に係る後援団体が当該選挙に係る公職の候補者等のみに

係るものとみなし、当該公職以外の二以上の公職に係る選挙の候補者とならうとする者となつた場合には、その者はこれらの選挙のうちその指定するいずれか一の選挙のみに係るものとして、その者に係る後援団体が当該選挙に係る公職の候補者等のみに係るものとみなして、同項の規定を適用する。

四 法第百四十三条第十七項の規定による表示は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）の交付する証票を用いてしななければならない。

五 公職の候補者等又は後援団体が前項の証票の交付を受けようとする場合は、総務省令で定めるところにより、文書で、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）にその証票

の交付を申請しなければならない。この場合において、後援団体が行う申請は、当該後援団体に係る公職の候補者等の同意を得たものでなければならない。

六 公職の候補者等は、前項の同意をするに当たっては、第一項に規定する立札及び看板の類の総数が、当該公職の候補者等に係る後援団体が同項各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める数を超えることとならないように配意しなければならない。

七 一の後援団体が二人以上の公職の候補者等に係るものとなつた場合には、当該後援団体がこれらの公職の候補者等のうち当該後援団体が指定するいずれか一人の公職の候補者等のみに係る後援団体とみなして、前各項の規定を適用する。

八 法第百四十三条第十七項の当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）は、公職の候補者等又は後援団体が第一項各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に規定する選挙の候補者等又は当該後援団体に係るものに関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）とする。

（ホスター掲示場）
第九十一条 法第百四十四条の二第二項又は第九十項に規定するホスター掲示場の総数は、当該市町村の各投票区について、次の表の上欄に掲げる投票区ごとの選挙人名簿登録者数及び同表の中欄に掲げる投票区ごとの面積に応じ、それぞれ当該下欄に定める数を合計した数とする。

選挙人名簿登録者数	面積	ホスター掲示場の数
一千人未満	二平方キロメートル未満	一箇所
	二平方キロメートル以上四平方キロメートル未満	二箇所
	四平方キロメートル以上	三箇所
		四箇所
		五箇所
		六箇所

四平方キロメートル以上八平方キロメートル未満
八平方キロメートル以上

四平方キロメートル未満
四平方キロメートル以上八平方キロメートル未満
八平方キロメートル以上

四平方キロメートル以上
四平方キロメートル未満
四平方キロメートル以上八平方キロメートル未満
八平方キロメートル以上

四平方キロメートル以上
四平方キロメートル未満
四平方キロメートル以上八平方キロメートル未満
八平方キロメートル以上

四平方キロメートル以上
四平方キロメートル未満
四平方キロメートル以上八平方キロメートル未満
八平方キロメートル以上

四平方キロメートル以上
四平方キロメートル未満
四平方キロメートル以上八平方キロメートル未満
八平方キロメートル以上

四平方キロメートル以上
四平方キロメートル未満
四平方キロメートル以上八平方キロメートル未満
八平方キロメートル以上

四平方キロメートル以上
四平方キロメートル未満
四平方キロメートル以上八平方キロメートル未満
八平方キロメートル以上

四平方キロメートル以上
四平方キロメートル未満
四平方キロメートル以上八平方キロメートル未満
八平方キロメートル以上

四平方キロメートル以上
四平方キロメートル未満
四平方キロメートル以上八平方キロメートル未満
八平方キロメートル以上

四平方キロメートル以上
四平方キロメートル未満
四平方キロメートル以上八平方キロメートル未満
八平方キロメートル以上

四平方キロメートル以上
四平方キロメートル未満
四平方キロメートル以上八平方キロメートル未満
八平方キロメートル以上

四平方キロメートル以上
四平方キロメートル未満
四平方キロメートル以上八平方キロメートル未満
八平方キロメートル以上

四平方キロメートル以上
四平方キロメートル未満
四平方キロメートル以上八平方キロメートル未満
八平方キロメートル以上

四平方キロメートル以上
四平方キロメートル未満
四平方キロメートル以上八平方キロメートル未満
八平方キロメートル以上

七箇所

七箇所

八箇所

八箇所

九箇所

九箇所

十箇所

十箇所

十箇所

十箇所

十箇所

十箇所

十箇所

十箇所

十箇所

(ポスター)の掲示に関する便宜供与)
第百十一条の二 市町村の選挙管理委員会は、ポスター掲示場の設置場所を表示した図面を交付し、ポスターのはりつけの請負のあつせんをし、又はポスター掲示場に掲示されたポスターが汚損し若しくは脱落している旨の通報をする等ポスターの掲示に関する便宜の供与に努めなければならない。

(都道府県の設置する任意制ポスター掲示場)
第百十一条の三 法第百四十四条の二第八項又は法第百四十四条の四の規定によつて都道府県の議会の議員の選挙についてポスター掲示場を設けることとした場合においては、市町村の選挙管理委員会は、当該都道府県の条例の定めるところにより、ポスター掲示場の設置に関する事務を行わなければならない。

(政見放送)
第百十一条の四 衆議院小選挙区選出議員の選挙においては、候補者届出政党は、日本放送協会及び都道府県ごとに総務大臣が定める基幹放送事業者(法第百五十条第一項に規定する基幹放送事業者をいう。以下第百十一条の九までにおいて同じ。)の放送設備によりその政見(当該候補者届出政党が届け出た候補者の紹介を含む。)を放送することができる。

2 参議院選挙区選出議員の選挙においては、当該選挙における候補者は、日本放送協会及び選挙区ごとに総務大臣が定める基幹放送事業者の放送設備によりその政見を放送することができる。
3 衆議院比例代表選出議員の選挙においては、衆議院名簿届出政党等は、日本放送協会及び選挙区ごとに総務大臣が定める基幹放送事業者の放送設備によりその政見(衆議院名簿登載者の紹介を含む。)を放送することができる。

4 参議院比例代表選出議員の選挙においては、参議院名簿届出政党等は、日本放送協会の放送設備によりその政見(参議院名簿登載者の紹介を含む。)を放送することができる。
5 都道府県知事の選挙においては、当該選挙における候補者は、日本放送協会及び総務大臣が定める基幹放送事業者の放送設備によりその政見を放送することができる。

6 法第百五十条第四項に規定する政令で定める時間数は、候補者届出政党の数の他の事情を考慮して、総務大臣が日本放送協会及び基幹放送事業者と協議の上、第一項の規定による放送

を行う場合における放送の単位として定める時間数に当該都道府県における候補者届出政党の届出候補者の数に応じて定める数値を乗じて得た時間数とする。
7 法第百五十条第五項に規定する政令で定める時間数(衆議院名簿届出政党等に係るものに限る。)は、衆議院名簿届出政党等の数その他の事情を考慮して、総務大臣が日本放送協会及び基幹放送事業者と協議の上、第三項の規定による放送を行う場合における放送の単位として定める時間数に当該選挙区における衆議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数に応じて定める数値を乗じて得た時間数とする。

8 法第百五十条第五項に規定する政令で定める時間数(参議院名簿届出政党等に係るものに限る。)は、参議院名簿届出政党等の数その他の事情を考慮して、総務大臣が日本放送協会と協議の上、第四項の規定による放送を行う場合における放送の単位として定める時間数に参議院名簿登載者の数に応じて定める数値を乗じて得た時間数とする。
(政見放送のための録音又は録画の公営)
第百十一条の五 法第百五十条第二項の規定の適用を受けようとする候補者届出政党又は同条第一項第二号イ若しくはロに掲げる者(次項及び第三項において「候補者届出政党等」という。)は、録音又は録画を業とする者との間において同条第二項の政見の放送のための録音又は録画(次項及び第三項において「特定録音等」という。)に関し有償契約を締結し、総務省令で定めるところにより、その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)に届け出なければならない。

2 都道府県は、候補者届出政党等(前項の規定による届出をしたものに限る。次項において同じ。)が前項の契約に基づき当該契約の相手方である録音又は録画を業とする者に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の合算額を、当該録音又は録画を業とする者からの請求に基づき、当該録音又は録画を業とする者に対し支払う。
一 当該契約に基づく特定録音等(法第百五十条第一項の政見の放送のために必要な複製を除く。以下この号及び次項において同じ。)

道府県ごとに総務大臣が定める基幹放送事業者若しくは同条第二項に規定する選挙区ごとに総務大臣が定める基幹放送事業者において放送されたもの(法第百五十一条の二の規定により放送されなかつた特定録音等を含む。次項において同じ。)

2 前二項に定めるもののほか、第二項の支払の請求の手續その他法第百五十条第二項の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。(参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送に係る文書の提出等)
第百十一条の六 法第百五十条第一項第二号イ又はロに掲げる者は、法第八十六条の四第一項、第二項又は第五項の規定による届出のあつた日に、次項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める文書を、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)に提出しなければならない。

一 法第百五十条第一項第二号イ又はロに掲げる者に係る同号イ又はロに規定する政党その他の政治団体が同号イ(一)に該当する政党その他の政治団体であるもの、当該政党その他の政治団体に所属する五人以上の衆議院議員又は参議院議員の氏名を記載した文書(以下この号及び第百十一条の八において「五人要件文書」という。)並びに当該五人要件文書にその氏名を記載されることについての当該衆議院議員又は参議院議員の承諾書及び当該五人要件文書に第百十一条の八第二項において準用する第八十八条の六第二項の規定又は第百十一条の八第三項の規定によりその氏名を記載することができないこととされている者を当該衆議院議員又は参議院議員としてその氏名を記載していないことを当該政党その他の政治団体の代表者が誓う旨の宣誓書
二 法第百五十条第一項第二号イ又はロに掲げる者に係る同号イ又はロに規定する政党その他の政治団体が同号イ(二)に該当する政党その他の政治団体であるもの、直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政党その他の政治団体の得票総数を記載した文書
3 法第百五十条第六項ただし書に規定する政令で定める場合は、同条第一項第二号イ又はロに掲げる者に係る同号イ又はロに規定する政党その他の政治団体が同条第六項第二号に掲げる政党その他の政治団体のうち、法第八十六条の三第一項第一号に該当する政党その他の政治団体として法第八十六条の七第一項の規定による届出をしたものである場合とする。
(参議院名簿届出政党等の名称等の通知)
第百十一条の七 中央選挙管理委員会は、参議院比例代表選出議員の選挙と同時に行為される参議院選挙区選出議員の選挙の期日の公示又は告示があつた日に、法第百五十条第六項各号に掲げる政党その他の政治団体(同項第二号に掲げる政党その他の政治団体のうち、法第八十六条の三第一項第一号に該当する政党その他の政治団体として法第八十六条の七第一項の規定による届出をしたものを除く。)の名称、本部の所在地及び代表者の氏名を、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院合同選挙区選挙

道府県ごとに総務大臣が定める基幹放送事業者若しくは同条第二項に規定する選挙区ごとに総務大臣が定める基幹放送事業者において放送されたもの(法第百五十一条の二の規定により放送されなかつた特定録音等を含む。次項において同じ。)

については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)に通知しなければならぬ。

(推薦団体又は確認団体に所属する衆議院議員又は参議院議員の数の算定等)

第百十一条の八 第八十八条の二第一項の規定は、法第五十条第六項の規定による文書の提出の際に衆議院の解散若しくは衆議院議員の任期満了により衆議院議員が在任しない場合又は参議院議員の任期満了により参議院議員の一部が在任しない場合における同条第一項第二号イ(一)に規定する衆議院議員又は参議院議員の数の算定について準用する。

2 第八十八条の六第二項の規定は、参議院議員の選挙において比例代表選出議員の選挙と選挙区選出議員の選挙を同時に行う場合における五人要件文書の記載について準用する。

3 参議院選挙区選出議員の選挙(参議院比例代表選出議員の選挙と同時に進行する場合を除く。)においては、法第五十条第一項第二号イ又はロに掲げる者に係る同号イ又はロに規定する政党その他の政治団体のうち、同号イ(一)に該当する政党その他の政治団体は、当該参議院選挙区選出議員の選挙において、当該政党その他の政治団体以外の同号イ若しくはロに規定する政党その他の政治団体に所属する衆議院議員若しくは参議院議員又は当該政党その他の政治団体以外の同号イ若しくはロに規定する政党その他の政治団体に所属する衆議院議員若しくは参議院議員として五人要件文書にその氏名を記載された者を、当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員として、五人要件文書にその氏名を記載することができる。

4 衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における選挙区選出議員の選挙における法第五十条第一項第二号イ(二)に規定する当該政党その他の政治団体の得票総数は、当該政党その他の政治団体の当該選挙の期日における届出候補者(法第八十六条第一項又は第八項の規定による当該政党その他の政治団体の届出に係る候補者をいう。)又は所属候補者(法第八十六条第七項(同条第八項においてその例によることとされる場合を含む。))又は法第八十六条の四第三項(同条第五項においてその例によることとされる場合を含む。))の規定により当該政党その他の

政治団体に所属する者として記載された候補者をいう。)の得票数を合算した数とする。

5 参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙における法第五十条第一項第二号イ(二)に規定する当該政党その他の政治団体の得票総数は、法第八十六条の三第一項の規定による届出をした当該政党その他の政治団体の得票総数(当該政党その他の政治団体に係る各参議院候補者たる者に限る。)の得票総数を含むものをいう。)とする。

6 第一項の場合においては、第百十一条の六第二項第一号、第二項において準用する第八十八条の六第二項及び第三項に規定する衆議院議員又は参議院議員には、第一項において準用する第八十八条の二第一項に規定する衆議院議員でなくなつた者又は同項に規定する参議院議員でなくなつた者が含まれるものとして、これらの規定を適用する。

(経歴放送)
第百十一条の九 日本放送協会又は基幹放送事業者は、法第五十一条第三項の規定による経歴放送をする場合には、総務大臣が定めるところにより、公職の候補者の氏名、年齢、党派別、主要な経歴等を放送しなければならない。

第百十二条 法第六十一条第一項に規定する公職の候補者、候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等(以下第百二十二条までにおいて「公職の候補者等」という。)が、同項の規定により個人演説会、政党演説会又は政党等演説会(以下「個人演説会等」という。)を開催しようとする場合においては、都道府県の選挙管理委員会が定める様式の文書により、法第六十三条の規定による個人演説会等の開催の申出をしなければならない。

2 公職の候補者等が法第六十一条第一項に規定する個人演説会等を開催することができる施設(以下「個人演説会等の施設」という。)を使用して個人演説会等を開催しようとする場合においては、同一の施設については、同時に二以上の個人演説会等の開催の申出をし、又は既に申し出た使用の日を経過しない間において新たな申出をすることができない。

3 個人演説会等の施設を使用する時間は、一回について五時間を超えることができない。

(個人演説会等の開催の申出の競合)
第百十三条 同一の個人演説会等の施設を同一日に使用するべき二以上の申出があつた場合にお

いては、これらの申出をした公職の候補者等のうち、後に到達した申出に係る申出をした公職の候補者等、申出書の到達が同時であつた場合は既に当該施設を使用した回数が多い公職の候補者等、その回数が同じである場合は市町村の選挙管理委員会がくじで定める公職の候補者等は、その申し出した個人演説会等を開催することができない。

(個人演説会等の開催不能の通知)
第百十四条 市町村の選挙管理委員会は、前条の規定により個人演説会等を開催することができないものとされた公職の候補者等に対しては、直ちにその旨を通知しなければならない。

2 前項の規定は、法第六十五条の二の規定により申出に係る個人演説会等を開催することができない場合について準用する。

(個人演説会等の施設の管理者に対する通知)
第百十五条 市町村の選挙管理委員会は、法第六十三条の規定による個人演説会等の開催の申出があつた場合においては、前条の規定に該当する場合を除くほか、直ちにその旨をその申出に係る個人演説会等の施設の管理者に通知しなければならない。

(個人演説会等の施設の使用の制限)
第百十六条 個人演説会等の施設は、学校にあつてはその授業、研究又は諸行事、その他の施設にあつては業務又は諸行事に支障がある場合において、個人演説会等を開催するために使用することができない。

第百十七条 第百十五条の規定による通知があつた場合においては、個人演説会等の施設の管理者は、前条の規定により個人演説会等の施設を使用することができないかどうかを決定し、直ちにその旨を市町村の選挙管理委員会及びその通知に係る公職の候補者等に通知しなければならない。

2 前項の規定による決定をする場合において、学校の管理者が学校長でないときは、あらかじめ当該学校長の意見を聞かなければならない。

(個人演説会等の施設の使用予定表の提出)
第百十八条 市町村の選挙管理委員会は、個人演説会等の施設の管理者に対して、その施設を使用する個人演説会等を開催することができる日時を予定表の提出を求めることができる。

(個人演説会等の施設の設備)
第百十九条 第百十五条の規定による通知があつた場合においては、第百十六条の規定に該当す

る場合を除くほか、個人演説会等の施設の管理者は、個人演説会等の施設に照明の設備、演壇、聴衆席等個人演説会等開催のために必要な設備(暖房の設備を除く。)をしなければならない。ただし、次条第一項の規定により費用を納付すべき公職の候補者等がこれを納付しない場合においては、この限りでない。

2 個人演説会等の施設の管理者は、市町村の選挙管理委員会の承諾を得て、前項の規定によつてする設備の程度その他施設(設備を含む。)の使用に関する定めを設けて、あらかじめこれを公表しなければならない。

3 公職の候補者等は、第一項の規定による設備のほか、自ら個人演説会等の開催のために必要な設備をすることができる。

(個人演説会等の施設の使用に関する費用の納付)
第百二十条 公職の候補者等は、第百十七条の規定により個人演説会等を開催することができる旨の通知を受けた場合においては、法第六十四条の規定により個人演説会等の施設を無料で使用する場合を除き、当該個人演説会等の施設(前条第一項の規定による設備を含む。)の使用のために必要な費用を、あらかじめ個人演説会等の施設の管理者に納付しなければならない。

2 個人演説会等の施設の管理者は、公職の候補者等がこれを申請すべき日の前二日までにこれを使用しない旨を申し出した場合又は天災その他やむを得ない事由が生じたためにこれを使用することができなくなつた場合においては、前項の規定により公職の候補者等が納付した納付金を公職の候補者等に返さなければならない。

3 第一項の規定による納付金は、当該個人演説会等の施設の所有者の収入となるものとする。

(個人演説会等の施設の使用のために納付すべき費用)
第百二十一条 前条の規定により公職の候補者等が納付すべき費用の額は、個人演説会等の施設の管理者が市町村の選挙管理委員会の承認を得て定め、あらかじめ公表しなければならない。

(個人演説会等の施設又は設備の損害賠償)
第百二十二条 公職の候補者等又はそのために選挙運動をする者が個人演説会等の施設又は設備(第百十九条第三項の規定による設備を除く。以下この条及び次条において同じ。)を損傷した場合においては、当該公職の候補者等は、そ

の損害を賠償し、又は施設若しくは設備を原状に回復しなければならぬ。

（個人演説会の施設の公営に要する費用の交付）

第二百二十三条 法第二百六十三条第十号又は第二百六十四条第一号の規定により国又は地方公共団体が負担する個人演説会の施設（設備を含む。）に関する費用の額は、衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙にあつては国、地方公共団体の選挙にあつては当該地方公共団体がそれぞれ設置する学校その他の施設に関するものを除き、第二百二十一条の規定により定められた額により、国又は地方公共団体が当該学校その他の施設の所有者に交付する。

（都道府県立学校の場合の特例）

第二百二十四条 第十五条及び第一百七十条から第二百二十一条までの規定中「個人演説会等の施設の管理者」とあるのは、都道府県立の学校においては「学校長」と読み替へるものとする。

（個人演説会等の開催の細目）

第二百二十五条 第十二条から前条までに定めるものを除くほか、法第六十一条第一項の規定による個人演説会等の開催の細目は、市町村の選挙管理委員会が定める。

（個人演説会等の会場の立札及び看板の類の掲示責任者の氏名等の記載）

第二百二十五条の二 法第六十四条の第二項の立札及び看板の類には、その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければならない。この場合において、候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等が使用するものには、当該候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等の名称を併せて記載しなければならない。

（個人演説会場の立札及び看板の類の作成の公営）

第二百二十五条の三 第一百十条の二の規定は、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙における公職の候補者が法第六十四条の二第六項の規定の適用を受けようとする場合について準用する。この場合において、第一百十条の二第二項中「五万六千六百十三円」とあるのは「四万九千五百四十四円」と、「法第六十三条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数の範囲内」とあるのは「五以内（参議院合同選挙区選挙にあつては、十以内）」と、「第一百四十三条第六項後段」とあるのは「第一百六十四条の二第六項後段」と、同条第三項中「五万六千六百十三円」とあるのは「四万九千五百四十四円」と、「法第九十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数」とあるのは「五（参議院合同選挙区選挙にあつては、十）」と読み替へるものとする。

（氏名等の掲示をする不在者投票管理者）

第二百二十五条の四 法第七十五条第二項に規定する不在者投票管理者のうち政令で定めるものは、同項の市町村の選挙管理委員会の委員長とする。

（数市町村合同開票区を設けた場合等の氏名等の掲示の掲載の順序）

第二百二十六条 数市町村合同開票区に属する投票区の投票所に係る法第七十五条第三項の規定による衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙の公職の候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載の順序のくじは、関係市町村の選挙管理委員会が協議して定めた市町村の選挙管理委員会（関係市町村に指定都市が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区の選挙管理委員会）が行う。その協議が調わない場合には、都道府県の選挙管理委員会がこれを行う。

2 数区合同開票区に属する投票区の投票所に係る法第七十五条第三項の規定による衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙の公職の候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載の順序のくじは、指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会が行う。

第十二章 選挙運動に関する収入及び支出並びに寄附

（報告書の要旨を掲載した公報の送付）

第二百二十六条の二 衆議院小選挙区選出議員の選挙又は参議院選挙区選出議員の選挙（参議院合同選挙区選挙を除く。）については都道府県の選挙管理委員会は、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会は、それぞれ、法第九十二条第一項及び第二項の規定によつて報告書の要旨を公表したときは、当該報告書の要旨を掲載した公報を総務大臣に送付しなければならない。

（選挙運動に関する支出金額の制限額）

第二百二十七条 参議院比例代表選出議員の選挙に係る法第九十四条第一項に規定する政令で定め

める額は、五千二百万円とし、その他の選挙に係る同項に規定する政令で定める金額（以下この条において「人数割額」という。）及び同項に規定する政令で定める額（以下この条において「固定額」という。）は、次の表の上欄に掲げる選挙の種類に応じ、それぞれ当該中欄及び下欄に定めるところによる。ただし、別表第五の上欄に掲げる選挙区又は選挙が行われる区域に係る固定額については、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

選挙の種類	人数割額	固定額
衆議院小選挙区選出議員の選挙	十五円	千九百十万円
参議院選挙区選出議員の選挙	法別表第三の議員数が二人の選挙区については、十三円	二千三百七十万円
都道府県知事の選挙	七円	二千四百二十万円
都道府県の議会の議員の選挙	八十三円	三百九十万円
指定都市の議会の議員の選挙	四百十九円	三百七十万円
指定都市の長の選挙	七円	千四百五十万円
指定都市以外の市の議会の議員の選挙	五百一円	二百二十万円
指定都市以外の市の長の選挙	八十一円	三百十万円
町村の議会の議員の選挙	千二百二十円	九十万円
町村長の選挙	百十円	百三十万円

2 前項の表の中欄に掲げる人数割額に当該上欄に掲げる選挙の種類に応ずる法第九十四条第一項各号の区分による数を乗じて得た額が、当該上欄に掲げる固定額（前項ただし書の規定の適用がある場合には、当該選挙に係る別表第五の下欄に掲げる額）の参議院選挙区選出議員又

は都道府県知事の選挙にあつては一・五倍、指定都市以外の市の議会の議員の選挙にあつては二倍、指定都市以外の市の長の選挙にあつては五倍に相当する額（以下この項において「相当する額」という。）を超え、指定都市の議会の議員の選挙にあつてはその選挙の期日に当該選挙区の区域の全部を含む区域をその区域とする選挙区において当該指定都市の区域を包括する都道府県の議会の議員の選挙が行われるものとして算出した場合における当該都道府県の議会の議員の選挙の選挙運動に関する支出金額の制限額から当該固定額を減じて得た額（以下この項において「減じて得た額」という。）を超えるときは、当該人数割額は、前項の規定にかかわらず、それぞれ、当該相当する額又は当該減じて得た額を当該区分による数で除して得た額とする。

（選挙の一部無効による再選挙及び繰延投票の場合の選挙運動に関する支出金額の制限額）

第二百二十七条の二 選挙の一部無効による再選挙の場合における法第九十五条に規定する政令で定めるところによる額は、次の表の第一欄に掲げる選挙の種類及び同表の第二欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる額に当該再選挙の期日の告示の日において当該再選挙が行われる区域内の当該選挙人名簿に登録されている者の総数（地方公共団体の議会の議員の選挙については、当該再選挙を必要とするに至つた選挙における当該選挙区内の議員の定数（選挙区がないときは、議員の定数）をもつて当該再選挙の期日の告示の日において当該再選挙が行われる区域内の当該選挙人名簿に登録されている者の総数を除して得た数）を乗じて得た額と同表の第四欄に掲げる額とを合算した額とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙	一の都道府県の区域（参議院合同選挙区選挙に参議院選挙区選出議員の再選挙が行われる場合に限る。）	三円	千五百九十五万円

は都道府県知事の選挙にあつては一・五倍、指定都市以外の市の議会の議員の選挙にあつては二倍、指定都市以外の市の長の選挙にあつては五倍に相当する額（以下この項において「相当する額」という。）を超え、指定都市の議会の議員の選挙にあつてはその選挙の期日に当該選挙区の区域の全部を含む区域をその区域とする選挙区において当該指定都市の区域を包括する都道府県の議会の議員の選挙が行われるものとして算出した場合における当該都道府県の議会の議員の選挙の選挙運動に関する支出金額の制限額から当該固定額を減じて得た額（以下この項において「減じて得た額」という。）を超えるときは、当該人数割額は、前項の規定にかかわらず、それぞれ、当該相当する額又は当該減じて得た額を当該区分による数で除して得た額とする。

- 3 法第九十七條の二第二項に規定する政令で定める員数は、次に定めるところによる。
一 衆議院小選挙区選出議員、参議院議員又は都道府県知事の選挙にあつては、五十人
二 都道府県の議会の議員の選挙にあつては、十二人
三 指定都市の議会の議員の選挙にあつては、十二人
四 指定都市の長の選挙にあつては、三十四人
五 指定都市以外の市の議会の議員の選挙にあつては、九人
六 指定都市以外の市の長の選挙にあつては、十二人
七 町村の議会の議員の選挙にあつては、七人
八 町村長の選挙にあつては、九人
九 法第九十七條の二第二項に規定する報酬の額についての政令で定める基準は、選挙運動のために使用する事務員にあつては一人一日につき一万円以内とし、専ら法第四十一条第一項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（法第九十七條の二第二項に規定する要約筆記をいう。次項において同じ。）のために使用する者にあつては一人一日につき一万五千円以内とする。
- 4 法第九十七條の二第三項に規定する報酬について政令で定める額は、選挙運動のために使用する事務員にあつては一人一日につき一万円以内の金額とし、専ら法第四十一条第二項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者にあつては一人一日につき一万五千円以内の金額とする。
- 5 前項の規定は、法第九十七條の二第四項に規定する報酬について政令で定める額について準用する。この場合において、前項中「第四百四十一条第二項」とあるのは、「第四百四十一条第三項」と読み替へるものとする。
- 6 法第九十七條の二第五項に規定する同条第二項の規定により報酬の支給を受けることができる者を使用する前に同条第五項の規定による届出をすることができない場合として政令で定める場合は、法第五十条第一項第二号イ又はロに掲げる者が同条第二項の政令の放送のための録画をする場合において、その者が法第九

- 十七條の二第二項の規定により専ら手話通訳のために使用する者に対して報酬を支給するときとする。
- 8 法第九十七條の二第五項の規定による届出をする場合には、同条第二項に規定する期間を通じて、それぞれ第三項各号に定める員数の五倍を超えない員数に限り、異なる者を届け出ることができるとする。
- 9 法第九十七條の二第五項の規定による届出は、同条第二項の規定により報酬の支給を受けることができる者を使用する前（第七項に規定する場合には、その者に対して同条第二項の規定により報酬を支給する前）に、文書で、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）に対してしなければならない。
- 10 前項の文書を郵便で差し出す場合には、引受時刻証明の取扱いでこれを日本郵便株式会社に託した時をもって、法第九十七條の二第五項の規定による届出があつたものとみなす。
- 第十二章の二 推薦団体の選挙運動の特例（申請書）
第二百二十九條の二 法第二百一十條の四第二項の規定による申請は、文書をもつてしなければならない。（文書）
第二百二十九條の三 法第二百一十條の四第六項第二号に規定するポスター、立札及び看板の類を掲示する者は、その表面にその者の氏名及び住所並びに同条第二項の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体の名称を記載しなければならない。
- 第十二章の三 政党その他の政治団体等の選挙における政治活動（申請の方法）
第二百二十九條の四 法第二百一十條の六第三項（法第二百一十條の七第二項並びに第二百一十條の八第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による申請は、所属候補者の氏名のほか、当該選挙区及び立候補届出年月日（参議院比例代表選出議員の選挙については、参議院名簿の届出年月日）を記載した文書でなければならない。
- 2 法第二百一十條の九第三項の規定による申請は、文書でしなければならない。

- （政談演説会の開催の届出）
第二百二十九條の五 参議院議員の選挙における法第二百一十條の十一第一項の規定による政談演説会の開催の届出は、総務大臣があらかじめ交付する届出用紙を用いてしなければならない。
- 2 都道府県の議会の議員、都道府県知事、指定都市の議会の議員又は市の長の選挙における法第二百一十條の十一第二項の規定による政談演説会の開催の届出は、それぞれ当該都道府県の選挙管理委員会又は当該市の選挙管理委員会が定める様式の文書でなければならない。
- （参議院比例代表選出議員の選挙の再選挙における政治活動用ポスターの数）
第二百二十九條の六 参議院比例代表選出議員の選挙の一部無効による再選挙については、法第二百一十條の七第二項において準用する法第二百一十條の六第三項の規定により確認書の交付を受けた政党その他の政治団体を使用するポスターの数は、同条第一項第四号の規定にかかわらず、衆議院小選挙区選出議員の一選挙区ごとに五百枚以内とする。
- （機関紙誌の届出事項）
第二百二十九條の七 法第二百一十條の十五第二項に規定する政令で定める事項は、機関新聞紙又は機関雑誌の創刊年月日、発行方法及び引き続いて発行されている期間とする。
- 第十二章の四 選挙の効力及び当選の効力に関する異議の申出及び審査の申立て（行政不服審査法施行令の準用）
第二百二十九條の八 行政不服審査法施行令第三條、第四條第二項、第七條から第十一條まで及び第十四條の規定は、法第二百一十條第一項及び第二百一十條第二項の異議の申出について準用する。この場合において、同令第三條第二項中「審査庁（審査員が指名されている場合において、審査手続が最終するまでの間は、審査員）」とあるのは「公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百一十條第一項又は第二百一十條第二項の異議の申出を受けた選挙管理委員会（以下「審査庁」という。）」と、同令第七條第一項中「審査請求人及び処分庁等」とあるのは「異議申出人」と、同令第八條中「審査員」とあるのは「審査庁」と、「審査関係人がある」とあるのは「審査関係人（公職選挙法第二百一十條第六條第一項において準用する法第三十一條第二項に規定する審査関係人を含む。以下この条において同じ。）がある」と、「総務省令」とあるのは「審査庁」と読み替へるものとする。

- 「審査庁」と、同令第九條中「審査員」とあるのは「審査庁」と読み替へるものとする。
- 2 行政不服審査法施行令第三條から第十一條まで及び第十四條の規定は、法第二百一十條第二項及び第二百一十條第三項の審査の申立てについて準用する。この場合において、同令第三條第二項中「審査庁（審査員が指名されている場合において、審査手続が最終するまでの間は、審査員）」とあるのは「公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百一十條第二項又は第二百一十條第六條第二項の審査の申立てを受けた選挙管理委員会（以下「審査庁」という。）」と、同令第七條第一項中「処分庁等」とあるのは「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」と、同令第八條中「審査員」とあるのは「審査庁」と、「審査関係人がある」とあるのは「審査関係人（公職選挙法第二百一十條第六條第二項において準用する法第三十一條第二項に規定する審査関係人を含む。以下この条において同じ。）がある」と、「総務省令」とあるのは「審査庁」と読み替へるものとする。
- 第十三章 市町村の境界の変更があつた場合等の選挙の執行の特例（再選挙又は補欠選挙における投票区、開票区、選挙区等）
第二百三十條 法第九十條若しくは第九十條又は第九十三條の規定による衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の再選挙又は補欠選挙の投票区、開票区及び選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）は、法第三十一條から第三十三條までの規定による選挙があつた後にこれらの区域に異動が生じた場合において、その異動があつた後のこれらの区域によるものとする。（選挙の一部無効による再選挙が行われる投票区、開票区、選挙区等）
第二百三十一條 選挙の一部が無効となつたことにより法第九十條又は第九十條の規定により再選挙が行われるべき投票区、開票区又は選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）に異動が生じた場合においては、当該再選挙におけるこれらの区域は、前条の規定にかかわらず、これらの異動前の区域による。この場合において、関係区域が二以上の都道府県又は市町村にわたるときは、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会が当該選挙に関する事務を行うべ

き都道府県又は市町村の選挙管理委員会（指定都市の区の選挙管理委員会を含む。）を指定するものとする。

2 前項の再選挙を行う場合において、第十九条

第一項若しくは第二項の規定による移送若しくは引継ぎを受けた選挙人名簿又は第二十三条の十六において準用する第十九条第一項若しくは第二項の規定による移送若しくは引継ぎを受けた在外選挙人名簿があるときは、当該市町村の選挙管理委員会は、その再選挙の告示があつた後、直ちにその選挙人名簿若しくはその中の関係部分又は在外選挙人名簿若しくはその中の関係部分をその再選挙の投票管理者に送付しなればならない。

3 第一項の再選挙の執行に関する手続は、前項

に定めるものを除くほか、総務省令で定める。（一部の繰延投票に関する準用）

第百三十一条の二 前条の規定は、一部の区域について法第五十七条の規定による投票が行われる選挙の投票区、開票区及び選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）について準用する。

第十三章の二 選挙の一部無効による再選挙の特例

（再選挙の期日の告示）

第百三十二条 選挙の一部無効による再選挙（町村の議会の議員及び長の選挙に係るものを除く。）の期日は、法第三十三条の二第八項及び第三十四条第六項の規定にかかわらず、次の各号の区分により、告示しなければならぬ。

- 一 衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙にあつては、少なくとも十日前に
- 二 都道府県の議会の議員並びに指定都市の議会の議員及び長の選挙にあつては、少なくとも七日前に
- 三 指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙にあつては、少なくとも五日前に

（衆議院小選挙区選出議員の再選挙に関する法第十三章の規定等の特例）

第百三十二条の二 衆議院小選挙区選出議員の選挙の一部無効による再選挙においては、次の表の上欄に掲げる事項は、同表の下欄に掲げる当該再選挙の行われる区域の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定めるところによる。

事項 再選挙の行われる区域

事項	再選挙の行われる区域
1 法第百三十一条第一項第一号の選挙事務所の数	一の市の区域又はその一部の区域
法第百四十一条第二項の自動車又は船舶及び拡声機の数	一の町村の区域又はその一部の区域
法第百四十二条第一項第一号の通常葉書の数	一箇所
法第百四十二条第二項の通常葉書の数	一箇所
法第百四十二条第一項第一号又は第二項のビラの数	自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そろい
法第百四十四条第一項第一号のポスターの数	自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そろい
法第百九十七条の二第二項の報酬の支給を受けることができる者の員数	二千二百枚
2 前項の表に掲げる区域を区域として行われる同項の再選挙（以下この条において単に「再選挙」という。）においては、候補者届出政党は、法第百四十九条第一項の規定にかかわらず、新聞広告をすることができない。	六枚
3 再選挙においては、候補者届出政党は、法第百五十条第一項の規定にかかわらず、政見放送をすることができない。	一万三千枚
4 再選挙においては、法第百五十一条第一項の経歴放送は、行わない。	千八百枚
5 再選挙においては、候補者届出政党は、法第百六十一条第一項又は第百六十一条の二の規定により、これらの規定に規定する施設（当該再選挙の行われる区域内にあるものに限る。）を使用して、政党演説会を開催することができ	四百枚
6 再選挙においては、法第百七十六条の規定による特殊乗車券の交付は、行わない。	百五十枚
7 再選挙に第百九条の七第二項及び第三項の規定を適用する場合には、同条第二項中「法第百	九人
	五人

四十二条第一項第一号から第二号までの選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数」とあるのは「第百三十二条の二第二項の表法第百四十二条第一項第一号の通常葉書の数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数」と、同条第三項中「同条第一項第一号から第二号までの選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数を超える場合には、当該各号に定める枚数」とあるのは「第一項第一号の通常葉書の数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数を超える場合には、当該下欄に定める枚数」とする。

8 再選挙に第百九条の八において準用する第百

九条の七第二項及び第三項の規定を適用する場合には、同条第二項中「法第百四十二条第一項第一号から第二号までの選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数」とあるのは「第百三十二条の二第二項の表法第百四十二条第一項第一号又は第二項のビラの数の中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数を超える場合には、当該下欄に定める枚数」とする。

9 再選挙に第百十條の二第二項及び第三項の規

定を適用する場合には、同条第二項中「法第百三十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数の範囲内」とあるのは「三以内」と、同条第三項中「法第百三十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数」とあり、及び「当該三を乗じて得た数」とあるのは「三」とする。

10 再選挙に第百十條の四第二項及び第三項の規定を適用する場合には、これらの規定中「当該選挙区」とあるのは、「当該選挙の行われる区域」とする。

（衆議院比例代表選出議員の再選挙に関する法第十三章の規定の特例）

第百三十二条の三 衆議院比例代表選出議員の選挙の一部無効による再選挙においては、次の表

事項	再選挙の行われる区域
1 法第百三十一条第一項第一号の選挙事務所の数	一の府県の区域又はその一部の区域
法第百四十一条第二項の自動車又は船舶及び拡声機の数	一の指定都市の区域又はその一部の区域
法第百四十二条第一項第一号の通常葉書の数	一箇所
法第百四十二条第二項の通常葉書の数	一箇所
法第百四十二条第一項第一号又は第二項のビラの数	自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そろい
法第百四十四条第一項第一号のポスターの数	自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そろい
2 前項の表に掲げる区域を区域として行われる同項の再選挙（以下この条において単に「再選挙」という。）のうち、一の府県の区域を区域として行われるもの又は一の指定都市の区域を区域として行われるものにおいては、衆議院名簿届出政党等は、総務省令で定めるところにより、法第百四十九条第二項の新聞広告をすることができない。	自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そろい
3 再選挙のうち、一の府県の区域を区域として行われるもの及び一の指定都市の区域を区域として行われるもの以外のものにおいては、衆議院名簿届出政党等は、法第百四十九条第二項の規定にかかわらず、新聞広告をすることができない。	自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そろい
4 再選挙においては、衆議院名簿届出政党等は、法第百五十条第三項の規定にかかわらず、政見放送をすることができない。	二百枚
5 再選挙においては、衆議院名簿届出政党等は、前条第五項の施設（当該再選挙の行われる区域内にあるものに限る。）を使用して、政党演説会を開催することができない。	四十枚
6 再選挙においては、法第百六十四条の五の規定にかかわらず、衆議院名簿届出政党等が法第	

合には、同条第二項中「法第四百二十二条第一項第一号から第二号までの選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数」とあるのは「第三百三十二条の四第一項の表法第四百二十二条第一項第二号又は第三号のピラの数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数」と、同条第三項中「同条第一項第一号から第二号までの選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数を超える場合には、当該各号に定める枚数」とあるのは「第三百三十二条の四第一項の表法第四百二十二条第一項第二号又は第三号のピラの数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数を超える場合には、当該下欄に定める枚数」とする。

7 再選挙に第十條の二第二項及び第三項の規定を適用する場合には、同条第二項中「法第三百三十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数の範囲内」とあるのは「三以内」と、同条第三項中「法第三百三十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数」とあり、及び「当該三を乗じて得た数」とあるのは「三」とする。

8 再選挙に第十條の三において読み替えて適用する第十條の二第二項及び第三項の規定を適用する場合には、同条第二項中「以内（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、八以内）」とあるのは「以内」と、同条第三項中「四（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、八）」とあるのは「四」とする。

9 再選挙に第十條の四第二項及び第三項の規定を適用する場合には、これらの規定中「当該選挙区」とあるのは、「当該選挙の行われる区域」とする。

10 再選挙に第十條の五第二項及び第三項の規定を適用する場合には、同条第二項中「以内（参議院合同選挙区選挙にあつては、十以内）」とあるのは「以内」と、同条第三項中「五（参議院合同選挙区選挙にあつては、十）」とあるのは「五」とする。

（都道府県の議会の議員の再選挙に関する法第十三章の規定等の特例）

第三百三十二条の五 都道府県の議会の議員の選挙の一部無効による再選挙においては、次の表の一部無効による再選挙においては、次の表の

事項	再選挙の行われる区域及び再選挙の種類	再選挙の行われる区域及び再選挙の種類	再選挙の種類
法第四百二十二条第一項第四号の通常葉書の数	一の市の区域又はその一部	一の町村の区域又はその一部	再選挙の種類
法第四百二十二条第一項第四号のピラの数	二千二百枚	六百枚	再選挙の種類
法第四百二十二条第一項第四号のピラの数	六千五百枚	千八百枚	再選挙の種類
法第四百二十四条第一項第三号のポスターの数	四百枚	百五十枚	再選挙の種類
法第九十七條の二第二項の報酬の支給を受けることができる者の員数	五人	四人	再選挙の種類

上欄に掲げる事項は、同表の下欄に掲げる当該再選挙の行われる区域の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定めるところによる。

2 前項の表に掲げる区域を区域として行われる同項の再選挙においては、候補者は、法第四百十九條第四項の規定にかかわらず、新聞広告をすることができない。

（指定都市の議会の議員又は長の再選挙に関する法第十三章の規定等の特例）

第三百三十二条の六 指定都市の議会の議員又は長の選挙の一部無効による再選挙においては、次の表の上欄に掲げる事項は、同表の下欄に掲げる当該再選挙の行われる区域の区分及び当該再選挙の種類に応じ、それぞれ当該下欄に定めるところによる。

事項	再選挙の行われる区域及び再選挙の種類	再選挙の種類
法第四百二十二条第一項第五号の通常葉書の数	一の市の区域又はその一部	再選挙の種類
法第四百二十二条第一項第五号の通常葉書の数	四十五枚	再選挙の種類
法第四百二十二条第一項第五号の通常葉書の数	五百五十枚	再選挙の種類
法第四百二十二条第一項第五号の通常葉書の数	二千二百枚	再選挙の種類

事項	再選挙の種類	再選挙の種類
法第四百二十二条第一項第五号のピラの数	千六枚	再選挙の種類
法第四百二十四条第一項第三号のポスターの数	四百枚	再選挙の種類
法第九十七條の二第二項の報酬の支給を受けることができる者の員数	九人	再選挙の種類
法第九十七條の二第二項の報酬の支給を受けることができる者の員数	五人	再選挙の種類
法第九十七條の二第二項の報酬の支給を受けることができる者の員数	五人	再選挙の種類

2 前条第二項の規定は、前項の表に掲げる区域を区域として行われる同項の再選挙について準用する。

（指定都市以外の市の議会の議員又は長の再選挙に関する法第十三章の規定等の特例）

第三百三十二条の七 指定都市以外の市の議会の議員又は長の選挙の一部無効による再選挙においては、次の表の上欄に掲げる事項は、同表の下欄に掲げる当該再選挙の種類に応じ、それぞれ当該下欄に定めるところによる。

事項	再選挙の種類	再選挙の種類
法第四百二十二条第一項第六号の通常葉書の数	五千五百枚	再選挙の種類
法第四百二十二条第一項第六号の通常葉書の数	二千二百枚	再選挙の種類
法第四百二十四条第一項第三号のポスターの数	四百枚	再選挙の種類
法第九十七條の二第二項の報酬の支給を受けることができる者の員数	四人	再選挙の種類
法第九十七條の二第二項の報酬の支給を受けることができる者の員数	四人	再選挙の種類

事項	再選挙の種類	再選挙の種類
法第四百二十二条第一項第七号の通常葉書の数	二百枚	再選挙の種類
法第四百二十四条第一項第七号のピラの数	六百枚	再選挙の種類
法第四百二十四条第一項第四号のポスターの数	百五十枚	再選挙の種類
法第九十七條の二第二項の報酬の支給を受けることができる者の員数	二人	再選挙の種類
法第九十七條の二第二項の報酬の支給を受けることができる者の員数	四人	再選挙の種類

2 第三百三十二条の五第二項の規定は、前項の再選挙について準用する。

（二以上の区域を区域として行われる再選挙の特例）

第三百三十二条の九 選挙の一部無効による再選挙が二以上の都道府県、指定都市、指定都市以外の市若しくはその一部又は町村若しくはその一部の区域を区域として行われる場合においては、次の表の上欄に掲げる当該再選挙の行われる区域の区分に応じ、当該区域をそれぞれ当該下欄に掲げる区域とみなして、第三百三十二条の二から第三百三十二条の六までの規定を適用する。

事項	再選挙の種類	再選挙の種類
(一) 当該区域に一の都道府県の区域（衆議院比例代表選出議員の選挙においては、一の府県の区域）が含まれている場合	一の都道府県の区域	再選挙の種類
(二) (一)に掲げる場合を除くほか、当該区域に一の指定都市の区域が含まれている場合	一の指定都市の区域	再選挙の種類
(三) (一)及び(二)に掲げる場合を除くほか、当該区域に一の指定都市以外の市の区域が含まれている場合	一の指定都市以外の市の区域	再選挙の種類
(四) (一)から(三)までに掲げる場合を除くほか、当該区域に一の指定都市以外の市	一の指定都市以外の市	再選挙の種類

	以外の市の一部の区域が含まれている場合	の一部の区域
(五)	(一)から(四)までに掲げる場合を除くほか、当該区域に一の町村の区域が含まれている場合	一の町村の区域
(六)	(一)から(五)までに掲げる場合を除くほか、当該区域に一の町村の一部の区域が含まれている場合	一の町村の区域

2 前項の場合において、当該再選挙を行うべき区域が広範囲に散在している等特別の事情があるため、画一的に同項の規定により難いと認められるときは、当該再選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の再選挙については総務大臣、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の再選挙については中央選挙管理会)は、当該再選挙を必要とするに至った選挙に関する法第十三章に規定する選挙運動の規制の範囲内において、第三百三十二条の二から第三百三十二条の六までに規定する事項について、特別の定めをすることができる。

3 前項の規定により特別の定めをした場合においては、当該再選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の再選挙については総務大臣、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の再選挙については中央選挙管理会)は、当該再選挙の期日の告示前に、これを告示しておくなければならない。

(選挙の一部無効に関する通知)
第三百三十二条の十 選挙の一部が無効となった場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)は、当該争訟に関する決定若しくは裁決の確定した後又は法第二百二十条第一項後段の規定による通知を受けた後、直ちに、その旨を当該選挙長に通知しなければならない。

(選挙を行うべき区域に異動を生じた場合の本章の規定の適用)
第三百三十二条の十一 選挙の一部無効に因る再選挙を行うべき区域に異動が生じた場合において

は、異動前の区域について本章の規定を適用する。

第十三章の三 再立候補の場合の特例

(再立候補の場合における選挙運動の特例)
第三百三十二条の十二 衆議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙において、公職の候補者たることを辞した者(公職の候補者たることを辞したものとみなされた者を含む。)が再び当該選挙の公職の候補者となつた場合、候補者届出政党の届出に係る候補者であつた者で、当該候補者届出政党が当該届出を取り下げたもの(当該届出が取り下げられたものとみなされたものを含む。)若しくは当該候補者届出政党の届出が却下されたもの(法第八十六条第九項第三号に掲げる事由により却下されたものを除く。)が再び当該選挙の候補者となつた場合又は参議院名簿届出政党等の届出に係る候補者であつた者で公職の候補者たる参議院名簿登載者(法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者を除く。以下この項及び次条において同じ)でなくなつたものが再び当該選挙の候補者たる参議院名簿登載者となつた場合には、その者に係る次に掲げる事項に関する法第四百二十二条第一項、第四百四十四条第一項、第四百四十九条第一項及び第四項、第五百十条第九項、第五百一一条第二項並びに第六百六十四条の規定の適用については、それぞれ、公職の候補者たることを辞する前(公職の候補者たることを辞したものとみなされる前を含む。次条第一項において同じ。)と再び当該選挙の公職の候補者となつた後、当該候補者届出政党が当該届出を取り下げた前(当該届出が取り下げられたものとみなされる前を含む。次条第一項において同じ。)若しくは当該候補者届出政党の届出が却下される前(法第八十六条第九項第三号に掲げる事由により却下される前を除く。次条第一項において同じ。)と再び当該選挙の候補者となつた後又は公職の候補者たる参議院名簿登載者でなくなつた前と再び当該選挙の候補者たる参議院名簿登載者となつた後とをを通じて計算するものとする。

五 政見放送の回数
 六 経歴放送の回数

2 前項の場合における再び当該選挙の公職の候補者となつた者(以下この項及び次条において「再立候補者」という。)に対しては、法第三百三十一条第三項の規定による標札、法第四百二十二条第七項及び第四百四十四条第三項の規定による証紙、法第六百六十四条第五項の規定による標旗並びに法第七百六十六条の規定による特殊乗車券又は特殊航空券の交付は、新たに行わないものとする。ただし、再立候補者が法第七百七十七条第一項の規定により通常乗車券、証紙又は特殊乗車券若しくは特殊航空券を返還した者である場合には、当該再立候補者の請求に基づき、その返還に係るものを再交付するものとする。

(再立候補の場合における選挙運動費用等の特例)
第三百三十二条の十三 再立候補者に係る選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入並びに支出に関する法第八十五条、第八十九条及び第二百四十七条の規定の適用については、それぞれ、公職の候補者たることを辞する前と再び当該選挙の公職の候補者となつた後、当該候補者届出政党が当該届出を取り下げる前若しくは当該候補者届出政党の届出が却下される前と再び当該選挙の候補者となつた後又は公職の候補者たる参議院名簿登載者でなくなつた前と再び当該選挙の候補者たる参議院名簿登載者となつた後とをを通じて、会計帳簿に記載し、報告書を提出し、及び計算するものとする。

2 再立候補者が法第八十条第一項の規定により新たに出納責任者を選任した場合においては、当該再立候補者が前に公職の候補者たることを辞したとき(公職の候補者たることを辞したときを含む。)、当該候補者届出政党が当該届出を取り下げたとき(当該届出が取り下げられたものとみなされたときを含む。)、若しくは当該候補者届出政党の届出が却下されたとき(法第八十六条第九項第三号に掲げる事由により却下されたときを除く。)、又は公職の候補者たる参議院名簿登載者でなくなつたときに、出納責任者又はこれに代わつてその職務を行う者であつたものが辞任し、又は解任されたものとみなして、法第九十条の規定を適用する。

第十四章 補則
第三百三十三条 総務大臣又は中央選挙管理会は、法第六条第一項の規定に基づいて行うべき選挙に関する啓発、周知等の事業(以下「選挙に関する常時啓発事業」という。)を参議院合同選挙区選挙管理委員会、都道府県若しくは市町村の選挙管理委員会又は総務大臣が適当と認める団体に委託して行わせることができる。

2 参議院合同選挙区選挙管理委員会又は都道府県若しくは市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により選挙に関する常時啓発事業の委託を受けた場合には、遅滞なくその旨を、参議院合同選挙区選挙管理委員会に於ては各合同選挙区都道府県の知事に、都道府県の選挙管理委員会に於ては都道府県知事に、市町村の選挙管理委員会に於ては市町村長に、それぞれ報告しなければならない。

(常時啓発事業委託費の交付)
第三百三十四条 国は、前条の規定によつて総務大臣又は中央選挙管理会が選挙に関する常時啓発事業を委託した場合においては、その実施に要する経費(以下「常時啓発事業委託費」という。)を交付するものとする。

2 前項の規定によつて国が交付すべき常時啓発事業委託費のうち市町村に交付すべきものの交付に関する事務は、都道府県知事に行わせるものとする。

(選挙に関する常時啓発事業の実施に対する指示等)
第三百三十五条 選挙に関する常時啓発事業の目的を達成するため必要があると認めるときは、総務大臣は、選挙に関する常時啓発事業の委託を受けたものに対し、当該選挙に関する常時啓発事業の実施について必要な指示を行い、若しくは報告書の提出を求め、又は部下の職員をして实地に調査させることができる。但し、これらの措置で中央選挙管理会が委託した選挙に関する常時啓発事業に係るものにあつては、中央選挙管理会の申出に基づいて行うものとする。

(委託に関する事務等の委任)
第三百三十六条 総務大臣又は中央選挙管理会は、市町村(指定都市を除く。以下本条中同じ。)の選挙管理委員会に対する選挙に関する常時啓発事業の委託に関する事務を都道府県の選挙管理委員会に行わせることができる。

2 前項に規定するものの外、前条の事務で市町村の選挙管理委員会に係るものとは、都道府県の選挙管理委員会に行わせるものとする。但し、特に必要がある場合においては、総務大臣が自ら行うことを妨げない。

2 前項に規定するものの外、前条の事務で市町村の選挙管理委員会に係るものとは、都道府県の選挙管理委員会に行わせるものとする。但し、特に必要がある場合においては、総務大臣が自ら行うことを妨げない。

1 この政令は、昭和二十七年九月一日から施行する。

附則 (昭和二十七年八月一六日政令第三四七号) 抄

1 この政令は、昭和二十七年九月一日から施行する。但し、衆議院議員の選挙に関しては、次の総選挙から施行する。

附則 (昭和二十七年八月二九日政令第三六九号) 抄

1 この政令は、昭和二十七年九月一日から施行する。但し、衆議院議員の選挙に関しては、次の総選挙から施行する。

附則 (昭和二十七年九月九日政令第四〇七号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十八年八月七日政令第一六九号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。但し、第五十三条第一項、第九十条第四項及び第四百四十六条の改正規定は、昭和二十八年九月一日以後において、選挙の期日が公示され、又は告示される選挙から施行する。

附則 (昭和二十八年九月五日政令第二七〇号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十九年三月二二日政令第二九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十九年六月三〇日政令第一七九号) 抄

1 この政令は、法の施行の日(昭和二十九年七月一日)から施行する。

附則 (昭和二十九年一月一九日政令第三三〇号) 抄

この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第二百七号)の施行の日から施行する。

附則 (昭和三十一年一月三一日政令第一二二号)

この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、昭和三十年十一月一日から施行する。ただし、第十二条及び第十四条第三項の改正規定は公布の日から、第三十五条第二項、第五十条第五項、第五十一条及び第五十条第四条第一項の改正規定(第五十条第五項の改正規定にあつては、選挙人名簿登録証明書に係る部分に限る。)は昭和三十年十二月二十日以後において効力を有すべき選挙人名簿を用いて行う選挙から施行する。

附則 (昭和三十一年三月一五日政令第二〇号) 抄

1 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第八号)の施行の日(昭和三十一年三月十五日)から施行する。

附則 (昭和三十一年六月六日政令第一七三号)

この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の改正規定中首都圏整備委員会委員に係る部分は首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)の施行の日から、公共企業体等労働委員会委員及び地方調停委員の調停委員に係る部分は公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第八号)の施行の日から施行する。

附則 (昭和三十一年六月三〇日政令第二二二号) 抄

1 この政令は、昭和三十一年十月一日から施行する。ただし、第一条(地方自治法施行令第二百十條の四第二号及び第二百十條の八の改正規定に係る部分を除く。)、第二条、第四条、第五条、第八条中支庁省組織令第七条の改正規定に係る部分及び第十二条並びに附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十一年八月二二日政令第二六五号)

1 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第四百七号)及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律(昭和三十一年法律第四百四十八号)の施行の日(昭和三十一年九月一日)から施行する。

この政令による改正後のそれぞれの政令及び勅令の規定による都道府県又は都道府県知事その他の都道府県の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務の地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))又は指定都市の市長その他の機関への引継に關し必要な経過措置は、それぞれ地方自治法施行令の一部を改正する政令(昭和三十一年政令第二百五十三号)附則第三項から第十項までに定めるところによる。

附則 (昭和三十三年四月二〇日政令第七一〇号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年七月二九日政令第二〇七号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年四月二二日政令第八五号)

この政令は、次の衆議院議員の総選挙から施行する。

附則 (昭和三十三年五月一五日政令第一二五号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年五月二九日政令第一四五号) 抄

1 この政令は、昭和三十三年六月一日から施行する。

附則 (昭和三十四年三月二四日政令第三七号) 抄

1 この政令は、昭和三十四年三月二十九日から施行する。

附則 (昭和三十四年一月一〇日政令第三三三二号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十五年六月三〇日政令第一八五号)

この政令は、自治庁設置法の一部を改正する法律の施行の日(昭和三十五年七月一日)から施行する。

附則 (昭和三十七年五月一〇日政令第一九九号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十七年五月一〇日政令第一九九号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十七年五月一〇日政令第一九九号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十七年五月一〇日政令第一九九号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十七年五月一〇日政令第一九九号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十七年五月一〇日政令第一九九号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

(関係政令の廃止)

3 公職選挙法に規定する選挙の選挙運動に関する支出金額の算出の基準額等を定める政令(昭和二十五年政令第九十号)は、廃止する。

附則 (昭和三十七年七月二七日政令第三〇六号) 抄

1 この政令は、昭和三十七年八月十日から施行する。

附則 (昭和三十七年七月二七日政令第三〇六号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十七年七月二七日政令第三〇六号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十七年七月二七日政令第三〇六号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十七年七月二七日政令第三〇六号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十七年七月二七日政令第三〇六号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十七年七月二七日政令第三〇六号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十七年七月二七日政令第三〇六号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十七年七月二七日政令第三〇六号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十七年七月二七日政令第三〇六号) 抄

1 この政令は、昭和三十八年一月一日から施行する。
3 この政令の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例により行なわれる選挙に關してこの政令の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和三十八年七月一日政令第二四七号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、昭和三十八年八月一日から施行し、この政令による改正後の公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の規定は、この政令の施行の日から起算して三箇月を経過した日後にその期日が公示され、又は告示される選挙から適用する。

附則（昭和三十九年八月二五号政令第二七七号）抄
（施行期日）
1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第十八条の次に三条を加える改正規定（第十八条の二を加える改正規定、第三十九条の改正規定、第四百四十一条の二の改正規定（一）市の区域に關する部分を除く。）及び第五項を一（市の区域に關する部分を除く。）、第二項及び第六項に改める部分に限る。）及び第四百四十五条の改正規定（補充選挙人名簿登録申出書に係る部分に限る。）並びに附則第八項（漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第五條第四項を改正する部分に限る。）の規定は昭和三十九年十月一日から、第五十八條を削り、第五十九條を第五十八條とし、同條の次に一條を加える改正規定、第六十條第一項及び第六十三條第二項の改正規定並びに第四百四十五条の改正規定（一）これらを入れる封筒の下に「第五十九條第二項の規定による請求書、同條第三項の保管箱及び保管用封筒」を加える部分に限る。）並びに附則第六項（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六條、第六十四條、第六十七條及び第六十八條を改める部分に限る。）、附則第七項、附則第九項（農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第六條を改める部分中「第五十九條」を「第五十八條」に改める部分に限る。）及び附則第十一項（新市町村建設促進法施行令（昭和三十一年政令第二百二十三号）第十七條第一項を

改める部分に限る。）の規定は昭和三十九年十二月一日から、第四百四十六條の改正規定及び附則第十項の規定は次の総選挙から施行する。
（適用区分）
2 この附則に特別の定めがあるものを除くほか、この政令による改正後の公職選挙法施行令（補充選挙人名簿の登録の申出、指定船舶に乗船中の船員の不在者投票の特例、特定の市の区に對する衆議院議員の選挙区に關する規定の適用の特例及び奄美群島選挙区に對する選挙の特例に係る部分を除く。）の規定は、衆議院議員の選挙についてはこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後はじめて行なわれる総選挙から、参議院議員の選挙については施行日以後はじめて行なわれる通常選挙から、その他の選挙については昭和三十九年十月十日から適用し、この政令による改正後の地方自治法施行令第九條及び第九十七條、漁業法施行令第八條及び第九條、農業委員会等に関する法律施行令第六條（公職選挙法施行令第五十八條の準用に係る部分を除く。）並びに新市町村建設促進法施行令第十五條及び第十六條の規定は、昭和三十九年十月十日から適用する。
（罰則に關する経過措置）
5 この政令による改正後の關係政令の規定の適用前にした行為及び附則第三項の規定によりこの政令による改正前の關係政令の規定により行なわれる選挙若しくは投票又は前項の規定によりこの政令による改正前の地方自治法施行令の規定の例により行なわれる直接請求に關してこの政令による改正後の關係政令の規定の適用後にした行為に對する罰則の適用については、なお、従前の例による。

附則（昭和四〇年四月一日政令第一〇〇号）抄
（施行期日）
1 この政令は、公布の日から施行する。
附則（昭和四〇年四月三〇日政令第一三六号）抄
（適用区分）
2 この政令による改正後の公職選挙法施行令第九條及び第九十九條の八の規定は、衆議院議員の選挙については昭和四十年五月一日以後はじめて行なわれる総選挙から、参議院議員の選挙については同日以後はじめて行なわれる

通常選挙から適用し、同日以後はじめて行なわれる衆議院議員の総選挙の期日の公示の日の前日までその選挙の期日を告示された衆議院議員の選挙及び同年五月一日以後はじめて行なわれる参議院議員の通常選挙の期日の公示の日の前日までその選挙の期日を告示された参議院議員の選挙については、なお従前の例による。
附則（昭和四一年八月二五号政令第二八六号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、昭和四十一年九月三十日から施行する。
附則（昭和四二年二月二日政令第二二五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。
附則（昭和四三年五月二日政令第一一五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、昭和四十三年六月一日から施行する。ただし、公職選挙法施行令第二百二十九條の五の改正規定は、公布の日から施行する。
附則（昭和四三年六月二三日政令第一五七号）抄
（施行期日）
1 この政令は、小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律の施行の日から施行する。
附則（昭和四四年五月二六日政令第一一八号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、昭和四十四年七月二十日から施行する。
附則（昭和四四年八月二五号政令第二二八号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、昭和四十四年九月一日から施行する。
（適用区分）
2 この政令による改正後の公職選挙法施行令の規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、同日の前日までその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附則（昭和四五年二月二四日政令第三四〇号）抄
（施行期日）
1 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第二百二十七号）の施行の日から施行する。
附則（昭和四七年四月二八日政令第一一七号）抄
（施行期日）
1 この政令は、沖繩の復帰に伴う特別措置に關する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）の施行の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。
附則（昭和四七年六月二六日政令第二三七号）抄
（施行期日）
1 この政令は、公害等調整委員会設置法の施行の日（昭和四十七年七月一日）から施行する。
附則（昭和四九年六月三日政令第一九四号）抄
（施行期日）
1 この政令は、昭和四十九年六月十日から施行する。ただし、第一条中公職選挙法施行令第四百四十一条の二第一項の改正規定及び第二条の規定は、公布の日から施行する。
2 第一条の規定による改正後の公職選挙法施行令第五十條第二項、第一百二條第二項、第二百二十七條第一項、第二百二十七條の二第二項、第四百七條第二項及び第三項並びに別表第五の規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、同日の前日までその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附則（昭和四九年六月一〇日政令第二〇三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二百九條の七から第二百九條の十二までを削る改正規定、第二百十條から第二百十條の九まで及び第二百十條の十三第一項の改正規定、第二百十條の十九及び第二百十條の二十に係る改正規定、附則第四條及び第五條に係る改正規定、附則第六條の次に一條を加える改正規定並びに次条から附則第二十二條までの規定（以下「特別区に關する改正規定」という。）は、昭和五十年四月一日から施行する。
附則（昭和四九年十二月二五号政令第三九四号）抄
（施行期日）
1 この政令は、昭和五十年一月二十日から施行する。ただし、第五十九條の次に四條を加える

改正後の公職選挙法施行令の規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、同日の前日までその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。
附則（昭和四七年四月二八日政令第一一七号）抄
（施行期日）
1 この政令は、沖繩の復帰に伴う特別措置に關する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）の施行の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。
附則（昭和四七年六月二六日政令第二三七号）抄
（施行期日）
1 この政令は、公害等調整委員会設置法の施行の日（昭和四十七年七月一日）から施行する。
附則（昭和四九年六月三日政令第一九四号）抄
（施行期日）
1 この政令は、昭和四十九年六月十日から施行する。ただし、第一条中公職選挙法施行令第四百四十一条の二第一項の改正規定及び第二条の規定は、公布の日から施行する。
2 第一条の規定による改正後の公職選挙法施行令第五十條第二項、第一百二條第二項、第二百二十七條第一項、第二百二十七條の二第二項、第四百七條第二項及び第三項並びに別表第五の規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、同日の前日までその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附則（昭和四九年六月一〇日政令第二〇三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二百九條の七から第二百九條の十二までを削る改正規定、第二百十條から第二百十條の九まで及び第二百十條の十三第一項の改正規定、第二百十條の十九及び第二百十條の二十に係る改正規定、附則第四條及び第五條に係る改正規定、附則第六條の次に一條を加える改正規定並びに次条から附則第二十二條までの規定（以下「特別区に關する改正規定」という。）は、昭和五十年四月一日から施行する。
附則（昭和四九年十二月二五号政令第三九四号）抄
（施行期日）
1 この政令は、昭和五十年一月二十日から施行する。ただし、第五十九條の次に四條を加える

改正規定中第五十九条の四及び第五十九条の五に係る部分、第六十条、第六十一条第一項、第六十四条第一項及び第二項並びに第九十八条の改正規定並びに附則第三項から第五項までの規定は、昭和五十年三月一日から施行する。
(適用区分)

2 この政令による改正後の公職選挙法施行令第五十九条の四から第六十一条まで、第六十四条及び第九十八条、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十六条、第六十四条、第六十七条及び第八十四条、最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二十号)第十四条並びに漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第二十三条の規定は、昭和五十年三月一日以後その期日を公示され又は告示される選挙又は投票について適用し、同日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は投票については、なお従前の例による。

附則 (昭和五〇年九月二六日政令第二七七号) 抄

1 この政令は、昭和五十一年一月一日から施行する。

附則 (昭和五〇年九月二七日政令第二八二号) 抄

1 この政令は、昭和五十年十月十四日から施行する。

2 この政令による改正後の公職選挙法施行令第九十九条の二から第九十九条の四まで、第九十九条の六、第九十九条の七、第一百十条の二、第二百二十七条、第二百二十七条の二第一項、第二百二十八条の二、第三百三十二条の三第一項及び第七項から第九項まで、第三百三十二条の四第一項、第三項及び第四項、第三百三十二条の五第一項、第三百三十二条の六第一項、第三百三十二条の七第一項、第三百三十二条の八第一項、第三百三十二条の十二並びに別表第五、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十六条、第六十八条第一項、第九十九条、第一百零四条、第一百零五条第一項、第一百零七条、第一百零八条、第一百八十四条、第一百八十六条第一項及び第八十七條並びに漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第二十一条第一項の規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙又は投票について適用し、同日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は投票については、なお従前の例による。

1 この政令は、昭和五十三年七月五日政令第二八一号)
1 この政令は、昭和五十三年七月十五日から施行する。
2 改正後の第二百二十八条の二第三項の規定は、この政令の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

附則 (昭和五三年八月一日政令第三〇二号)
1 この政令は、昭和五十三年八月十五日から施行する。
2 改正後の第二百二十七条、第二百二十七条の二第一項、第二百二十八条の二第一項及び第四項並びに別表第五の規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附則 (昭和五四年六月二六日政令第一八七号)

この政令は、昭和五十四年七月一日から施行する。

附則 (昭和五五年四月一日政令第九一号)

1 この政令は、公布の日から施行する。
2 改正後の第九十九条の四第二項の規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附則 (昭和五六年四月一四日政令第一二二号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。
2 改正後の第九十九条の四第二項の規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附則 (昭和五八年二月二二日政令第一六号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。
2 第一条の規定による改正後の公職選挙法施行令(以下「施行令」という。)の規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後初めて行われる参議院議員の通常選挙の期日の公示の日(以下「公示日」という。)以後にその期日を公示され又は告示

される選挙(次に規定する再選挙及び補欠選挙を除く。)について、適用する。
3 その期日の公示又は告示の日が公示日前である選挙並びに当該選挙に係る再選挙及び補欠選挙については、第一条の規定による改正前の公職選挙法施行令の規定は、なおその効力を有する。(経過措置)
第二条 その期日の公示又は告示の日が公示日前である選挙並びに当該選挙に係る再選挙及び補欠選挙について前条第三項の規定によりなお効力を有することとされる第一条の規定による改正前の公職選挙法施行令の規定を適用する場合においては、同令第一条中「公職選挙法」とあるのは、「公職選挙法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第八十一号)附則第一条第三項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の公職選挙法」とする。
第三条 施行日以後初めて行われる参議院議員の通常選挙について第一条の規定による改正後の公職選挙法施行令第八十九条の二第二項第二号及び第八十九条の三第三項の規定を適用する場合においては、同号中「比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙」とあり、及び同項中「選挙区選出議員の選挙」とあるのは、「全国選出議員の選挙若しくは地方選出議員の選挙」とする。
附則 (昭和五八年四月二六日政令第九四号)
1 この政令は、公布の日から施行する。
2 改正後の公職選挙法施行令第九十九条の四第二項並びに第九十九条の七第二項及び第三項の規定は、この政令の施行の日以後初めて行われる参議院議員の通常選挙の期日の公示の日(以下「公示日」という。)以後にその期日を公示され又は告示される選挙(公示日前にその期日を公示され又は告示される選挙に係る再選挙及び補欠選挙(公示日以後にその期日を告示されるものに限る。))について公職選挙法施行令等の一部を改正する政令(昭和五十八年政令第十六号)附則第一条第三項の規定によりなお効力を有することとされる同令による改正前の公職選挙法施行令第九十九条

の四第二項並びに第九十九条の七第二項及び第三項の規定の適用については、同令第九十九条の四第二項第二号ロ中「六千円」とあるのは「七千円」と、同令第九十九条の七第二項第一号中「三円」とあるのは「四円」と、同項第二号中「十五万円」とあるのは「二十万円」と、「二円」とあるのは「二円六十七銭」と、同条第三項中「三円」とあるのは「四円」とする。
4 この政令の施行の前日にその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附則 (昭和五八年一月二九日政令第二四二号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。
2 改正後の公職選挙法施行令の適用区分等)
第一条 第一条の規定による改正後の公職選挙法施行令(以下「新令」という。)の規定は、参議院議員及び参議院議員の選挙(昭和五十八年六月三日前にその期日を公示され又は告示された選挙に係る再選挙及び補欠選挙を除く。)についてはこの政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を公示され又は告示される選挙から、その他の選挙(昭和五十八年六月三日前にその期日を公示された選挙に係る再選挙及び補欠選挙を除く。)については施行日から起算して三月を経過した日以後その期日を告示される選挙から適用する。

附則 (昭和五十八年六月三日政令第二四二号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。
2 改正後の公職選挙法施行令第九十九条の四第二項並びに第九十九条の七第二項及び第三項の規定は、この政令の施行の日以後初めて行われる参議院議員の通常選挙の期日の公示の日(以下「公示日」という。)以後にその期日を公示され又は告示される選挙(公示日前にその期日を公示され又は告示される選挙に係る再選挙及び補欠選挙(公示日以後にその期日を告示されるものに限る。))について公職選挙法施行令等の一部を改正する政令(昭和五十八年政令第十六号)附則第一条第三項の規定によりなお効力を有することとされる同令による改正前の公職選挙法施行令(以下「昭五十八年改正前の施行令」という。))の規定を適用する場合における昭和五十八年改正前の施行令第四十九条の二第一項、第三項及び第四項、第四十九条の四第一項、第五十三條第一項、第五十六条第一項及び第二項、第五十七条第一項、第五十八条第一項及び第三項、第五十九条第五、第六十条第一項、第八十八条第六項、第九十九条の六、第一百零一条第二項、第一百零一条の六、第一百零四

の四第二項並びに第九十九条の七第二項及び第三項の規定の適用については、同令第九十九条の四第二項第二号ロ中「六千円」とあるのは「七千円」と、同令第九十九条の七第二項第一号中「三円」とあるのは「四円」と、同項第二号中「十五万円」とあるのは「二十万円」と、「二円」とあるのは「二円六十七銭」と、同条第三項中「三円」とあるのは「四円」とする。
4 この政令の施行の前日にその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附則 (平成四年四月一日政令第九三三)

1 この政令は、公布の日から施行する。
2 改正後の第九三三條の七第二項及び第三項並びに第九三三條の八第二項の規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、同日前にその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附則 (平成四年二月一六日政令第三七八号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定、第四百四十一條の第二項の改正規定、第四百四十六條を削り、第四百四十七條を第四百四十六條とする改正規定、別表第三の改正規定及び別表第五の改正規定(「鹿児島県第三区」を「鹿児島県第一区及び第三区」に改める部分に限る。)並びに附則第三項中地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六條、第六百四十四條、第六百七十七條及び第六百八十四條の改正規定(「第四百四十七條第一項及び第二項」を「第四百四十六條第一項及び第二項」に改める部分に限る。)は、次の総選挙から施行する。
(適用区分)
2 この政令による改正後の公職選挙法施行令の規定(「第九三三條の五の規定を除く。)は、衆議院議員及び参議院議員の選挙についてはこの政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を公示され又は告示される選挙から、地方公共団体の議会の議員及び市長の選挙については施行日から起算して三月を経過した日以後その期日を公示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された衆議院議員及び参議院議員の選挙並びに施行日から起算して三月を経過した日の前日までにその期日を公示される地方公共団体の議会の議員及び市長の選挙については、なお従前の例による。

附則 (平成六年三月一日政令第四〇号) 抄

第一条 この政令は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法の施行の日から施行する。
附則 (平成六年二月二五政令第三六九号) 抄
第一条 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成六年法律第二号)の施行の日から施行する。

(適用区分)

第二条 第一条の規定による改正後の公職選挙法施行令(以下「新令」という。)の規定(新令第五條、第六條の二、第七條、第九條の二、第八十九條の二及び第四百四十一條の第二項(同項中公職選挙法(以下「法」という。))第十五條第五項及び第十八條(都道府県の議会の議員の選挙に係る部分に限る。))の規定の適用に係る部分に限る。次項において同じ。)の規定を除く。)は、衆議院議員の選挙についてはこの政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後初めてその期日を公示される総選挙から、衆議院議員の選挙以外の選挙については施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙、施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を公示される衆議院議員の選挙及び施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙(衆議院議員の選挙を除く。)については、なお従前の例による。

2 新令第五條、第六條の二、第七條、第九條の二並びに第四百四十一條の二第一項の規定は、施行日以後各都道府県又は指定都市の議会の議員の選挙につき初めてその期日を告示される一般選挙から適用し、施行日以後当該一般選挙の告示の日の前日までにその期日を告示される選挙については、なお従前の例による。

第三条 施行日以後初めてその選挙の期日を公示される衆議院議員の総選挙又は当該総選挙のすべての当選人について法第九條第二項若しくは第九條の二第二項の規定による告示がされる日の前日までにその選挙の期日を公示され若しくは告示される参議院議員の選挙において、法第八十六條第一項第二号に該当するものとして同項の規定による届出をする政党その他の政治団体、法第八十六條の二第一項第二号に該当するものとして同項の規定による届出をする政党その他の政治団体又は法第八十六條の三第一項第二号に該当するものとして同項の規定による届出をする政党その他の政治団体のうち、直近に行われた衆議院議員の総選挙における当該政党その他の政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の二以上であることによりこれらの届出をするものについて新令

の規定を適用する場合においては、新令第八十八條第二項第二号、第八十八條の三第二項第二号及び第八十八條の五第二項第二号中「衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙」とあるのは「衆議院議員の総選挙」と、新令第八十八條の二第四項中「衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙」とあるのは「衆議院議員の総選挙」と、同項又は同条第八項の規定による当該政党その他の政治団体の届出に係る候補者をいう。又は所属候補者(同条第七項(同条第八項においてその例によることとされる場合を含む。))とあるのは「所属候補者(公職選挙法の一部を改正する法律(平成六年法律第二号)による改正前の法第八十六條第三項(同条第五項においてその例によることとされる場合を含む。))と、新令第八十八條の四第四項及び第八十八條の六第三項中「衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙」とあるのは「衆議院議員の総選挙」と、届出候補者(法第八十六條第一項又は第八項の規定による当該政党その他の政治団体の届出に係る候補者をいう。))又は所属候補者(法第八十六條第七項(同条第八項においてその例によることとされる場合を含む。))とあるのは「所属候補者(公職選挙法の一部を改正する法律(平成六年法律第二号)による改正前の法第八十六條第三項(同条第五項においてその例によることとされる場合を含む。))と、新令第八十八條の四第四項及び第八十八條の六第三項中「所属候補者(法第八十六條第七項(同条第八項においてその例によることとされる場合を含む。))又は法第八十六條の四第三項(同条第五項においてその例によることとされる場合を含む。))とあるのは「所属候補者(公職選挙法の一部を改正する法律(平成六年法律第二号)による改正前の法第八十六條第三項(同条第五項においてその例によることとされる場合を含む。))とする。

第四条 施行日以後初めてその選挙の期日を公示される衆議院議員の総選挙のすべての当選人について法第九條第二項又は第九條の二第二項の規定による告示がされる日の前日までに、法第八十六條の五第一項の規定による届出をするもの」と、同条第一項第二号中「法第八十六條第一項第二号に該当する政党その他の政治団体として法第八十六條の五第一項の規定による届出をするもの」とあるのは「政党その他の政治団体であつて直近に行われた衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政党その他の政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の二以上であることによりこれらの

の規定を適用する場合においては、新令第八十八條第二項第二号、第八十八條の三第二項第二号及び第八十八條の五第二項第二号中「衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙」とあるのは「衆議院議員の総選挙」と、新令第八十八條の二第四項中「衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙」とあるのは「衆議院議員の総選挙」と、同項又は同条第八項の規定による当該政党その他の政治団体の届出に係る候補者をいう。又は所属候補者(同条第七項(同条第八項においてその例によることとされる場合を含む。))とあるのは「所属候補者(公職選挙法の一部を改正する法律(平成六年法律第二号)による改正前の法第八十六條第三項(同条第五項においてその例によることとされる場合を含む。))と、新令第八十八條の四第四項及び第八十八條の六第三項中「衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙」とあるのは「衆議院議員の総選挙」と、届出候補者(法第八十六條第一項又は第八項の規定による当該政党その他の政治団体の届出に係る候補者をいう。))又は所属候補者(法第八十六條第七項(同条第八項においてその例によることとされる場合を含む。))とあるのは「所属候補者(公職選挙法の一部を改正する法律(平成六年法律第二号)による改正前の法第八十六條第三項(同条第五項においてその例によることとされる場合を含む。))とする。

附則 (平成六年三月一日政令第四〇号) 抄

第一条 この政令は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法の施行の日から施行する。
附則 (平成六年二月二五政令第三六九号) 抄
第一条 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成六年法律第二号)の施行の日から施行する。

八条まで」の下に「第二百六十九条の二、第二百七十条第一項（在外選挙人名簿及び在外投票に関する部分に限る。）及び第二項、第二百七十条の二（在外投票に関する部分に限る。）を加える部分（第二百六十九条の二に係る部分、第二百七十条第二項中在外投票に関する部分に係る部分及び第二百七十条の二に係る部分に限る。）並びに同令第二百四十四条の四及び第二百五十五条の四の改正規定並びに附則第七条及び第八十条の規定は、平成十二年五月一日から施行する。」

（適用区分）

第二条 この政令による改正後の公職選挙法施行令（以下「新令」という。）の規定（新令第十九条、第十八条第三項、第三章の二、第五十九条の三第三項、第三百三十九条、第四百一条の二（第四十九条の二第三項に係る部分を除く。）、第四百四十一条の四第二項及び第三項、第四百四十二条第三項及び第四項、第四百四十五条並びに新令附則第二項及び第三項（第二十三條の二第二項に係る部分に限る。）の規定を除く。）は、平成十二年五月一日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は同月一日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日（以下「公示日」という。）以後にその期日を公示され又は告示される選挙（公示日前にその期日を公示され又は告示された選挙に係る再選挙及び補欠選挙を除く。）について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙並びに当該選挙に係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。

（選挙人名簿登録証明書に関する経過措置）

第三条 選挙人名簿登録証明書の交付を受けた者で、平成十二年四月三十日以前にその期日を公示され又は告示された選挙の投票をすることができるとする新令第十八条第三項の規定の適用については、同項中「登録された場合」は、在外選挙人名簿に登録された場合又は当該選挙人名簿登録証明書の交付を受けた市町村の区域内に住所を有しなくなった日以後四箇月を経過するに至つた場合」とあるのは、「登録された場合又は当該選挙人名簿登録証明書の交付を受けた市町村の区域内に住所を有しなくなった日以後四箇月を経過するに至つた場合」とする。

第四条 平成十一年五月一日から平成十二年五月一日までの間における新令第二十三條の十一の

規定の適用については、同条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」とし、同条第二項、第三項及び第五項の規定は適用しない。

2 平成十一年五月一日から平成十二年五月一日までの間における新令第二十三條の十六において読み替へて準用する第二十二條第一項の規定の適用については、同項中「登録月（登録月の二日）が衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日までの間にある場合には、当該登録月を除く。」の三日現在及び衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示のあつた日現在」とあるのは、「登録月の三日現在」とする。

3 平成十一年五月一日から平成十二年五月一日までの間における新令第二十三條の十七第二項の適用については、同項中「登録月（登録月の二日）が衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日までの間にある場合には、当該登録月を除く。」の三日及び衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示のあつた日」とあるのは、「登録月の三日」とする。

（郵便投票証明書に関する経過措置）

第五条 郵便投票証明書の交付を受けた者で、平成十二年四月三十日以前にその期日を公示され又は告示された選挙の投票をすることができるとする新令第五十九条の三第三項の規定の適用については、同項中「登録された場合」は、在外選挙人名簿に登録された場合又は当該郵便投票証明書の交付を受けた市町村の区域内に住所を有しなくなった日以後四箇月を経過するに至つた場合」とあるのは、「登録された場合又は当該郵便投票証明書の交付を受けた市町村の区域内に住所を有しなくなった日以後四箇月を経過するに至つた場合」とする。

附則（平成二十一年一月二四日政令第三三四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中地方自治法施行令第九十二条第五項第四号の改正規定、第七條中公職選挙法施行令第八條第一項の改正規定及び附則第九條の規定 平成十五年一月一日

（公職選挙法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条 施行日前に公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）第九十二条第一項及び第二項の規

定により衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙について報告書の要旨を公表した都道府県の選挙管理委員会が当該報告書の要旨を掲載した公報を自治大臣に対して送付していない場合には、当該公報を第七條の規定による改正後の公職選挙法施行令（以下この条において「新公職選挙法施行令」という。）第二百六十六條の二の規定の例により送付しなればならない。

2 施行日前に第七條の規定による改正前の公職選挙法施行令第三百三十二條の九第二項及び第三項の規定により衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の一部無効による再選挙について都道府県の選挙管理委員会が公示した特別の定め及びその告示は、それぞれ新公職選挙法施行令第三百三十二條の九第二項及び第三項の規定により自治大臣がした特別の定め及びその告示とみなす。

附則（平成二十一年一月二二日政令第三三五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十二年五月一日から施行する。ただし、第二百二十九條の七の改正規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

第二条 この政令による改正後の公職選挙法施行令（以下「新令」という。）の規定（新令第二十三條の三第一項、第六十一条第一項及び第二項、第二百二十九條の七並びに第四百四十二条第一項の規定を除く。）は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙及び参議院議員の通常選挙については、なお従前の例による。

（手続が開始されている不在者投票に関する経過措置）

第三条 選挙人がこの政令による改正前の公職選挙法施行令（次項において「旧令」という。）第五十九條第一項の規定による申出をし、施行日の前日までに同条第三項の規定による保管箱又は保管用封筒の交付が行われた場合で、当該選挙人が当該申出に係る指定船舶（同条第一項に規定する指定船舶をいう。）次項において同じ。）に乗って航海する期間が施行日にかかるときは、当該申出に係る選挙における同条の規

定による不在者投票については、なお従前の例による。ただし、当該選挙人が当該申出に係る選挙の期日の公示の日の前日までに本邦に帰つた場合は、この限りでない。

2 選挙人が旧令第五十九條第一項の規定による申出をし、施行日の前日までに同条第三項の規定による保管箱又は保管用封筒の交付が行われた場合で、当該申出に係る指定船舶の船長が施行日において同項の規定により交付を受けた投票用紙及び投票用封筒並びに保管箱又は保管用封筒を所持しているときは、前項の規定により従前の例によることとされる場合を除き、当該指定船舶の船長は、当該投票用紙及び投票用封筒並びに保管箱又は保管用封筒を当該交付を行った指定市町村の選挙管理委員会の委員長に速やかに送致しなければならない。

附則（平成二十一年二月八日政令第三九三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成二十二年二月一四日政令第三〇号）

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成二十二年四月一九日政令第二〇一号）

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成二十二年五月一七日政令第二二三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中公職選挙法施行令第二百二十九條第四項及び第五項の規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（適用区分）

第二条 この政令による改正後の公職選挙法施行令第二百二十九條第四項及び第五項の規定は、前条ただし書に規定する日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この政令の施行前にした行為及び前条においてなお従前の例によることとされる場合に

おけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十二年六月七日政令第三〇四号）抄

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成二十二年六月七日政令第三二六号）抄

この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成二十二年六月三〇日政令第三六四号）抄

1 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成二十二年二月二七日政令第五三六号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（適用区分）

第二条 この政令による改正後の公職選挙法施行令（以下「新令」という。）の規定（新令第五十九条の五（公職の候補者たる参議院名簿登載者に係る部分を除く。）、第七十三条（公職の候補者たる参議院名簿登載者に係る部分を除く。）、第八十四条（公職の候補者たる参議院名簿登載者に係る部分を除く。）、第八十八条の二第五項、第八十八条の四第五項、第八十八条の六第四項及び第三十二条の規定を除く。）は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙から適用し、当該選挙の公示の日の前日までにその期日を告示される参議院議員の選挙については、なお従前の例による。

（政党その他の政治団体の得票総数に関する経過措置）

第三条 新令第八十八条の二第五項、第八十八条の四第五項及び第八十八条の六第四項の規定は、施行日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の得票総数について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の得票総数については、なお従前の例による。

附則（平成二十三年六月六日政令第一九二号）抄

1 この政令による改正後の公職選挙法施行令の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附則（平成二十三年九月九日政令第三〇六号）抄

第一条 この政令は、漁業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年十二月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二十六条の改正規定及び第三十条を第三十一条とし、第二十九条を第三十条とし、第二十八条を第二十九条とし、第二十七条の前の見出しを削り、同条を第二十八条とし、同条を加える改正規定並びに次条及び附則第三条の規定 平成十三年十月一日

附則（平成二十三年二月二八日政令第四四三号）抄

1 この政令は、平成十四年三月二十七日から施行する。

附則（平成二十四年六月五日政令第一九七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成二十四年七月三一日政令第二六五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成十四年法律第九十五号）の施行の日から施行する。

（適用区分）

第二条 この政令による改正後の公職選挙法施行令の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される総選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙及び施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員

の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙については、なお従前の例による。

附則（平成二十四年一月二七日政令第三四九号）抄

第一条 この政令は、法の施行の日から施行する。

附則（平成二十四年二月一三日政令第三七一号）抄

この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成十四年法律第四百九十九号）の施行の日から施行する。

附則（平成二十四年二月一八日政令第三八五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成二十四年二月一八日政令第三八六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日（平成十五年二月三日）から施行する。

附則（平成二十五年七月二四日政令第三一七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十九号）の施行の日（平成十五年十二月一日）から施行する。ただし、第三十四条の二第一項の改正規定は、平成十五年八月二十五日から施行する。

（適用区分）

第二条 この政令による改正後の公職選挙法施行令の規定（同令第三十四条の二第一項の規定を除く。）、次条の規定による改正後の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の規定、附則第四条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）の規定、附則第五条の規定による改正後の漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）の規定、附則第六条の規定による改正後の

農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）の規定、附則第七条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令（昭和四十年政令第五十二号）の規定及び附則第八条の規定による改正後の地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令（平成十四年政令第九十九号）の規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙、投票又は審査について適用し、この政令の施行の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、投票又は審査については、なお従前の例による。

附則（平成二十五年一〇月一日政令第四四五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十三条の三第一項及び第二十三条の七第三項の改正規定 平成十六年一月一日

二 第五十条第五項及び第五十九条の六第十一項の改正規定、第四百四十一条の二第一項の改正規定（「第四百九条第一項」を「第四十八条の二第一項」に改める部分に限る。）並びに第四百四十二条第一項の改正規定 平成十五年十二月一日

（適用区分）

第二条 この政令による改正後の公職選挙法施行令の規定（同令第二十三条の三第一項、第二十三条の七第三項、第五十条第五項、第五十九条の六第十一項、第四百四十一条の二第一項（「第四百九条の二第二項」に係る部分に限る。）及び第四百四十二条第一項の規定を除く。）は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される衆議院議員又は参議院議員の選挙について適用し、この政令の施行の前日までにその期日を公示され又は告示された衆議院議員又は参議院議員の選挙については、なお従前の例による。

2 この政令による改正後の公職選挙法施行令第五十条第五項、第五十九条の六第十一項、第四百四十一条の二第一項（「第四百八条の二第二項」に係る部分に限る。）及び第四百四十二条第一項の

規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、同号に掲げる規定の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附則（平成一五年一月二三日政令第四八三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年一月二三日政令第四八七号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年一月二二日政令第五一四号）
この政令は、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年一月一日）から施行する。

附則（平成一五年一月二二日政令第五三七号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成十五年法律第二百七号）の施行の日（平成十六年三月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日
二 第六十五条の十三第一項の表第三十五条第一項の項の改正規定及び第四百四十一条の第二項の改正規定（「第四十一条まで」の下に「、第四十八条の二第二項（法第四十九条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）の規定により読み替えて適用される法第四十二条第一項（法第四十九条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）」を加える部分に限る） 平成十六年四月一日
（適用区分）

第二条 この政令による改正後の公職選挙法施行令第五十九条の四第二項から第四項まで及び第五十九条の五の二の規定、次条の規定による改正後の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の規定、附則第四条の規定による改正後の漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）の規定、附則第五条の規定による改正後の

農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）の規定並びに附則第六条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令（昭和四十年政令第五十二号）の規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙又は投票について適用し、この政令の施行の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は投票については、なお従前の例による。

附則（平成一五年一月二二日政令第五五六号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十条から第三十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一六年四月二日政令第一五九号）
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

第二条 この政令による改正後の公職選挙法施行令の規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この政令の施行の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附則（平成一六年一月八日政令第三四四号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年十一月十日）から施行する。ただし、第九十二条第五項及び第六項の改正規定、第七十八条第四項の改正規定並びに次条から附則第四条まで並びに附則第六条及び第七条の規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一七年一月一日）から施行する。
附則（平成一七年一月二二日政令第三三九号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、労働組合法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十七年一月一日）から施行する。

を改正する法律（平成十七年法律第五十五号）の施行の日（平成十八年三月二十日）から施行する。

附則（平成一八年五月八日政令第一九三号）
この政令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行の日（平成十八年五月二十四日）から施行する。

附則（平成一八年九月二六日政令第三二〇号）
この政令は、障害者自立支援法の一部の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。

附則（平成一八年一〇月二七日政令第三三七号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十八年十一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十三条の三の改正規定 平成十九年一月一日
二 附則第三項及び第四項を削る改正規定並びに次条第二項の規定 平成十九年六月一日
（適用区分）

第二条 この政令による改正後の公職選挙法施行令（以下「新令」という。）の規定（新令第二十条、第二十三条の十六第一項、第二十三条の十七第一項及び第三項、第三十五条第三項、第五十條第四項及び第七項、第五十三條第一項、第五十五條第六項から第八項まで、第五十九條の六第一項、第九項及び第十一項、第五十九條の七、第五十九條の八、第六十條第二項、第六十三條第二項及び第三項、第六十五條の十三第一項、第六十五條の二十一、第九十條第二項、第一百四十一條の二第一項、第一百四十二條第一項並びに第一百四十二條の二第一項の規定を除く。）は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後その期日を公示され、又は告示される衆議院議員

を改正する法律（平成十七年法律第五十五号）の施行の日（平成十八年三月二十日）から施行する。

又は参議院議員の選挙について適用し、同号に掲げる規定の施行の前日までにその期日を公示され、又は告示された衆議院議員又は参議院議員の選挙については、なお従前の例による。

附則（平成一九年二月二三日政令第二九号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十九年三月一日）から施行する。

第二条 この政令による改正後の公職選挙法施行令の規定（同令第五十九条の五の三の規定を除く）、次条の規定による改正後の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の規定、附則第四条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）の規定及び附則第七条の規定による改正後の市町村の合併の特例等に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され、又は告示される選挙、投票又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙、投票又は審査については、なお従前の例による。

附則（平成一九年三月一四日政令第四五号）
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十九年三月二十二日から施行する。

第二条 この政令による改正後の公職選挙法施行令の規定は、この政令の施行の日以後その期日を告示される地方公共団体の長の選挙について適用し、この政令の施行の前日までにその期日を告示された地方公共団体の長の選挙については、なお従前の例による。

附則（平成一九年五月二五日政令第一六八号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年六月一日）から施行する。

附則（平成一九年六月一五政令第一八二号）抄

第一条 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十六号）の施行の日から施行する。

第二条 改正後の第百三十二条の三第六項の規定は、この政令の施行の日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日以後にその期日を告示される衆議院比例代表選出議員の選挙の一部無効による再選挙について適用する。

附則（平成一九年八月三日政令第二三五号）抄

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

附則（平成二〇年一月一六日政令第二三〇号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年七月一八日政令第二三〇号）抄

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附則（平成二二年七月一七政令第一八六号）抄

1 この政令は、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律の施行の日から施行する。

附則（平成二二年二月二四日政令第二九八号）抄

この政令は、平成二二年四月一日から施行する。

附則（平成二二年四月一日政令第八八号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二三年六月二四日政令第一八一号）抄

第一条 この政令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号。以下「放送法等改正法」という。）の施行の日（平成二十三年六月三十日。以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成二三年七月二九日政令第二三五号）抄

第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年八月一日）から施行する。

附則（平成二三年九月二二日政令第二九六号）抄

この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附則（平成二四年二月三日政令第二六〇号）抄

第一条 この政令は、平成二四年四月一日から施行する。

附則（平成二四年七月二五日政令第二〇二号）抄

第一条 この政令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（以下「平成二四年改正法」という。）の施行の日（平成二四年十月一日）から施行する。

附則（平成二五年一月一八日政令第五九号）抄

この政令は、平成二五年四月一日から施行する。

附則（平成二五年五月三一日政令第一五九号）抄

1 この政令は、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則（平成二五年六月二八日政令第一九四号）抄

1 この政令は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律（平成二四年法律第九十五号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二五年六月三十日。以下「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）
2 改正後の第百十号の五第一項第二号の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙及び施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙については、なお従前の例による。

附則（平成二五年一〇月一七日政令第三〇〇号）抄

この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年一月一日）から施行する。

附則（平成二六年二月五日政令第二一九号）抄

第一条 この政令は、平成二七年三月一日から施行する。

附則（平成二七年三月一八日政令第七四号）抄

この政令は、平成二七年四月一日から施行する。

附則（平成二七年九月四日政令第三一七号）抄

1 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十号。附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。）の施行の日（平成二八年四月一日）から施行する。

附則（平成二七年一〇月三〇日政令第三六七号）抄

第一条 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（適用区分）

第二条 この政令による改正後の公職選挙法施行令（以下「新令」という。）の規定（新令第五十九条の五の三第一項、第五十九条の五の四第十五項、第二百二十七条の二第一項及び第二項、第三百三十二条の二第一項、第三百三十二条の三第一項、第三百三十二条の三の二第一項、第三百三十二条の四第一項、第三百三十二条の九第一項並びに別表第二の規定を除く。）は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後各都道府県の議会の議員の選挙につき初めてその期日を告示される一般選挙から適用し、施行日以後当該一般選挙の告示の日の前日までにその期日を告示される都道府県の議会の議員の選挙については、なお従前の例による。

新令第二百二十七条の二第一項及び第二項、第三百三十二条の二第一項、第三百三十二条の三第一項、第三百三十二条の三の二第一項、第三百三十二

条の四第一項並びに第三百三十二条の九第一項の規定は、施行日以後その期日を告示される再選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された再選挙については、なお従前の例による。

附則（平成二七年一月三〇日政令第三〇号）抄

第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二八年四月一日）から施行する。

附則（平成二七年三月一八日政令第七四号）抄

この政令は、平成二七年四月一日から施行する。

附則（平成二七年九月四日政令第三一七号）抄

1 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十号。附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。）の施行の日（平成二八年四月一日）から施行する。

附則（平成二七年一〇月三〇日政令第三六七号）抄

第一条 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（適用区分）

一 附則第三条の規定 公布の日
二 第一条の二第一項の改正規定 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十四号）の施行の日（平成二八年四月一日）

（適用区分）

第二条 この政令による改正後の公職選挙法施行令（以下この条及び次条において「新令」という。）の規定（新令第一条の二第一項及び第三十三号の規定を除く。）は、この政令の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。

新令第二百二十七条の二第一項及び第二項、第三百三十二条の二第一項、第三百三十二条の三第一項、第三百三十二条の三の二第一項、第三百三十二

(証票の交付等に関する経過措置)
第三條 新令第十條の五第四項の規定による同項の証票(以下この条において「証票」という。)の交付並びに新令第十條の五第五項の規定による証票の交付の申請及び当該申請を公職選挙法第九十九條の五第一項に規定する後援団体が行う場合における当該後援団体に係る公職の候補者又は公職の候補者とならうとする者(公職にある者を含む。)の同意は、施行日前においても、新令第十條の五第四項及び第五項の規定の例により行うことができる。

附則(平成二十七年一月二六日政令第三九二号)抄
(施行期日)
第一條 この政令は、行政不服審査法の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。
(経過措置の原則)
第二條 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(公職選挙法施行令の一部改正に伴う経過措置)
第四條 第七條の規定による改正後の公職選挙法施行令第二十九條の八の規定は、施行日以後にその期日を告示される地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る不服申立てについて適用する。

附則(平成二十七年一月二八日政令第四二七号)抄
(施行期日)
第一條 この政令は、平成二十八年一月一日から施行する。
附則(平成二十八年三月二五号政令第七八号)抄
(施行期日)
第一條 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則(平成二十八年三月三十一日政令第一〇三三号)抄
(施行期日)
第一條 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則(平成二十八年四月八日政令第一九四号)抄
(施行期日)
第一條 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則(平成二十八年五月二日政令第二一〇号)
(施行期日)
第一條 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十五号)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。
附則(平成二十八年五月二七日政令第二二七号)抄
(施行期日)
第一條 この政令は、公職選挙法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十三号)の施行の日から施行する。ただし、第十一条の改正規定及び次条第四項の規定は、平成二十八年六月一日から施行する。
(適用区分)
第二條 この政令による改正後の公職選挙法施行令(以下この条において「新令」という。)の規定(新令第一条の三、第十一条、第十五条及び第十六条の規定を除く。)、次条の規定による改正後の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の規定、附則第四条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百一十二号)第十九条の規定、附則第五条の規定による改正後の漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第六条の規定、附則第六条の規定による改正後の地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令(平成十四年政令第十九号)第二条(第三項を除く。)及び第四条第二

項の規定、附則第七条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令(平成十七年政令第五十五号)第十九条及び第二十二條の規定並びに附則第八条の規定による改正後の大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令(平成二十五年政令第四十二号)第五条及び第八条の規定は、この政令の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)の翌日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日の翌日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日(以下この項及び第四項において「公示日」という。)以後その期日を公示され又は告示される選挙、投票又は審査については、なお従前の例による。

附則(平成二十九年五月七日政令第一三一号)抄
(施行期日)
第一條 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十五号)及び公職選挙法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第九十三号)の施行の日(平成二十九年四月十日)から施行する。
(適用区分)
第二條 この政令による改正後の公職選挙法施行令(以下この条において「新令」という。)の規定(新令第一条の三、第十一条、第十五条及び第十六条の規定を除く。)、次条の規定による改正後の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の規定、附則第四条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百一十二号)第十九条の規定、附則第五条の規定による改正後の漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第六条の規定、附則第六条の規定による改正後の地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令(平成十四年政令第十九号)第二条(第三項を除く。)及び第四条第二

項の規定、附則第七条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令(平成十七年政令第五十五号)第十九条及び第二十二條の規定並びに附則第八条の規定による改正後の大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令(平成二十五年政令第四十二号)第五条及び第八条の規定は、この政令の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)の翌日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日の翌日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日(以下この項及び第四項において「公示日」という。)以後その期日を公示され又は告示される選挙、投票又は審査については、なお従前の例による。

附則(平成二十九年五月三十一日政令第一五三三号)抄
(施行期日)
第一條 この政令は、平成二十九年五月三十一日から施行する。

附則(平成二十九年五月三十一日政令第一五三三号)抄
(施行期日)
第一條 この政令は、平成二十九年五月三十一日から施行する。

の及び年齢満十九年のもの(第一号に掲げる者でその登録月の次の登録月の前月の末日までに年齢満二十年になるものを除く。)にあつては公職選挙法施行令の一部を改正する政令(平成二十八年政令第二百二十七号)附則第二条第二項に規定する次回の国政選挙における登録(以下この条において「次回の国政選挙における登録」という。)及び法第二十二條第二項の規定による選挙人名簿の登録で当該登録に係る基準日(被登録資格の決定の基準となる日)をいう。以下この条において同じ。)が次回の国政選挙における登録に係る基準日以後であるものを行う場合のため、第一号に掲げる者のうち年齢満十九年のものでその登録月の次の登録月の前月の末日までに年齢満二十年になるものにあつては「と、ための」とあるのは「ため、これら

の及び年齢満十九年のもの(第一号に掲げる者でその登録月の次の登録月の前月の末日までに年齢満二十年になるものを除く。)にあつては公職選挙法施行令の一部を改正する政令(平成二十八年政令第二百二十七号)附則第二条第二項に規定する次回の国政選挙における登録(以下この条において「次回の国政選挙における登録」という。)及び法第二十二條第二項の規定による選挙人名簿の登録で当該登録に係る基準日(被登録資格の決定の基準となる日)をいう。以下この条において同じ。)が次回の国政選挙における登録に係る基準日以後であるものを行う場合のため、第一号に掲げる者のうち年齢満十九年のものでその登録月の次の登録月の前月の末日までに年齢満二十年になるものにあつては「と、ための」とあるのは「ため、これら

の及び年齢満十九年のもの(第一号に掲げる者でその登録月の次の登録月の前月の末日までに年齢満二十年になるものを除く。)にあつては公職選挙法施行令の一部を改正する政令(平成二十八年政令第二百二十七号)附則第二条第二項に規定する次回の国政選挙における登録(以下この条において「次回の国政選挙における登録」という。)及び法第二十二條第二項の規定による選挙人名簿の登録で当該登録に係る基準日(被登録資格の決定の基準となる日)をいう。以下この条において同じ。)が次回の国政選挙における登録に係る基準日以後であるものを行う場合のため、第一号に掲げる者のうち年齢満十九年のものでその登録月の次の登録月の前月の末日までに年齢満二十年になるものにあつては「と、ための」とあるのは「ため、これら

の及び年齢満十九年のもの(第一号に掲げる者でその登録月の次の登録月の前月の末日までに年齢満二十年になるものを除く。)にあつては公職選挙法施行令の一部を改正する政令(平成二十八年政令第二百二十七号)附則第二条第二項に規定する次回の国政選挙における登録(以下この条において「次回の国政選挙における登録」という。)及び法第二十二條第二項の規定による選挙人名簿の登録で当該登録に係る基準日(被登録資格の決定の基準となる日)をいう。以下この条において同じ。)が次回の国政選挙における登録に係る基準日以後であるものを行う場合のため、第一号に掲げる者のうち年齢満十九年のものでその登録月の次の登録月の前月の末日までに年齢満二十年になるものにあつては「と、ための」とあるのは「ため、これら

の及び年齢満十九年のもの(第一号に掲げる者でその登録月の次の登録月の前月の末日までに年齢満二十年になるものを除く。)にあつては公職選挙法施行令の一部を改正する政令(平成二十八年政令第二百二十七号)附則第二条第二項に規定する次回の国政選挙における登録(以下この条において「次回の国政選挙における登録」という。)及び法第二十二條第二項の規定による選挙人名簿の登録で当該登録に係る基準日(被登録資格の決定の基準となる日)をいう。以下この条において同じ。)が次回の国政選挙における登録に係る基準日以後であるものを行う場合のため、第一号に掲げる者のうち年齢満十九年のものでその登録月の次の登録月の前月の末日までに年齢満二十年になるものにあつては「と、ための」とあるのは「ため、これら

の及び年齢満十九年のもの(第一号に掲げる者でその登録月の次の登録月の前月の末日までに年齢満二十年になるものを除く。)にあつては公職選挙法施行令の一部を改正する政令(平成二十八年政令第二百二十七号)附則第二条第二項に規定する次回の国政選挙における登録(以下この条において「次回の国政選挙における登録」という。)及び法第二十二條第二項の規定による選挙人名簿の登録で当該登録に係る基準日(被登録資格の決定の基準となる日)をいう。以下この条において同じ。)が次回の国政選挙における登録に係る基準日以後であるものを行う場合のため、第一号に掲げる者のうち年齢満十九年のものでその登録月の次の登録月の前月の末日までに年齢満二十年になるものにあつては「と、ための」とあるのは「ため、これら

の及び年齢満十九年のもの(第一号に掲げる者でその登録月の次の登録月の前月の末日までに年齢満二十年になるものを除く。)にあつては公職選挙法施行令の一部を改正する政令(平成二十八年政令第二百二十七号)附則第二条第二項に規定する次回の国政選挙における登録(以下この条において「次回の国政選挙における登録」という。)及び法第二十二條第二項の規定による選挙人名簿の登録で当該登録に係る基準日(被登録資格の決定の基準となる日)をいう。以下この条において同じ。)が次回の国政選挙における登録に係る基準日以後であるものを行う場合のため、第一号に掲げる者のうち年齢満十九年のものでその登録月の次の登録月の前月の末日までに年齢満二十年になるものにあつては「と、ための」とあるのは「ため、これら

の及び年齢満十九年のもの(第一号に掲げる者でその登録月の次の登録月の前月の末日までに年齢満二十年になるものを除く。)にあつては公職選挙法施行令の一部を改正する政令(平成二十八年政令第二百二十七号)附則第二条第二項に規定する次回の国政選挙における登録(以下この条において「次回の国政選挙における登録」という。)及び法第二十二條第二項の規定による選挙人名簿の登録で当該登録に係る基準日(被登録資格の決定の基準となる日)をいう。以下この条において同じ。)が次回の国政選挙における登録に係る基準日以後であるものを行う場合のため、第一号に掲げる者のうち年齢満十九年のものでその登録月の次の登録月の前月の末日までに年齢満二十年になるものにあつては「と、ための」とあるのは「ため、これら

の及び年齢満十九年のもの(第一号に掲げる者でその登録月の次の登録月の前月の末日までに年齢満二十年になるものを除く。)にあつては公職選挙法施行令の一部を改正する政令(平成二十八年政令第二百二十七号)附則第二条第二項に規定する次回の国政選挙における登録(以下この条において「次回の国政選挙における登録」という。)及び法第二十二條第二項の規定による選挙人名簿の登録で当該登録に係る基準日(被登録資格の決定の基準となる日)をいう。以下この条において同じ。)が次回の国政選挙における登録に係る基準日以後であるものを行う場合のため、第一号に掲げる者のうち年齢満十九年のものでその登録月の次の登録月の前月の末日までに年齢満二十年になるものにあつては「と、ための」とあるのは「ため、これら

の及び年齢満十九年のもの(第一号に掲げる者でその登録月の次の登録月の前月の末日までに年齢満二十年になるものを除く。)にあつては公職選挙法施行令の一部を改正する政令(平成二十八年政令第二百二十七号)附則第二条第二項に規定する次回の国政選挙における登録(以下この条において「次回の国政選挙における登録」という。)及び法第二十二條第二項の規定による選挙人名簿の登録で当該登録に係る基準日(被登録資格の決定の基準となる日)をいう。以下この条において同じ。)が次回の国政選挙における登録に係る基準日以後であるものを行う場合のため、第一号に掲げる者のうち年齢満十九年のものでその登録月の次の登録月の前月の末日までに年齢満二十年になるものにあつては「と、ための」とあるのは「ため、これら

（施行期日）
第一条 この政令は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年六月一日）から施行する。

（適用区分）
第二条 この政令による改正後の公職選挙法施行令（以下この条において「新令」という。）第十四条の規定は、基準日（選挙人名簿に登録される資格（選挙人の年齢を除く。）の決定の基準となる日）をいう。以下この項及び次項において同じ。）がこの政令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後である選挙人名簿の登録に適用し、基準日が施行日前である選挙人名簿の登録については、なお従前の例による。

2 基準日が施行日前である選挙人名簿の登録に係る縦覧については、なお従前の例による。
3 新令第二十一条の規定は、調製の期日が施行日以後である選挙人名簿の再調製について適用し、調製の期日が施行日前である選挙人名簿の再調製については、なお従前の例による。
4 縦覧開始の日が施行日以前である在外選挙人名簿の登録に係る縦覧については、なお従前の例による。
5 新令第二十三条の十六第一項において準用する新令第二十一条の規定は、調製の期日が施行日以後である在外選挙人名簿の再調製について適用し、調製の期日が施行日前である在外選挙人名簿の再調製については、なお従前の例による。

6 新令第三十四条の二第一項、第三十四条の三、第三十五条第一項、第五十条第五項、第五十三条第一項、第五十九条の五の四第三項及び第四項並びに第五十九条の五の四第三項、第六項及び第七項の規定並びに次条の規定による改正後の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の規定は、施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙又は投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は投票については、なお従前の例による。

附則（平成二十九年七月一四日政令第一九〇号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十九号）附則第一条た

だし書に規定する規定の施行の日から施行する。

（適用区分）
第二条 この政令による改正後の公職選挙法施行令（次項において「新令」という。）第二十一条第一項、別表第三及び別表第五の規定は、この政令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙及び施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙については、なお従前の例による。

2 新令の規定（新令第二条第一項、別表第三及び別表第五の規定を除く。）次条の規定による改正後の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の規定、附則第四条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百一十二号）第十一条の規定、附則第五条の規定による改正後の漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条及び第二十三条の規定、附則第六条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）第二十一条第一項及び第七十二条の規定、附則第七十二条の規定による改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第三百三十五号）の規定並びに附則第八条の規定による改正後の大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）第七條第一項及び第八條の規定は、施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙、投票又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、投票又は審査については、なお従前の例による。

附則（平成三〇年三月二二日政令第五四号）抄
この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則（平成三〇年五月二三日政令第一六八号）抄
（施行期日）
1 この政令は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

附則（平成三〇年七月二五日政令第二一五号）抄
（施行期日）
1 この政令は、平成三十一年三月一日から施行する。

（適用区分）
2 この政令による改正後の公職選挙法施行令第九條の六（第三号に係る部分に限る。）、第九十二條の五第一項、第九十三條の六第一項及び第九十三條の七第一項の規定は、この政令の施行の日以後その期日を告示される都道府県又は市（特別区を含む。以下この項において同じ。）の議会の議員の選挙について適用し、この政令の施行の日の前日までにその期日を告示された都道府県又は市の議会の議員の選挙については、なお従前の例による。

附則（平成三〇年一〇月二四日政令第二九九号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

第二条 この政令による改正後の公職選挙法施行令（以下この条において「新令」という。）の規定（新令第九十二條第六項（第一号に係る部分に限る。）の規定を除く。）は、この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙から適用し、当該選挙の公示の前日までにその期日を告示される参議院議員の選挙については、なお従前の例による。

附則（平成三〇年二月二二日政令第三四四号）抄
（施行期日）
1 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十二月二十五日）から施行する。

項、第九十一條の四第二項、第九十一條の五第一項から第三項まで、第九十一條の六から第九十一條の八まで並びに第九十二條第七項及び第九項の規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される参議院議員の選挙について適用し、この政令の施行の前日までにその期日を公示され又は告示された参議院議員の選挙については、なお従前の例による。

附則（令和元年五月三一日政令第一五三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、令和元年六月一日から施行する。

第二条 この政令による改正後の公職選挙法施行令の規定、次条の規定による改正後の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の規定、附則第四条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百一十二号）第十二條第一項及び第二十五條の規定、附則第五条の規定による改正後の漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十一条第二項及び第二十三条の規定、附則第六条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）第十九條から第二二條までの規定並びに附則第七條の規定による改正後の大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）第五條から第八條までの規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙、投票又は審査について適用し、この政令の施行の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、投票又は審査については、なお従前の例による。

附則（令和元年一〇月二四日政令第一三六号）抄
（施行期日）
1 この政令は、特定複合観光施設区域整備法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和二年一月七日）から施行する。

附則（令和元年一〇月八日政令第一五六号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和元年二月一〇日政令第一七七号）

この政令は、令和元年十二月十一日から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から施行する。

附則（令和二年九月一六日政令第二八二号）

1 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十五号）の施行の日から施行する。
（適用区分）

2 この政令による改正後の公職選挙法施行令の規定は、この政令の施行の日以後その期日を告示される町村の議会の議員の選挙について適用し、この政令の施行の前日までにその期日を告示された町村の議会の議員の選挙については、なお従前の例による。

附則（令和三年二月一五日政令第二九号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（令和四年三月三〇日政令第一二八号）抄

第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。
（施行期日）

附則（令和四年三月三〇日政令第一二九号）抄

1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。
（施行期日）

附則（令和四年四月六日政令第一七二号）

1 この政令は、公布の日から施行する。
（適用区分）

2 この政令による改正後の公職選挙法施行令の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附則（令和四年一〇月五日政令第三二三号）抄

第一条 この政令は、旅券法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年三月二十七日）から施行する。

附則（令和四年二月二三日政令第三八七号）

第一条 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律（令和四年法律第八十九号）の施行の日から施行する。ただし、第四十九条の八及び第五十二条の改正規定並びに次条第二項の規定は、令和五年三月一日から施行する。
（適用区分）

第二条 この政令による改正後の公職選挙法施行令（次項において「新令」という。）第一百零五の五第一項第二号、別表第三及び別表第五の規定は、この政令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後初めてその期日を告示される衆議院議員の総選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された衆議院議員の総選挙及び施行日以後初めてその期日を告示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日（以下「前日」という。）を告示される衆議院議員の選挙については、なお従前の例による。

2 新令第四十九条の八及び第五十二条の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後その期日を告示され又は告示される選挙について適用し、同条ただし書に規定する規定の施行の前日までにその期日を告示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附則（令和五年二月一〇日政令第三三三号）抄

第一条 この政令は、最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年二月十七日）から施行する。
（施行期日）

附則（令和五年四月七日政令第一六三三号）抄

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。
（施行期日）

附則（令和六年一月一九日政令第一一四号）抄

この政令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則（令和六年一月一九日政令第一二二二号）抄

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。
（施行期日）

附則（令和六年五月二四日政令第一九〇号）抄

1 この政令は、令和六年五月二十七日から施行する。
別表第一（第三十九条関係）各点字の傍らの記載は、これに対応する文字又は記号を示す。

別表第一（第三十九条関係）各点字の傍らの記載は、これに対応する文字又は記号を示す。

あ	い	う	え	お	か	き	く	け	こ	さ	し	す	せ	そ	た	ち	つ	て	と	な	に	ぬ	ね	の	は	ひ	ふ	へ	ほ	ま	み	む	め	も	や	ゆ	よ
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

ば	び	ぶ	べ	ぼ	きゃ	きゅ	きょ	ちや	ちゅ	ちよ	しゃ	しゅ	しよ	にゃ	にゅ	によ
---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

にゃ	ちや	しゃ	きゃ	び	ぶ	べ	ぼ	にゅ	ちゅ	しゅ	きゅ	ぶ	べ	ぼ	によ	ちよ	しよ	きよ	ぶ	べ	ぼ
----	----	----	----	---	---	---	---	----	----	----	----	---	---	---	----	----	----	----	---	---	---

びや じや ひや
びゆ じゆ ひゆ
びよ じよ ひよ

ヒエ イエ
ウイ ジエ キエ びや びゃ
ウエ シエ びゆ びゅ
ウオ チエ びよ びょ
ニエ

ヴァ ガァ ファ ツァ クァ
スィ ヴィ グィ フィ ツィ クィ
テイ ヴェ グェ フェ ツェ クェ
トウ ヴォ グォ フォ ツォ クォ

一
二 デュ テュ ズィ
三 ヴ ヴュ フュ ディ
四 ヴョ フョ ドゥ
五

